

拓殖大学 経営経理研究

第 122 号

2022 年 10 月

論 文

- 企業におけるワークルール遵守強化に影響を及ぼしうる
国際的基準・ルールの可能性……………石 毛 昭 範 (1)
- 戦後日本の公認会計士制度の創設とコーポラティズム
—— わが国の監査プロフェッション形成 —— ……岡 嶋 慶 (11)
- 医療機関のレジリエンス向上を目的とした
豪雨災害記録の残し方に関する研究……………佐 野 雅 隆 (33)
- 消費者参加型新製品開発の認知と
マーケティング成果の実態……………西 大 輔 (45)
- 科学技術と社会技術における変化と環境
—— 企業経営の情報化の史的展開 —— ……金 山 茂 雄 (63)

研究ノート

- ドイツにおける監査プロフェッションの形成
—— 監査プロフェッションの比較史的考察 (1) —— ……岡 嶋 慶 (83)

書 評

- 島内高太著『企業内訓練校の教育システム
—— 連携と共有による中核技能者育成』……………石 毛 昭 範 (107)
- 2019～2021 年度 月例研究会報告 …………… (111)
- 経営経理研究・投稿規則…………… (117)
- 経営経理研究・執筆要領…………… (120)
-

前 号 目 次

論 文

- CSR 調達と中小企業の情報開示 …………… 稲 葉 知恵子 (1)
- マーチャンドライジングの仕入管理に関する研究
—— 仕入計画と商品管理を中心に ——…………… 井 上 近 子 (17)
- 相対的利得と国際交渉のダイナミクス…………… 海老名 一 郎 (39)
- 国家との関係性からみたプロフェッション史研究
—— わが国監査プロフェッション史研究へのインプリケーション ——
…………… 岡 嶋 慶 (53)
- 営業員の適性と業績に影響をおよぼす要因についての分析
…………… 北 中 英 明 (83)
- 「働き方改革」に求められる「働きがい」の視点とその意義
…………… 潜 道 文 子 (109)
- 役員報酬が連動する財務指標と経営上の目標としての
財務指標の不一致に関する考察…………… 中 村 竜 哉 (135)
- マクロ会計政策とミクロ会計政策にみる負債概念の広狭
—— 資産除去債務にかかる会計基準からの投影 —— …… 宮 川 昭 義 (147)

書 評

- 岡嶋慶著『アメリカにおける監査規制の展開
—— 監査基準の形成とエンフォースメント ——』 …… 宮 川 昭 義 (163)
- 池田真志著『生鮮野菜流通システムの再構築
—— 需給調整, 安定供給, 周年供給の視点から考える』… 田 嶋 規 雄 (167)

留学報告

- 在外研究レポート…………… 稲 葉 知恵子 (171)
- 経営経理研究・投稿規則…………… (177)
- 経営経理研究・執筆要領…………… (180)

拓殖大学
經營經理研究

第 122 号

拓殖大学經營經理研究所

企業におけるワークルール遵守強化に影響を 及ぼしうる国際的基準・ルールの可能性

石 毛 昭 範

要 約

本稿では、ワークルール（労働法）の遵守強化に関わると思われる国際的な動向とその影響について検討する。

近年、これまで主に単なるコンプライアンス（法令遵守）の観点から論じられていたワークルール遵守が、人権に関する問題として論じられるようになってきた。他方、自社のみならず、生産等の委託先、原材料等の調達先、製品等の販売先や投資先などが、ワークルールなどのルールを各国で遵守しているかが問われ、自社の製品・サービスのサプライチェーンへのチェック（デューディリジェンス）が問題になってきている。

こういった動向が企業のワークルール遵守にもたらす影響は大きいが、限界もある。まず事業展開が国内限定の場合には影響が少ない。また規制内容はILOの「中核的労働基準」の項目が主で、長時間労働などは含まれない。さらに企業の方針や取り組みの情報開示を求める規制の場合、実質的な意味が必ずしも大きくないなどの問題がある。

キーワード：ワークルール遵守、人権侵害、サプライチェーン、デューディリジェンスビジネスと人権に関する指導原則

1. はじめに

本稿は、企業が労働者（従業員）を雇用し、活用する際のルールであるワークルール（労働法）について、その遵守強化に関わると思われる国際的な動きについて考察し、どのような影響が考えられるか検討するものである。

企業は、労働者を雇用し、その能力を活用して製品・サービスを生産し、売上や利益といったリターンを得る。人的資源の活用（すなわち労働者の活用）にあたっては、その主体が生身の人間であることや、経営者と労働者の力関係の不均衡などから、他の経営資源の活用に比べ、より強い法的な制約が存在している。これはワークルールによる制約というべきものである。企業の経営者や管理者は、ワークルールをはじめとする各種の法的な制約を理解し、その制約を了知したうえで経営・管理活動を進めていく必要がある¹⁾。

このワークルール遵守の問題の企業の経営に与える意味が、近年の国際的な動向によって変化し

てきているように思われる。そこには2つのポイントが考えられるのであり、この論文で論じていくことになる。

第1には、今まで主にコンプライアンス（法令遵守）の観点から論じられることが多かったワークルール遵守の問題が、単なる法令遵守を越えて人権に関する問題として論じられる例が出てきたことである²⁾。人権に対する配慮が十分でないと批判されれば、その企業に対するダメージは計り知れない。

第2には、今まで自社（あるいは傘下の企業）でワークルールの遵守を図っていればよかったのが、生産等の委託先、請負先、原材料や生産機械等の調達先、果ては製品等の販売先や投資先など、多くの関連先がワークルールをはじめとした各種のルールを、それぞれの国で遵守しているかどうかまでが問われるようになってきたということである。つまり、これはいわゆる自社の製品・サービスのサプライチェーンに対してどの程度チェックを行っているかの問題になってきたということである³⁾。それぞれの国でのルールの遵守ということになると、関わりのある先（例えば取引先）は非常に多くなる可能性がある。しかも、国際的に広く取引のある企業（とりわけ多国籍企業あるいはグローバル企業）にとどまらず、主に特定国（例えば日本）でのみ事業活動を行っている企業にも影響が及ぶことも考えられる。

以下、このような動きがどのように現れてきたのか、そして、それがワークルール遵守の問題にどのような影響を与える可能性があるか論じていくこととしたい。

2. サプライチェーンにおける人権侵害の問題

～契機としてのウイグル族労働者の問題

最近、大きく取り上げられたのが、中国の新疆ウイグル自治区におけるウイグル族労働者の強制労働問題である⁴⁾。これ自体はいわば中国国内の問題であるが、そういったことに関わっている（と思われる）企業と取引がある（いわばサプライチェーン上にある）企業が中国以外にあることが人権上の問題になったのである⁵⁾。

2020年にオーストラリアのシンクタンク「オーストラリア戦略政策研究所」が、ウイグル族を強制労働させている中国の企業と取引している可能性のある企業名（世界の83社）を発表、この中に日本企業も14社含まれていた。指摘を受けて企業の多くは調査を行い、2021年4月の国際人権団体「ヒューマンライツ・ナウ」などの質問に対しては、回答した日本企業の全社が、自社の取引先での強制労働はなかった、とした（未回答が1社あり）⁶⁾。

また、2021年1月にファーストリテイリング傘下のユニクロがアメリカで輸入しようとした綿製のシャツが、中国の新疆ウイグル自治区産の製品に対する禁輸命令（同自治区での人権問題に関連して発せられた命令）に違反した可能性があると、アメリカの税関・国境警備局によって、輸入を差し止められるという事件が起きた。同社は2021年5月に、自社のサプライチェーンにおいて強制労働の事実はないこと、サプライチェーンにおける人権の尊重を最優先課題として取り組んでいることを表明した⁷⁾。

この問題は、（特に後者については）中国と欧米諸国の対立という環境のもとで発生した事態であるといえる。いわゆる自社のワークルール遵守の問題ではなく、しかも取引先・調達先が所在国

でワークルール違反を犯したという問題でもない（この例では中国は自国の法令違反や強制労働を認めてはいない）。しかし、ワークルール遵守をめぐる問題が企業経営に影響を及ぼしうることを示している。それは、この問題でみられるようなサプライチェーン上の企業だけではなく、自社でのワークルール遵守状況が、取引先との関係で問題になる可能性を意味する。もし、ある企業で自国のワークルール違反と疑われる状況があり、それが他国政府や人権団体、当該企業の取引先から人権侵害と疑われた場合、取引が中止・停止されたり、出資・投資を見直されたりする恐れがある。

その意味では、それぞれの企業が、自社のサプライチェーンに属する企業に対するデューディリジェンスを厳格に行うことが求められるようになってきている。デューディリジェンスとは、もともと投資や M & A に際して相手先の問題点やリスクを調査・分析することをいう。かつては財務面や法務面が重視されており、M & A などの特別なイベントの時や、自社が投資・出資を行う先へのチェックにおいて行われるものであった⁸⁾。

ところが近年、ここで取り上げている人権面のほか、環境面などでのデューディリジェンスが取り上げられるようになった。つまり、人権や環境に対する対応が十分でない場合、それが自社だけでなく取引先などの対応であっても、問題視されたり経営上のリスクになったりする可能性が生じてきたのである。したがって、問題発生時だけでなく定期的なチェックとして人権面・環境面なども含めたデューディリジェンスが必要になってきているのである。

3. 企業活動に関わる人権問題への国際的な取り組み

～これまでの経緯

では、なぜサプライチェーンにおける人権侵害がこのような大きな問題になったのであろうか。もともと、憲法（国内の基本法）や国際法では人権を守るのは国家の役目であり、自国の政府が自国の国民の人権擁護の義務を負うのであって、企業が人権擁護に関わるというのは例外的であった⁹⁾。

しかし、国際的にみると労働をめぐる人権侵害がなお残る国が少なくない。そして、企業活動のグローバル化や多国籍企業の増加に伴い、外国進出企業や、取引先の外国企業がその国において、強制労働や児童労働など労働に関わる人権侵害に関与するという事例がしばしば見いだされ、問題視されるようになった。

労働に関わるものにとどまらず、企業活動に関わる人権問題は次第に国際的に注目されるようになった。多国籍企業の自国外での活動が当該国の労働者や住民との軋轢を生んでいることに対して、国連で議論が行われるようになったのは 1970 年代であるが、先進国と発展途上国の対立もあり、なかなか議論が進まなかった¹⁰⁾。

2000 年代に入り、当時のアナン国連事務総長に任命されたラギー国連事務総長特別代表の主導により、ようやく議論が進むようになった。ラギーは「人権侵害からの保護の国家の義務」「人権尊重の企業の責任」「人権侵害からの救済手段」という「保護・尊重・救済」の枠組みをつくり、2008 年に国連人権理事会で了承を取り付け、さらにこの枠組みに肉付けを加えた最終報告書である「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、本報告において「指導原則」という）をつくり、

2011 年の国連人権理事会での採択に漕ぎつけた¹¹⁾。

この指導原則は企業に対して、企業活動による人権に対する負の影響が起きないようにすること、負の影響が生じた場合の対処を行うこと、取引関係によって自社の製品・サービスに直接関連する人権への負の影響を防ぐことを求めている。また、そのための行動として、人権尊重の責務を果たすという宣言や、人権への負の影響に関する責任を持つための人権デューディリジェンスの定期的な実施、企業が関わった人権への負の影響に対する救済手続を求めている¹²⁾。

ただ、この指導原則自体には法的拘束力はない。また、企業に直接の義務を課すものではなく、自発的な活動を促すものであるという（自発的アプローチという）。ラギーは、私企業は社会的基準に従って行動しないと生存できない状況にあると考えるとともに、企業の多様性や企業の行動の実現可能性に鑑み、自発的アプローチの有効性を主張した¹³⁾。

その後、この指導原則をもとに、各種の国際的な基準の制定や、各国による計画策定が進められている。例えば、各国の企業に人権に配慮した適切な活動を実行させるために、各国が取り組む施策をまとめた「ビジネスと人権に関する国別行動計画」がある。これは国連によって作成が奨励されているもので、すでに数十か国が策定している（日本の動きについては後述）¹⁴⁾。ただ、これらはほとんどが強制力を伴うものではなく、企業などの自発的な活動（およびそれらに対する国などの支援）に依存するところが大きい。これに対して、西欧諸国など先進国を中心に、労働をめぐる人権侵害を防ぐための法制化の動きが進んでいる。

4. 企業による人権侵害防止に関する規制の世界的動向

(1) 西欧諸国の状況

西欧諸国では、人権のほか環境や気候変動などに対して厳しい風潮が強く、規制強化の動きがみられる。近年、上記の指導原則などの国際的な枠組みから踏み込んで、個別の企業のみならず、広くサプライチェーンを対象とした規制として、強制労働・児童労働の禁止や、デューディリジェンスの義務化などの法制化が進められている。2015 年の英国での「現代奴隷法」（強制労働や人身取引の防止など）や 2017 年の仏国「注意義務法」（親会社や発注会社によるデューディリジェンスの義務付け）などがその例である。仏国では、先述の中国の新疆ウイグル自治区での人権問題（ウイグル族の強制労働）に関連して、人権 NGO の告発を受けて、2021 年 6 月に同国の検察当局がユニクロの仏国法人などの捜査に入ったと報じられている。独国では 2021 年 6 月に「デューディリジェンス法」が成立（施行は 2023 年 1 月）した。独国内に拠点を置く一定規模以上の企業（当初は従業員 3,000 人以上、2024 年からは 1,000 人以上）には、人権・環境に関わるリスク管理体制の確立や定期的なリスク分析の実施が求められ、リスクが実際に確認された場合には是正のための措置を講じる義務が課されることとなった。

さらに進んで、EU レベルでの規制が進められつつある。EU では全体として、統一的かつ強制力のある施策の必要性が高まり、EU としての立法化の動きがみられる。2020 年 7 月に欧州委員会が公表した「持続可能な企業統治に関する端緒の影響評価文書」によれば、企業に対して、そのバリューチェーン¹⁵⁾における活動による人権（労働者や児童労働を含む）や環境などへの悪影響を明確にして、それを防ぐ義務を課している¹⁶⁾。

2021年3月に欧州議会は欧州委員会に、企業に対して、そのバリューチェーンへ人権・環境に関するデューディリジェンスを実施することを法制化するように求める報告を採択した。これはEU域内で事業活動を行う企業全体が対象になっており、日本企業も対象になりうるものである¹⁷⁾。

これを受けて、2022年2月に欧州委員会は、「企業持続可能性デューディリジェンス指令案」を発表した¹⁸⁾。対象となる企業は、EU域内で設立された一定規模以上の企業と、EU域外設立でEU域内での売上が一定以上の企業とされ、EU企業約13,000社とEU域外企業約4,000社が対象となる見込みということであり¹⁹⁾、ほぼ大企業のみが対象とされた。この指令案では、対象企業にデューディリジェンスについての方針の明確化、人権上の悪影響の特定・予防・解消、苦情処理手続やモニタリング、情報公開を求めている。この指令案は、EU理事会と欧州議会での審議を経て採択に至ったうえで、EU加盟国の国内法制化の手続を経て適用されることになり、その場合、EU加盟国全体に及ぶ強い規制が敷かれることになる²⁰⁾。

(2) 米国の状況

米国では、連邦レベルでのサプライチェーンを対象とした規制強化（デューディリジェンスの義務づけなど）の動きは少ない。ただ、貿易面で人権問題を理由とした規制強化の動きはみられる。とりわけ輸入については、強制労働が行われていると判断された地域からの輸入禁止が規定されている。上述のユニクロに対する輸入差し止めはこの規制によるものである。このほか、2015年の連邦調達規則の改正で、連邦政府機関と契約する企業には、デューディリジェンスを実施して強制労働などがないことを毎年確認することが義務づけられた。

州レベルでは、カリフォルニア州で2010年に「サプライチェーン透明法」が制定されており、一定規模以上の企業に対して、そのサプライチェーンから強制労働や人身売買をなくすための取り組みの開示が義務づけられている。

米国の場合、直接的な規制の動きは輸入規制などを除けば欧州に比べ少ない。むしろ、企業による情報開示を重視する傾向があり、人権団体等が企業の開示情報や企業への調査結果をもとに企業の人権に対する方針や取り組みを発表することが多い（これは米国のみならず西欧諸国でもよくみられる）。つまり、企業の行動を直接規制するより、企業の方針や行動をチェックすることにより、取引先企業、投資家や一般消費者などに企業を評価させ、それにより企業に行動を促していくということであろう。こういったことを投資の基準としたり出資者として企業に質問したりする動きも少なからずみられる²¹⁾。

(3) 日本の状況 ― 指導原則に基づく行動計画を中心に ―

上述のとおり、国連は指導原則に基づき「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の作成を奨励しており、日本政府も2020年に『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」として策定した（図を参照のこと）。

この計画の策定にあたって設けられた諮問委員会では、連合、日弁連、ILO駐日事務所やNGOなどが労働の分野で提言を行っており、それも織り込まれた形で計画がつけられている²²⁾。

この計画では、分野別活動計画の筆頭に「労働（ディーセント・ワークの促進等）」が掲げられ、ディーセント・ワークの促進、ハラスメント対策の強化、労働者の権利の保護・尊重（含む外国人



図『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）分野別行動計画

出所：外務省 HP（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104258.pdf>、2021.6.16 閲覧）より抜粋して作成。

労働者、外国人技能実習生等）がうたわれている。この後、二者は明らかにワークルール遵守に関わる内容といえる。ただし、計画の内容を見ていくと、ディーセント・ワークの促進、ハラスメント対策、外国人労働への多言語対応については既存の取り組みを“引き続き”推進していくにとどまっている。国際的に批判の大きい外国人技能実習については、技能実習生の失踪防止に向けた新たな施策の実施がうたわれているものの、その他はやはり“制度の適正化”や“改善方策の着実な実施”にとどまっている。そもそも「労働者の権利の保護・尊重」でうたわれているのは外国人労働者と外国人技能実習生に関する事項のみで、日本人労働者に関する事項は全くない。

総じてこの計画は、外国人技能実習については改善に向けて取り組む姿勢を見せているものの、それ以外については日本政府の既存の政策を指導原則の流れに沿って整理することが中心になっており、この計画によって企業の行動変容を促すという姿勢はあまり感じられない。

(4) 世界的動向の意義と限界

これまで述べてきたように、労働をめぐる問題を人権に関する問題ととらえ、企業自身や自企業のサプライチェーン上にある企業が、人権を守り、人権侵害行為を起こさないようにするとともに、そういった方針や取り組みに対するチェックをデューディリジェンスという形で定期的に行い、チェックの結果を開示するという傾向が、程度の差こそあれ世界的にみられるようになってきている。

この動向の意義は小さくない。企業が労働をめぐる問題に関心を持ち、ワークルール遵守を含めた従業員の労働環境の改善を進めていくことは望ましいことである。しかも、サプライチェーンや投資・出資という形で他の企業や投資家からのチェックを受けるというのは、利益や損失などといった経済合理性に訴えて企業の行動変容を促すということであって、単に法令上の規制に対応することとは意味が異なる。日本企業でも、上述のユニクロの例にとどまらず、大企業や国際的な取引の多い企業を中心に、人権重視の方針が明記され、具体的な取り組みが行われ、そしてそれらの開示が広がりつつある²³⁾。

しかし、この動向には限界もある。まず、これらの規制の対象となる企業は、外国に進出しており、外国企業と取引があったりする企業にほぼ限定される。日本企業の場合、事業展開が日本国内に限定されている場合は、日本において自社のサプライチェーンへのデューディリジェンスなどの規制がよほど強くならなければ、こういった動向の影響を受けることはあまり考えられない。

また、各国の規制を見る限りは、強制労働や児童労働といった深刻な人権侵害が主な対象である。これは、ILO（国際労働機関）が労働に関する最低限の基準として定めた「中核的労働基準」にあげられている項目（結社の自由と団体交渉権の保護、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃）にも含まれており、国際的にも重視されているものであって、当然ともいえることである。反面、日本で深刻な問題である長時間労働（これも一種の強制労働といえなくもないが）などはほぼ対象外といえる。主に国内で事業展開している企業に対するワークルール遵守の促進には、このような動きの影響は限定的といえる²⁴⁾。

さらに、企業の方針や取り組みの情報開示を求める規制の場合、その情報の受け手によって当該企業への評価は異なる可能性があり、労働をめぐる問題の場合、そのような問題に関心の薄い受け手にとっては情報の価値は大きいものではない。そういった受け手が主な顧客や投資家である企業であれば、労働をめぐる問題に取り組む動機づけにはなりにくいであろう。そもそも、そういった情報の信頼性をどう確保するかという問題もある。財務情報の場合は監査（監査役や監査委員の監査および監査人の監査）があるが、人権や環境などの取り組みの場合、開示情報に対するチェックはありうるのか、そのチェック自体が信頼できるのかという問題もある。

5. おわりに

ワークルール遵守をはじめとした企業の労働に対する取り組みが、人権の問題としてより強くとらえられるようになり、さらにはそれが各国、あるいは国際的な規制の対象になったのは、比較的最近のことである。従って、こういった動向が企業の活動、とりわけワークルール遵守にどのようなつながっていくかについては、未知数というべき面が多い。特に、国際的な事業展開を行っている企業に比べ、国内中心に事業展開している企業にとっては、どのように影響が及ぶかまだ不明な点が多い。

今後、世界的な動向をさらに注視していくとともに、それが企業の活動にどのようなつながっていくか、そこに日本特有の要因がどのようにかわっていくのかなどについて考察を続けていくこととしたい。

《注》

- 1) 石毛 (2019)。
- 2) こういった論考として例えば吾郷 (2019)。
- 3) こういった論考として例えば菅原 (2017)。
- 4) 強制労働が、とりわけ米国で問題とされた経緯について田中周 (2021)。
- 5) この経緯をまとめた文献として木内 (2021)。
- 6) 14 社は以下のとおり (順不同)。京セラ、しまむら、シャープ、ジャパニディスプレイ、ソニー、TDK、東芝、任天堂、パナソニック、日立製作所、ファーストリテイリング、三菱電機、ミツミ電機、良品計画。なお、未回答はパナソニック。高橋 (2021) による。
- 7) ファーストリテイリング (2020)。
- 8) もともとデューディリジェンスとは英米法のもとでの請求への防御方法として用いられていた用語で、取引を行うにあたってその取引に影響を与えうる問題点の有無を検討する手続一般をさすものであった (長島・大野・常松法律事務所 (2014))。法務面のデューディリジェンスが日本で一般化したのは 1990 年代後半以降とされる。
- 9) 例外の 1 つが強制労働の禁止である。ILO (国際労働機関) では 1930 年代から強制労働禁止の条約が採択され、日本でも労働基準法第 5 条で強制労働禁止の規定が設けられ、これは企業にも適用されている。なおその違反には労働基準法で最も厳しい刑罰が科されている。菅野 (2019)。
- 10) Ruggie (2013), 大橋・竹林 (2016)。
- 11) この枠組みはのちに ISO (国際標準化機構) が制定した ISO26000 (組織の社会的責任に関する国際規格) にも影響を与えた。ISO26000 については別稿で論じたい (ISO26000 を CSR の包括的国際行動規範として評価している論考として田中宏司 (2011))。
- 12) 渡邊 (2020)。
- 13) Ruggie (2013), 大橋・竹林 (2016)。
- 14) ビジネスと人権に関する行動計画にかかる関係府省庁連絡会議 (2020)。
- 15) 製造・販売などというプロセスを通して生み出される価値に着目するという意味でサプライチェーンとは異なる概念だが、いずれも製品やサービスが最終消費者に届くまでの流れと、それに関わる企業全体を指すものである。
- 16) 濱口 (2021)。
- 17) 日本貿易振興機構海外調査部 (2021)。
- 18) EUROPEAN COMMISSION (2022)。
- 19) 日本貿易振興機構 (2022)。
- 20) EU および EU 加盟国の立法過程については国立国会図書館 HP (<https://rnavi.ndl.go.jp/jp/politics/eu-law.html>) が詳しい。
- 21) いわゆる ESG 投資はその例である。労働面での取り組みは ESG のうち S (社会への貢献) にあたる。別稿で論じたい。
- 22) ビジネスと人権に関する行動計画にかかる関係府省庁連絡会議 (2020)。
- 23) これには、東京証券取引所の「コーポレートガバナンスコード」の影響もありうる。2021 年の改定で初めて「従業員の健康・労働環境への配慮」がうたわれた。別稿で論じたい。
- 24) 『『ビジネスと人権』に関する行動計画』策定に向けての作業部会の会合で、ILO 駐日事務所の田中竜介氏は「人権デュー・ディリジェンスは非常に重要であるが、その厳格な要求は中小企業や途上国のサプライチェーンに過度な負担を及ぼす可能性もあるため、義務化する場合にはその度合いについて十分議論すべき」(外務省 (2019)) と述べている。現実的な認識ともいえるが、やや消極的な姿勢がうかがわれる。他方、日弁連の高橋大祐氏は同会合で「企業に関する行動の検討にあたっては、『人権デュー・ディリジェンスの促進』の達成のための手段として『中小企業の支援』(中略) の追加を検討頂きたい」(外務省 (2019)) と述べており、中小企業のデューディリジェンスの取り組みへの政府の支援を訴えている。弁護士の業務拡大を意図したとみられなくもないが、中小企業のデューディリジェンス強化はワークルール遵守の推進に大きな影響を与えられと考えられることから、この姿勢は評価しうるものである。

参考文献

- 吾郷眞一 (2019)「ビジネスと人権——ソフトローの役割」,『法律時報』, 2019 年 9 月号: 57-62.
- ビジネスと人権に関する行動計画にかかる関係府省庁連絡会議 (2020)『「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020-2025)』. (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>. 2021. 6. 13 閲覧)
- EUROPEAN COMMISSION (2022) DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937. (https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_1_183885_prop_dir_susta_en.pdf. 2022. 6. 13 閲覧)
- ファーストリテイリング (2020)「新疆ウイグル自治区に関連する報道等について」. (<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/news/2008171600.html>. 2022. 6. 13 閲覧)
- 外務省 (2019)『「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画に係る作業部会」によるコンサルテーション会合 議事要旨」. (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000502177.pdf> 2021.6.15 閲覧)
- 濱口桂一郎 (2021)「EU のデューデリジエンス指令案への動き」,『労基旬報』, 2021 年 5 月 25 日号.
- 石毛昭範 (2019)「企業におけるワークルールの知識普及・遵守と労務監査・労働条件審査」日本経営学会編『経営学論集 89 集』, 千倉書房: F7-1—F7-6.
- 木内登英 (2021)「中国の人権問題が貿易分野に本格的に波及」,『ナレッジ・インサイト』. (<https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/1st/2021/fis/kiuchi/1228> 2021. 6. 13 閲覧)
- 国際連合 (サステナビリティ日本フォーラム, ヒューライツ大阪訳) (2011)『ビジネスと人権に関する指導原則』. (https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404 2021. 6. 1 閲覧)
- 長島・大野・常松法律事務所 (2014)『M & A を成功に導く法務デューデリジエンスの実務 (第 3 版)』, 中央経済社.
- 日本貿易振興機構海外調査部 (2021)『「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例』, 日本貿易振興機構 (ジェトロ).
- 日本貿易振興機構 (2022)「ビジネス短信『欧州委, 人権・環境デューデリジエンスの義務化指令案を発表』」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/270ab8bbbd9b69d1.html> 2022. 6. 13 閲覧)
- 大橋昭一・竹林浩志 (2016)「現代の事業経営における人権問題」,『経済理論 (和歌山大学)』, 385 号: pp. 25-40.
- Ruggie, J. G (2013) “JUST BUSINESS,” W. W. Norton & Company, Inc. (東澤靖訳 (2014)『正しいビジネス』, 岩波書店.)
- 菅原絵美 (2017) バリューチェーンにおける人権侵害,『IMADR ブックレット 17 サプライチェーンにおける人権への挑戦』: pp. 45-58.
- 菅野和夫 (2019)『労働法 (第 12 版)』, 弘文堂.
- 高橋史弥 (2021)『「ウイグル族の強制労働に関与」指摘された日本企業 14 社への調査結果を公表。回答の全社が否定』,『ハフポスト』, 2021 年 4 月 8 日, (https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_606e75edc5b6c70eccadb716 2021. 6. 16 閲覧)
- 田中宏司 (2011)「CSR 経営と国際規格 ISO26000 の展望」,『異文化コミュニケーション研究』, 23 号: pp. 177-186.
- 田中周 (2021)『新疆・ウイグル族をめぐる諸問題』, 東京大学先端科学技術研究センター.
- 渡邊純子 (2020)『「ビジネスと人権」の概要と国際的潮流』,『西村あさひ法律事務所 BUSINESS LAWYERS ニュースレター』, 2020 年 12 月 21 日号. (<https://www.businesslawyers.jp/articles/872> 2021. 6. 16 閲覧)

(原稿受付 2022 年 6 月 14 日)

戦後日本の公認会計士制度の創設とコーポラティズム

——わが国の監査プロフェッション形成——

岡 嶋 慶

要 旨

第二次大戦後、連合国占領下において、証券取引法に基づいて提出される財務諸表の監査証明の担い手としての新たな役割を果たすために創設された公認会計士制度の創設が、プロフェッション史の文脈で、どのような歴史的意義を持っているのかを考察する。

公認会計士制度の創設に関するこれまでの論稿では、必ずしもクロス・ナショナルな分析を意識しておらず、したがって、戦後の占領下という特殊事情のなかでどのような政策決定がなされており、その政策思考がこの公認会計士制度の創設という政策にどのように反映されていたのかという点に焦点を当てていない。

そこで、本稿では、占領下での行政官僚が、どのような意図で公認会計士制度を創設したのか、その基礎的な条件を明らかにし、コーポラティズムの観点から考察する。さらに、そこからどのような監査プロフェッション規制の枠組みを確立したのかを明らかにすることを目的とする。

キーワード：公認会計士、計理士、GHQ、プロフェッション団体、コーポラティズム、会計士管理委員会、アソシエーションイズム

1. はじめに

わが国の公認会計士制度は、第二次大戦後に、連合国占領下において、証券取引法に基づいて提出される財務諸表の監査証明の担い手としての新たな役割を果たすために創設されたものである。

公認会計士制度を中心とした、わが国の職業会計士の歴史的発展に関する研究としては、原征士『わが国職業的監査人制度発達史』（白桃書房、1989年）がすでに知られている。また、百合野正博『日本の会計士監査』（森山書店、1999年）も、わが国における職業会計士制度をその社会経済的文脈のもとで理解し、日本的な会計士監査の特質を捉えようとしている。しかしながら、これらは、必ずしも、プロフェッション史の文脈で、公認会計士職を捉えるものではなく、したがって、諸国の監査プロフェッションのクロス・ナショナルな分析にも寄与するところがなかった。

本研究は、日本の公認会計士職を監査プロフェッションと理解し、比較史的な観点から公認会計士プロフェッションの生成と発展を論ずるものである。とりわけ、プロフェッション史において通用されているプロフェッションと国家——典型的には、プロフェッション団体と国家機関——の関

係を重要視する視点から、日本のプロフェッション化の特徴を明らかにしようとしている。

プロフェッションの発展、つまりプロフェッション化には、一般に、いくつかの異なったパターンがあると考えられている。Åmark (1990) はプロフェッション発展の経路として3つの類型を示している (Åmark, 1990: 101)。1つに、伝統的なプロフェッションから近代的な科学プロフェッションへの移行、2つに、既存の技能レベルから「プロフェッション」への昇華、3つに、「歴史的継続性なしに、完全に新しい職業を創出する」(Ibid.) ことを通じた、プロフェッションの誕生である。種々の国々で、また、種々の時代で、全く新しい職業を創出するというプロフェッション化の経路が識別されている。それぞれ、1つめの例として内科医を、2つめの例として外科医、薬剤師、獣医師、歯科医を挙げているので、1つめはイングランドの王立内科院 (Royal College of Physicians) のような伝統的なコーポレート・モデルから生まれたプロフェッションを、2つめはそれ以降に何らかの再構成を受けたプロフェッションをそれぞれ指しているものと見られる。そして3つめであるが、Åmark は、ジャーナリスト、社会学者、心理学者を例示している。そもそも工業化の進行にともなって生まれてきた新興プロフェッションである会計士や監査人が2つめの例なのか3つめの例なのかは必ずしも明らかではないが、わが国の公認会計士の場合には、戦後に「創設」されたという点では3つめのものと捉えてもよさそうである。

しかしながら、他面、プロフェッション化を推し進めるアクターとしてのプロフェッション団体の役割を重視するのであれば、そうとばかりは言えない。戦前のわが国には、計理士という会計専門職——プロフェッションと言ってよい——が厳然と存在していたからである。公認会計士の創設について戦前の計理士からの歴史的連続性を無視することはできない。この問題はプロフェッションとしての管轄領域の区画化という問題にも直結しており、その文脈から、本研究がなぜ日本の“監査”プロフェッションの形成を扱っているかを説明できるものでなければならない。そこで、本稿では、計理士の利益を代表するプロフェッション団体としての日本計理士会を、公認会計士制度の創設に関与した重要なアクターとして捉えている。

1.1 占領期の政策決定

連合国総司令部 (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers; GHQ/SCAP. 以下、GHQ) による日本への占領政策は、ドイツの場合と異なり、実質的にアメリカ一国によって担われた。そこでは、直接軍政ではなく、間接統治の方式がとられた。GHQ からの日本政府への「指令」は公式には覚書 (Memorandum) の形で出された (福永, 2014: 40-41; 大蔵省, 1976)。事実上、GHQ の各担当局に権限が委譲されていた。そのうえで日本政府 (行政機関) がこれに合わせて政策立案を行なう「覚書」形式であった。「日本政府を通じた間接統治方式」を採用していたことは、占領下でなされた種々の改革の性格に大きな影響を与えた (五百旗頭, 1985)。

福永 (2014) によれば、占領期における戦後日本の形成は、アメリカによる占領政策だけで進められたわけではなく、種々の改革は、所管する官僚たちによって、戦前から企図され、占領下の民主化によって一気に解き放たれた側面もある (福永, 2014: 4-7)。

本稿では、アメリカの占領下という特殊な状況のもとで、日本の行政官僚がある一定の方向性を持って公認会計士制度を生み出し、このプロフェッションを規制する枠組みを確立したという見立てをしている。そこにおいて、アソシエーションイズムとも称されるアングロ・アメリカ的なプロ

フェッション規制のモードがどのように作用したのかを検討している。

1.2 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。続く2節では、戦前の会計士職の発展とそこにおける各種の会計プロフェッション団体について触れる。3節では、戦後改革のなかでの計理士制度の再検討の経緯について説明する。4節では、公認会計士法制定に至るわが国における監査プロフェッションの創設の経緯について説明する。5節では、プロフェッションの比較史的観点から、国家機関とプロフェッション団体がどのような関係性を持って、公認会計士制度に組み込まれたのかを議論・分析する。そこでは、コーポラティズムの政策思考が反映されていたのか、反映されていたとすればどのように反映されていたのかを検討している。最後の結論のセクションで、そこから得られるインプリケーションとこの研究のもたらす意義に関する結論を述べる。

2. 公認会計士制度創設前史

わが国の監査（会計）プロフェッション史の前史は、計理士制度に結実した戦前の会計士職の形成である。計理士制度は、昭和2年の計理士法によって生まれたもので、日本計理士会等々の団体を有しており、プロフェッションと呼べるための外形的要素は具備していた。計理士法では、計理士の業務は「会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案を為すこと」（第1条）とされており、したがって、計理士はこれらの業務を管轄領域（jurisdiction）とする会計プロフェッションと捉えることができる。

日本計理士会の前身は、大正10年6月に創立された日本会計士会であり、これが計理士法に至る会計士法制定運動を主導したことは事実であるので、その意味では、計理士法以前から、会計プロフェッションが存在しており、プロフェッション団体を通じたプロフェッション化プロジェクトが進められており、むしろ、計理士法の制定はその1つの成果にすぎないとも捉えられる（原，1989；平野，2011）。

しかしながら、反面、戦前の計理士は、種々の理由で、戦前において高い評価を受けることがなかったため、戦後の公認会計士制度の創設にあたり、その直接的な母体にはならなかった。それでも、戦前から、このような先駆的な会計“プロフェッション”が存在していたことは、公認会計士職の創設を単に「完全に新しいプロフェッション」の創出として理解すべきでない重要な要因である。

会計士職に関連して、計理士法制定後には、いくつかの団体が存在していた（友岡，2018）。

2.1 日本計理士会，全日本計理士協会

昭和2年の計理士法制定にともなって、既存の社団法人日本会計士会は社団法人日本計理士会となり、同じく既存の東京会計士協会の会員たちは社団法人東京計理士会を設立し、これに移行した。昭和3年末には計理士の登録数は830名に増加し、業界の動きも活発化する一面、統一化の機運もあり、さらに、社団法人として全日本計理士協会が設立された。

昭和4年には、全日本計理士協会西部部会の会員により、西日本計理士会および大阪計理士会が

設立された。西日本計理士会は、昭和5年に設立された東日本計理士会とともに計理士会日本連盟を結成した。

この間、横浜、名古屋、京都、神戸、福岡などの都市を中心に、各地に地域的な連絡機関が結成され、のちの府県別計理士会の母体となった。

このように計理士会には全国的なものも地方的なものもあったが、相互の間には必ずしも連絡はなく、千差万別の状態であった。また昭和8年には、大阪府、愛知県、兵庫県、京都府の各社団法人の計理士会が設立された。

昭和14年11月、全日本、東京、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県の6団体法人計理士会が大同団結し、大日本計理士会連合会が結成された（日本公認会計士協会、1975a: 96-100）。

2.2 日本税務代理士会連合会

明治27・28年頃から税務代弁を業とする者たちが現れ、大正時代には激増するようになったが、昭和2年計理士法制定により、いったんその多くが計理士となった。昭和7年には、大阪税務代弁会、神戸税務代弁会などが設立され始めた。昭和15年には、大阪、名古屋、京都および兵庫の4団体によって日本税務代理人連合会が設立された（日本公認会計士協会、1975a: 88-89）。

そうしたなか、税務の代理業について大蔵省主税局が関心を持ち、税務代理士制度を設けることとなった（太田、1956: 188）。税務代理士法が成立したのは昭和17年2月のことである。しかし、「当時資格は極めて寛大であって、大体過去の実績によって認可されたのであり、計理士の大半は同時に税務代理士の称号を得た」（*Ibid.*）とされる（友岡、2018: 154-157）。

2.3 日本検査計理士会

西日本計理士会の木村禎橘の主導によって創立された団体である。税務代理士制度の創設が「〔木村の〕意図する如く計理士を浄化するには至らなかった」（太田、1956: 188）ため、木村は、「真の計理士は監査を専業としなければならない」（*Ibid.*）として、日本検査計理士会を設立した。この「日本検査計理士会は、計理士制度の改革を計理士法の改正によってではなく、計理士法とは別に、より高級の検査計理士法を制定し、また税務代理業務については、税務代理人法の制定をもって、制度改革を目指し」（原、1989: 303）た。

太田は、こうした動きに関し、「大蔵省当局も、計理士制度を何とか改善しなければならないという感を抱くようになり、また一般計理士側でも当時の制度では資格が寛大に過ぎて自から軽んずるの風を生ずる惧れがあるので、その改善を望んでいた。それ等が終戦後〔昭和〕23年の公認会計士制度まで脈々として関連している」（太田、1956: 188）と述べている（友岡、2018: 157-160）。

2.4 産業経理協会

戦中、軍需工場を中心に原価計算が着々実施されるようになるなか、昭和16年初めに、企画院が原価計算に関する要綱を作成した。これにともない、太田哲三を中心に原価計算の協会の設立が発起され、昭和16年9月に日本原価計算協会として創立された。翌年9月に財団法人となった。日本原価計算協会では、雑誌『原価計算』を発行し、原価計算の普及と原価計算に関する研究の促進に尽力した（太田、1956: 178-184）。

戦後、昭和 21 年 5 月には、財団法人産業経理協会と名称変更された。産業経理協会は、公認会計士法制定当時、学界の意見の代表であると目されていた。

3. 戦後改革と計理士法改正問題

前述した太田（1956: 188）の説明によれば、大蔵省当局は、すでに終戦前に、計理士制度の改革の必要性を感じていた。

戦後、日本経済の民主的再建が求められるなか、証券民主化と外国資本の導入が要請された。これら 2 つを基本的要請として、計理士制度の改革という観点から、監査プロフェッションの創設が検討されるようになる。

3.1 昭和 22 年証券取引法の制定

日本政府の喫緊の要請は証券取引所の再開であり、そのために、取引所取引の取り締まりとともに、総括的な証券取引法の制定が必要とされた（大蔵省、1979）。そこで、大蔵省は、GHQ との折衝を行い、アメリカの証券法および証券取引所法に沿った証券取引法案を作成した。証券取引法案は、昭和 22 年 3 月 4 日の閣議決定を経て、3 月 5 日、第 92 回帝国議会で提出され、3 月 7 日に GHQ の承認を経て、無修正で議会通过し、3 月 28 日公布された。

こうして昭和 22 年証券取引法が制定され、同法において証券発行者の財務諸表に対する「監査証明」が要求されるようになった。同法では、その担い手には計理士が想定されていた。すなわち、昭和 22 年証券取引法第 193 条では、「財務計算に関する書類は、その者と特別の利害関係のない計理士の監査証明を受けなければならない」とされていた。

しかしながら、種々の理由で、昭和 22 年証券取引法はただちに施行に移されることなく、公布から 7 ヶ月ほどたった昭和 22（1947）年 10 月、証券取引委員会に関する規定のみが施行された（大蔵省、1979: 324-325）。

3.2 計理士制度調査委員会設置までの経緯

西野（1985）は、昭和 21 年に入って、「GHQ [の Hessler] から日本政府がなかなか公認会計士法案をまとめてこないのに至急案をまとめるよう命じられた」という内容の電話を村瀬玄（元東京商科大学教授）から受けたとしている（西野、1985: 60）。この間、大蔵省が計理士法の改正について内部的な検討を開始したのは、昭和 21 年暮れからとされる（日本公認会計士協会、1975a: 111; 西野、1985: 56）。そこで大蔵省は GHQ の担当官に計理士法改正の方向性について打診したとされている。

この打診に対して、GHQ の経済科学局会社経理科の J. R. Allison より、昭和 22 年 10 月 14 日付で、勧告書（Recommendations for inclusion in the proposal revision of the Accountants' Law¹⁾）が大蔵省に手渡されている。この勧告書は、わが国に対してアメリカにおける公認会計士（C. P. A.）制度と同様な資格試験を課し、同様な監査業務を担当する制度の設置を勧告したものであり、それにはアメリカの公認会計士がプロフェッションとして遵守すべき行為規則が別添されていた。勧告書は 6 パラグラフのみから構成され、簡略なものではあるが、「〔会計士〕試験は、公認会計士

(CPA) から構成された審議会 (board) により準備され、かつ、執行を監視され、可能な限り、この審議会は高度な専門職としての地位 (high professional standing) を保持し、政治的統制や操作から完全に独立していなければならない」(パラグラフ 2)、「適切な倫理規則を〔これから制定する会計士法に〕盛り込むこと、および、とくに高いレベルでの倫理水準を保持するためにこのプロフェッションは各種会計士団体 (one or more accountants' societies) を通じて自らを規制すべき」(パラグラフ 6) などと勧告している。とくに後段は、全国的な会計士団体であるアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants) のみならず、地域的な州会計士会 (State Societies of Public Accountants) を通じても発揮されている当時のアメリカの自己規制の仕組みが想定されており、それなりに、後述するアソシエーションイズムの考え方が反映するものであった。

4. 公認会計士法の立法

4.1 計理士制度調査委員会と計理士法改正

大蔵省としては、アメリカで行われていたような公認会計士監査制度はわが国には存在していないものであり、これまでの計理士制度では対応できないことを、Allison 勧告書から理解したようである。そこで、昭和 23 年 1 月に、大蔵省は、計理士法改正について広く各界の意見を聴取するため、計理士制度調査委員会を設置した。計理士制度調査委員会には、大蔵省の担当官、日本計理士会の代表、学界、産業界の代表などの関係者が参加していた²⁾。

委員会は、昭和 23 年 1 月 20 日から 6 月 11 日にかけて、合計 6 回開催された。第 1 回委員会 (1 月 20 日) には、GHQ 経済科学局会社経理科長の L.J. Brentlinger と Allison が陪席し、大蔵省から、先の Allison 勧告書をふまえて作成された「計理士法改正案要綱」が提示された (日本公認会計士協会, 1975a: 115-116)。

「計理士法改正案要綱 (理, 経, 二三, 一, 一四)

第 1 計理士の資質を向上すると共に、その適正なる活動を通じて企業経理の公正化を図り、以て民主的経済の確立に資するため現行計理士法の全文改正を行うこと。」

同「要綱」には、以下のような計理士法改正案が添付されていた。

「計理士法を次のように改める。

第 1 条 計理士は計理士の呼称を用いて他の委嘱に応じ会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案をすることを業とする。

：

第 9 条 計理士は計理士会を設立することができる。……

第 10 条 計理士会は法人とする。

：

第 13 条 計理士会は主務大臣の監督を受ける。

：

第19条 計理士が本法又は所属する計理士会則に違反したとき又は品位を失墜すべき行為若しくは業務と不正の行為をしたときには、主務大臣は、計理士懲戒委員会の議決によってこれを懲戒することができる。

第26条 第24条の規定に違反した者は一万円以下の罰金に処する。

附則

この法律の施行の期日は政令でこれを定める。……」³⁾

「計理士法改正案要綱」では、「現行計理士法の全文改正を行うこと」が明記されており、具体的な改正案も添付されており、その内容から見ても、この段階ではあくまでも計理士法の改正であったことが窺い知れる。第2回委員会（1月22日）には、第1回委員会での討議をふまえ、「新計理士法要綱」と変更された。「計理士法改正案要綱」から変更された点はいくつかあるが、いずれも比較的軽微なものであった。

これらの「要綱」等に対しては、それぞれ日本計理士会および産業経理協会からの意見書が出された⁴⁾。とくに、1月31日づけで公表された産業経理協会の意見では、「新に監査、調査、鑑定、証明を業とする監査士（仮称）に関する法律を制定し、現行計理士法はこれを廃することなく、一部改正してその業務中から『検査、調査、鑑定、諮問』を削除し（第1条）計理士の業務は計算、整理、立案の会計処理業務として存続せしめること」を挙げている。さらに、名称に関しては、「簡潔な名称であること」としつつ、「計理士、会計士等従来の計理士との連想濃厚な名称を避け監査職能公共的第三者的性格を表示する名称」とし、「Publicの意を表すための公認等の字は日本語の場合は不要である」としている。また、監査士（仮称）の業務範囲は、「会計に関する監査、調査、鑑定、証明なる会計監査職能に限定し」、「独占業務とすべく監査士の第三者的地位を明確にすること」としている。監査士の監督については、「政府の監督に属せしめること」とし、このために「監査士管理委員会」を置くべきとしている。プロフェッション団体に関して、「監査士会は会員の業務上及道德上の地位の保持と向上を目的とする自治機関であるとともに、監査士管理委員会の監督業務を実際に運営する補助機関の職能を持つべき」ものであるとしている。

第3回委員会（1月29日）では、とくに「太田〔哲三〕、平井〔泰太郎〕らにより学界側の意見が強く述べられ」（日本公認会計士協会、1975a: 118）、第4回委員会（2月6日）において、「この際新法を制定することとし、従来の計理士の名称にかえて、その公共的性格を明示するが如き新名称を如何にすべきか」が諮問された、と記されている（日本公認会計士協会、1975a: 118-119）。この記述から、計理士制度調査委員会では、第4回委員会以降、計理士法の改正ではなく、新法の制定を目指す方向性になったことが窺い知れる。

大蔵省は、2月3日づけで「監査士法（仮称）案」と法案の名称を変更した。そのうえで、監査士法案を委員会の論議によって多少修正し、英訳したものを第一次草案としてGHQに提出したとされている（西野、1985: 58-60。監査士法案の原文は西野、1985: 288-308にも転載されているが、英訳された現物は確認できない）。

監査士法案について、本稿での行論上、とくに重要と考えられる条文を示しておく。

第1章 総則（第1条乃至第6条）

第3条 監査士は、会計に関する監査、調査、鑑定又は証明をすることを業とする。

第4条 監査士の業務を補助せしめ、且つ監査士となるべき者の養成に資するため監査士補を設ける。

第5章 監査士の責任（第40条乃至第47条）

第41条 監査士が財務書類に重大なる脱漏のあることを知り、当該財務書類につき重大なる錯誤又は脱漏のないものとして、鑑定又は証明をした場合においては、監査士管理委員会は、1年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができる。……

第6章 監査士管理委員会及び監査士試験委員会（第48条乃至第64条）

第48条 監査士及び監査士補に関する事項を管理し、監査士及び監査士補を監督するため、監査士管理委員会を置く。監査士管理委員会は、大蔵大臣の所管に属する。

第7章 監査士会（第65条乃至第68条）

第65条 監査士及び監査士補は、業務の改善進歩及び相互の親善を図り、併せて共同意思の表示することを目的として、監査士会及びその連合会を設けることができる。……

第66条 監査士会及びその連合会は法人とする。

第67条 監査士会及びその連合会を設立しようとするときは、会員となろうとする監査士又は監査士会は、会則を定めて、監査士管理委員会の承認を受けなければならない。
……

第68条 監査士会及びその連合会は、監査士管理委員会の監督を受ける。

4.2 監査士法案から公認会計士法案

その後、日本政府は、GHQ側の対応である、監査士法案についての昭和23年4月12日付W.G. Hessler⁵⁾よりL.J. Brentlinger宛の覚書を受け取った。この覚書は、日本政府から先の会計士法の草案（監査士法案の英訳）を受け取ったことに対するコメントであり、重要事項に対して35パラグラフにわたっている。しかし、この覚書での会計士に対する基本的理念は、大蔵省案と「根本的に相違していた」（西野，1985: 62）。以降、この覚書が基本となって計理士制度調査委員会の審議が進められることになるが、西野（1985）は、「大勢はすでにこの覚書によって決定された」（*Ibid.*）としている。

覚書では、監査士法案における重要な項目についてコメントされているが、そのうち行論上重要なものは、1つに、「監査士」という呼称についてである。「法律のタイトル“監査士法（Public Auditors Law）”，同法の目的を謳った第1条，監査士の業務を規定する第3条は，このプロフェッション（profession）が，監査，建設的会計，会計組織，所得税務相談，そして特殊財務的，調査的，分析的業務の領域でサービスを提供するプロフェッションではなく，〔単なる〕監査プロフェッションと見なされていることを示唆しているが，これは誤りであると我々は考える」（パラグラフ2）。

2つめが、「監査士管理委員会」についてである。「委員は，明らかに監査士でなければならない。監査士となる資格を有する誰もが委員になるのを許せば，誰が監査士となる資格を有するのかを決めるという全く複雑な仕事に陥るであろう」（パラグラフ26）。また，「大蔵省の職員が事務局長として働くことを求めるのは勧められないと考える。監査士管理委員会の管理業務は大蔵省から完全に分離されなければならない」（パラグラフ27）。「断固として防ぐべきことは，大蔵省の本省もしく

は地方局により統制された信任の厚い専門職取締委員会の業務遂行である。……大蔵省の下に委員会を置くことは、明らかに望ましくない統治組織であると考えられる」(パラグラフ 28)。

さらにもう 1 つが、プロフェッション団体にあたる「監査士会」についてである。「監査士会 (public auditors associations) に関する第 7 章は、完全に本法律から削除されるべきである。監査士会は他の協会の設立と同じように、業種団体に関する一般法の下で、設立すべきである。……これらは法律制定事項ではない」(パラグラフ 29)。

大蔵省は、これらのコメントを受けて、「監査士法案」を修正して「公認会計士法案」を作成することとなった。大蔵省は、計理士制度調査委員会の第 5 回委員会 (5 月 7 日) に、新たに公認会計士法案として提示している。「監査士」という名称を修正し、「公認会計士」なる名称を採用しており、条文中、「監査士補」、「監査士会」、「監査管理委員会」等々も、「会計士補」、「公認会計士会」、「会計士管理委員会」と変更されている。覚書のコメントへの対応状況は以下のとおりである。

図表 1 監査士法案から公認会計士法案に見られる覚書コメントへの対応状況

パラグラフ	監査士法での対応条文	対応状況
3	第 1 条 (この法律の目的)	該当部分を削除 (対応)
4	第 3 条 (業務)	対応
5	第 2 条 (定義)	該当部分を削除 (対応)
6	第 2 条 (定義)	該当部分を削除 (対応)
7	第 6 条	未対応
8	第 10 条及び第 11 条	未対応
9	第 13 条	一部対応
10	第 15 条	該当部分を削除 (対応)
11	第 3 章全体	対応
12	第 14 条	対応
13	第 28 条	未対応
14	第 29 条	未対応
15	第 30 条	未対応
16	第 30 条の 2	未対応
17	第 32 条	事実上、未対応
18	第 35 条	事実上、未対応
19	第 37 条	未対応
20	第 38 条	対応
21	第 39 条	対応
22	第 5 章全体	事実上、未対応
23	第 41 条	対応
24	第 46 条	対応
25	第 48 条	未対応
26	第 49 条	対応
27	第 64 条	対応
28	第 58 条	未対応
29	第 7 章全体	未対応。しかし最終法案では削除
30	第 69 条	対応
31	第 70 条	対応
32	第 71 条	一部対応
33	第 9 章 (罰則) 第 2 条	未対応
34	第 9 章第 3 条	対応
35	第 9 章第 19 条	未対応

出所：公認会計士法案条文から筆者が対応状況を個別に判断して作成

個々のコメントの趣旨が判読し難い部分もあり、対応状況の評価は若干恣意的なところもあるが、全体として、十分に対応している部分も、逆にそうでない部分もあり、まちまちであることがわかる。少なくとも、この時、覚書のコメントに合わせて関連条文すべてを書き換えたわけではないことは間違いない。未対応とした箇所も、日本側が受け入れ難いと考えられる論点も隠れており、いわゆるアソシエーションイズムからは当然視されることでも日本側が受け入れ難いと思なされそうな点が散見される。

閑話休題。この公認会計士法案は、第5回委員会の審議を経た後、大蔵省による修正を受け5月25日の閣議において決定され、6月11日に開催された第6回委員会に諮られた上で、同6月16日に開会中の第2国会に政府案として上程されることになる。

第5回委員会に提出された公認会計士法案は、本文73条付則21条から構成され、本文は9章に分けられている。第1章総則では、公認会計士の業務、会計士補および欠格条項などが規定されている。第2章公認会計士試験では、3次にわたる試験制度を設けている。第3章登録では、公認会計士および会計士補の登録義務と、登録の有効期間が3年であることを規定している。第4章では、公認会計士および会計士補の義務を規定している。第5章では、公認会計士および会計士補の責任を規定し、第6章では、会計士管理委員会および会計士試験委員会について規定している。第7章の公認会計士会では、公認会計士会の成立ができるとし、それを法人とすること、そして会計士管理委員会の監督を受けるべきことを規定している。第8章は業務の取締、そして第9章は罰則を規定している。

大蔵省の修正を受け第6回委員会に諮られた閣議決定案は、付則を含む全文72条で、本文は8章で構成されている。第6章に規定する会計士管理委員会および公認会計士試験委員会のうち、公認会計士試験委員会に関する規定は、最終案では削除されている。また、第7章公認会計士会に関する規定は、最終案では削除されている。

覚書ではすでにプロフェッション団体（監査士法案段階では、監査士会）の創設に関する規定は削除すべきであることが指摘されていたが、第5回委員会に提出された公認会計士法案では公認会計士会の創設に関する規定は残されていた。しかし、この点に関しては、最終的には、「委員会においては強制入会制度は最初から問題とならなかった。併し自治的規律こそは公認会計士発展の基盤であるとするれば、その自治的規律の主体たる公認会計士の職業団体に最も相応しい法的形態を与えるため民法上の法人とは異なる特有の法人規定を設けるのを可とする声は相当強かったのであるが、強い特別の規定を設けなくても、一般の民法上の法人として組織すれば差支えないのであるから、この際の立法としては公認会計士会に関する規定は設けないこととなった」（大蔵省、1948: 19）と説明されている。

かくして、昭和23年7月6日、公認会計士法（昭和23年法律103号）が成立し、「公認会計士」という専門職——プロフェッション——が誕生した。同時に計理士法が廃止され、新たに計理士として登録される者はいなくなった。また、昭和25年の証券取引法改正によって、計理士監査を規定した第193条が改正され、「財務計算に関する書類は、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない」（第193条の2）と規定された。

5. 議論と分析

公認会計士法では、法案段階で存在していた「公認会計士会」の創設に関する規定はすべて削除され、少なくとも、プロフェッション団体の創設を「法定」することはなかった。

また、公認会計士法における会計士管理委員会に関する規定を見てみると、以下のとおりであった。

第35条 公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、会計士管理委員会を置く。

2 会計士管理委員会は、大蔵大臣の所轄に属する。

第36条 会計士管理委員会は、委員5名をもって、これを組織する。

2 委員は、人格が高潔で、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年齢35年以上の公認会計士のうちから、大蔵大臣が、これを任命する。

公認会計士法第46条では、「会計士管理委員会は、この法律で委任された事項その他その職務を行うために必要な事項について、会計士管理委員会規則を制定し、改正し、又は廃止することができる」とされており、会計士管理委員会には、証券取引委員会と同様、一般的規則設定権限が与えられていた。また、会計士管理委員会には公認会計士（個人）に対する懲戒権限が与えられており、第30条では、公認会計士が虚偽または不当な証明を行った場合に、会計士管理委員会が一定の懲戒処分をすることができる旨、定められていた。第31条には一般の懲戒が、第32条にはそのための調査の権限が規定されていた。会計士管理委員会の公認会計士監視のスキームは、公認会計士会の存在とは無関係に成立しうる、いわば公認会計士（および会計士補）個人への直接的な規制であった⁶⁾。

大蔵省の『公認会計士法逐條解説』では、会計士管理委員会の位置づけに関して以下のように解説されている。

「諸外国の例を見るに、会計士制度の管理及び会計士の監督は、通常の官庁の権限に属していない。英国においては民間の自治組織たるチャータード・アカウンタント協会自身が管理監督を行っており、米国においてはCPAは各州の試験委員会が試験、登録懲戒等を掌っており、又各協会に属する者については当該協会において試験、監督を行っている。又ドイツにおいては、商工会議所及びナチス法曹団がその公的監督機関であった。

このように、一般の会計士の管理が一般行政官庁以外の者に委ねられる傾向があるのは、会計士の監督事務中、試験は特殊の専門事項に属し、義務規定の遵守の奨励、懲戒等の事務は自治的組織により行われることが望ましいからであろう。

〔わが国公認会計士法では〕監督管理機関は、試験、登録、懲戒、諸規則の制定の四つの事項を行うべきものとされているが、何れも迅速を要する通常の行政事務と異なるものがある。……懲戒は業界の実情に通じた識見の高い者より構成される裁判所類似の合議体によって行わ

れることを必要とする点において、又殊に公認会計士業界の監督は自ら公認会計士たる者をして処理されることが独立自由業自治の理想に適うという意味において、公認会計士の監督は、公認会計士たる委員によって構成される独立の委員会によって行われることが望ましいとされる」(大蔵省, 1948: 135-136)。

このように、監査人監督機関はプロフェッションの自己規制に一定程度依拠したものと解説されているが、実態的にそのように運用されたわけではなかった。公認会計士法では、会計士管理委員会の委員は年齢 35 歳以上の公認会計士であることが条件とされていたが、未だ公認会計士が誕生していないため例外規定が設けられた。第 1 期の会計士管理委員会の委員は昭和 23 年 9 月に任命され、会長に大蔵省 OB で会計検査院長および枢密顧問官を歴任した河本文一、委員に嶋田宏(日本計理士会)、中瀬勝太郎(日本計理士会)、中西寅雄(学者)、村瀬玄(学者)の 5 名が就任した。

しかしながら、翌昭和 24 (1949) 年 3 月には公認会計士法の改正により公認会計士以外の者からも任命できることとされ、さらに 6 月には、大蔵省設置法の制定により、外局(独立行政委員会)としての会計士管理委員会は廃止され、新たに大蔵大臣の諮問機関として公認会計士審査会が発足し、その事務は大蔵省理財局経済課の管掌するところとなった(日本公認会計士協会, 1975a: 141; 西野, 1985: 64-65)⁷⁾。10 名体制となった昭和 27 年 8 月時点の公認会計士審査会の構成は、河本文一会長以下、嶋田宏(旧日本計理士会)、岩田巖(一橋大学教授)、中西寅雄(慶應義塾大学)、大住達雄(三菱倉庫)、金子佐一郎(王子製紙)、工藤昭四郎(東京都民銀行)、角田重太郎(日本公認会計士協会)、辻眞(日本公認会計士協会)、および理財局長であった。

この間の経緯が非常に興味深い当時の様子を映し出している。

会計士管理委員会の委員を公認会計士以外の者からも任命できるとする公認会計士法改正法案は、第 1 回の公認会計士試験が実施される前の昭和 24 年 3 月の第 5 国会に提出されている。法案説明員である中山治三郎(理財局長)は、参議院大蔵委員会で、以下のように説明している。

「大体この会計士管理委員会というものは、会計士に対するところの監督官庁でございます。そうしていずれ公認会計士ができますれば、この監督官庁の下に公認会計士だけの団体というものが生まれて来ることになろうと思います。そうしてこれらの団体の監督も会計士管理委員会がいたすことになろうと思うのであります。そういうふうな意味合のものでありますからこの会計士管理委員会の委員は、公認会計士を以て組織する必要がないのでありまして、むしろ公認会計士以外の者で組織するという方がいいのではないのではないか^(ママ)と考えた次第であります。……〔試験、取締りすべてのこと〕の決定につきましては、管理委員会が多数決を以て決定するという法の仕組になっておるのでありますから、5 名の委員が公認会計士で以て組織されるということになるという、やはり公認会計士の利益のように法律規則、その他いろいろな事務の徹底ということが行われ易いということになろうと考えたのであります。」(日本公認会計士協会, 1975b: 513. 昭和 24 年 3 月 30 日参議院大蔵委員会)

翌日の衆議院大蔵委員会では、すぐに反対の意見が出された。日本共産党の河田賢治委員は、「公認会計士だけが委員になっておれば、それはやがて自分たち会計士のみの利益をはかるおそれ

がある……という御説明であったのではありますが、しかしながらこういうことはかえって現在の官僚的な、大蔵大臣による統制を強化する。そうして、あわせて現在の公認会計士がきわめて個人的な利益、あるいは同業的会計士一団の利益のみをはかる、こういう観点に立たれるのでありますから、そうなりますと、これは公認会計士をいわば侮辱したものであり、同時に民主主義的な精神にのっとり、こうした〔管理〕委員会が設けられている〔のであれば、非民主的な改正である〕」（日本公認会計士協会、1975b: 524-525. 圏点は引用者による）と発言している。

いずれにせよ、ここでの理財局長の説明は、先の『公認会計士法逐條解説』の説明とはかなり乖離していることが窺い知れるが、それでも、この改正法案は可決され、昭和 25 年 4 月 1 日以降、適用された。

さらに、大蔵省設置法（昭和 24 年 6 月 1 日施行）で、大蔵省の機構は、内省については大臣官房ほか 5 局（主計局、主税局、理財局、管財局、銀行局）3 部 33 課 2 室に縮小され、外部の会計士管理委員会は廃止され理財局に吸収された（大蔵省、1977: 376-378）。このように、いったん会計士管理委員会は廃止された。

しかし、その直後、シャープ勧告に基づく税制改正関係法案等のため、昭和 25 年 2 月 18 日、以下のような「法律案要綱」が作成された。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（二五、二、一八文書課）

1. 主として今期国会提出の税法その他の諸法案に関連し、大蔵省の組織、権限等に次のような改正を加えること。

（4）公認会計士法の改正に即応し、会計士に関する本省（理財局）の所管事務を削除すると共に新に外局として公認会計士管理委員会に関する規定を設けること。

このように、昭和 25 年改正による大蔵省の機構の主要な変動は、行政委員会としての公認会計士管理委員会を再び大蔵省外局として設置したことであった（大蔵省、1977: 382）。

さらに、講和条約発効後、昭和 27 年 8 月の機構改革により、外局の証券取引委員会、公認会計士管理委員会が廃止され、理財局に吸収された（大蔵省、1977: 392-396）。

このような二転三転した経緯を我々はどのように理解すべきであろうか。

5.1 非アングロ・アメリカ的發展であったのか

「上からのプロフェッション化（professionalization from above; Professionalisierung von oben）」とは、非アングロ・アメリカ国のフランスやドイツにおいて経験された自律性を求めるプロフェッションの発展を特徴づけるものとして用いられた概念である（Siegrist, 1990: 182, 198; Siegrist, 1994: 11-13; Jaraus, 1990: 12; Macdonald, 1995: 98）が、上からのプロフェッション化は、わが国の公認会計士の創設についても、正当に当てはまるであろうか。

上からのプロフェッション化の特徴は、大学教育を中核としたプロフェッション教育への国家の関与とプロフェッションへの参入およびその実務に対する国家による統制であった。この発展のパターンは、「その誘引が、〔イングランドやアメリカでのように〕自らの自律性を求めて闘争する職能集団ないし職業集団から生じるのではなく、他の社会的行為主体がいっさい役割を果たすことの

ない極端な形式の他律性を行使していた国家から生じた」(Siegrist, 1994: 13) という点において、イングランドやアメリカにおけるプロフェッション化とはまったく異なっていた。こうした発展を遂げたプロフェッションにおいては、内外の問題を解決するための職業団体の自律性が十分に育たなかったと見られる (Siegrist, 1990: 182)。ここにおいて、プロフェッション化プロセスを追求するのは、プロフェッションそのものではなく、国家である。トップ・ダウンの垂直的なプロフェッション化プロセスは、「国家に対して、行政官吏職 (civil service) だけでなく、法律業や医業のような、国家にとって重要性が高いと見なされる職業領域についても、これを機構化し、コントロールすることを許容する全体戦略の部分にすぎない」(Ibid.) と捉えられる。

国家による上からのプロフェッション化という特徴が、19世紀の官僚主義的権威主義国家のもとでのドイツやフランスのプロフェッションの発展に見られた (Siegrist, 1994) のみならず、戦後の社会改革期のベルギーやギリシャの監査プロフェッション形成にも見られた (De Beelde, 2002; Dedoulis and Caramanis, 2007) とするならば、戦後のアメリカ占領下という特殊事情にあったとはいえ、わが国の公認会計士創設のケースにおいても、同様の意味で、上からのプロフェッション化という特徴を見出すことは可能であろう。

5.2 コーポラティズム的配置といえるか

コーポラティズムは、一部の社会学者によって国家と種々の組織化された利益の間の関係を分析する有益な方法を提供するものとされてきた。コーポラティズムは、プロフェッション団体のような利益組織が「国家によって (創設されるのではないとしても) 認知され承認され、さらに自己の指導者の選出や要求やサポートの表明に対する一定の統制を認めることと交換に、個々のカテゴリー内での協議相手としての代表的独占権 (representational monopoly) を与えられる」(Schmitter, 1979: 13; 訳書: 34. 括弧内も原著者による) という考えから出発している。こうした特徴づけによって、国家の利益を促進する特定の政策を採用する職業であることの見返りとして、国家によって認知され、特定の特権を付与される職業集団として「会計士職 (accountancy)」を捉えることが可能になっている (Cooper *et al.*, 1989: 252)。そして、会計士職と国家の間の関係性をコーポラティズム的配置 (corporatist arrangements)⁸⁾ として解釈することは、派生的に、会計士職が国家の利益に資するものであること、および、会計の制度が個人会計士をコントロールし、彼らが国家の利益に対応した一貫した行動を取ることを保証していることを意味している (Cooper *et al.*, 1989: 256)。また、コーポラティズムの観点からは、「圧力方式 (pressure)」ではなく「協調方式 (concertation)」によって特徴づけられる公共政策の形成プロセスにおいて、プロフェッションは、この領域の政策決定の遂行に完全な責任を負っており、それゆえに、そこでの政策判断は「性質として、準パブリックないし擬似国家的 (semi-public or para-state) 性質を帯びる」(Schmitter, 1982: 263; 訳書: 281-282) と見なされる。

プロフェッションは、独占的地位を与えられ、政策交渉に関与し、公共志向のエートスを持った「理想 (理念) 的なコーポレート団体 (ideal corporate bodies)」(Williamson, 1989: 174) と捉えられる。さらにまた、プロフェッションは、「国家の他の部分 [行政官吏などの国家機関] と同じように、国家システムの枠内での組織化された利益」(Williamson, 1989: 176) と見なすことができる。

コーポラティズム論者は、日本には、戦前から、国家と利益集団の関係に高度のコーポラティズ

ムが存在していると指摘してきた (Pempel and Tsunekawa, 1979; Dore, 1990)。それによれば、事実上、すべての主要な産業は、強力でヒエラルヒー的な業界団体に組織されている。頂点にある業界団体の大半は、影響力のある経済団体連合会に集積されている。医師をはじめとする他の種々な集団も、同様に影響力があり、一般に一枚岩的な利益団体に組織されている。これらの団体は種々な程度の国家の承認を受け、政策形成上の役割を受けもっている (Pempel and Tsunekawa, 1979: 244-246; 訳書: 258-260)。多くの分野で高水準のコーポラティズム化された利益媒介が存在すると捉えられている。国家コーポラティズムは、市民社会の枠内でコーポレート団体が組織的に出現する社会コーポラティズムに対比して、国家がプロフェッション団体のような利益代表団体を“創設する”類型のコーポラティズムを意味している (Schmitter, 1979)。日本では、1937 年以降、国家コーポラティズムは、農業および中小企業部門において顕著になった (Pempel and Tsunekawa, 1979: 251; 訳書: 267)。

Abercrombie *et al.* (1986) は、Morishima (1983) に依拠して、戦後改革期に財閥が解体されてからも、「〔戦前からの〕国家による指導と経済ナショナリズムが、引き続き、日本の資本主義を特徴づけた。政府は、一貫して、特定の産業セクターにおいて日本の支配力を高めることを目指して、経済を誘導してきた。〔たとえば〕産業政策の策定は、官僚、資金供給者、そして産業資本家の間の協議 (consultation) と強力に機能する配置 (arrangements) を伴ってきた」(Abercrombie *et al.*, 1986: 124) としている。

反共産主義へと占領政策が転換された 1947 年以降、アメリカは、保守エリートが支配する“擬似民主主義”と結合して、事態を進めた。日本の新憲法はいまや国民の人権を保障し、非軍事化によって軍事施設も縮小されたが、その一方で、競合する利益について、徹頭徹尾パブリックの場で調整されるコンフリクトを通じてではなく、権威的な組織の枠内で妥協が行われるような「トップ・ダウンのコーポラティズム (a top-down corporatism)」が発達するようになった (Mann, 2013: 91-92)。これは、Michael Mann によれば、「戦前からの伝統的な日本の制度と占領国であるアメリカによって限られた範囲で促進された民主化を進める欲求との複合的結果」(Mann, 2013: 92) であった。

こうした状況認識からは、とくに日本における独立監査の制度化の形成期において、コーポラティズム的配置の下、国家機関が、経済団体を巻き込んで、独立プロフェッショナル監査の制度を計画し、確立し、維持する上で一定の重要な役割を果たしたと見ることができる。

その一方で、占領主体であったアメリカ型の“アソシエーションイズム (associationism)” は、日本の独立監査のプロフェッション化プロセスには大きな影響を与えていないように見受けられる。なぜなのだろうか。ギリシャの監査プロフェッション形成をプロフェッション化の文脈から分析した Dedoulis and Caramanis (2007) では、当初はイギリスの、またトルーマン・ドクトリン以降はアメリカの、影響を受け、監査プロフェッションの形成が進行したこと、とくにギリシャの監査プロフェッション (宣誓会計士) を創設する立法プロセスにおいてイギリスの指導・影響力のもとで始まったものが国家コーポラティズム的な観点からの修正がかけられたことを実証している。そこでは、アングロ・アメリカ流の純粹にアソシエーションイズム的な団体ではなく、コーポラティズム的な監査プロフェッション団体を含む仕組みが生み出されたとしている (Dedoulis and Caramanis, 2007)。そこで根拠とされたのは、監査人監視機関である監視評議会での人員構成であった。

わが国の場合、少なくとも形式上は、固有のプロフェッション団体を通じた自己規制を前提としない、国家機関（state apparatus）による監視——会計士管理委員会あるいは公認会計士審査会を通じた直接的監督——を想定していたと解釈できるので、アメリカの公認会計士（C. P. A.）制度をそのまま移植したこととはいささか矛盾するように見えるが、アメリカに典型的に見られるようなアソシエーションイズムの影響は受けていないと考えることができる。

5.3 誰がプロフェッショナルをコントロールするのか

しかし、戦後日本の公認会計士の発展には、ヨーロッパ大陸諸国での発展とはまったく異なった特質も少なからず見出される。その最も重要なものは、プロフェッションのシステムの枠内で、実質的に、誰がどのようにプロフェッショナルをコントロールするのかという基本思考についてである。

監査人の監視・監督機関の構成については、公認会計士の法案段階から確固としたものがあった。もともと、会計士管理委員会なる機関が総括的に資格付与と実務者たる公認会計士個人をコントロールするという考え方を基礎にしていた。昭和 23 年公認会計士法では、最終的に、公認会計士（個人）の登録とライセンス付与はすべて会計士管理委員会なる機関の権限下に置かれた。監査人監督機関の構成は、規制の本質を捉えるうえで決定的な重要性を持っている。

改めて検討してみると、わが国の公認会計士制度の仕組みが、もともと、直接的に立法によって資格付与を管理する方式となっていたことは、非アングロ・アメリカ国のベルギーやギリシャの事例研究と対比してみても、その特徴が際立っている。たとえば、ギリシャの場合、1955 年に創設された宣誓会計士（Soma Orkoton Logiston）のシステムでは、強力な監視評議会によって、プロフェッション全体をコントロールする形式になっていた。監視評議会は、国家が任命する 5 人のメンバー（1 人の判事、1 人の学者、2 人の行政官吏、1 人の監査実務者たる宣誓会計士）から構成されることになっていた（Dedoulis and Caramanis, 2007: 403-407）。また、ベルギーの場合には、1953 年創設の企業監査士（*reviseur d'entreprises*）のシステムで、同様に中央経済評議会（*Conseil Central de l'Économie*）によるコントロールを想定していたが、当初の監査の主たる対象が労働会議に対するものであったため、その構成には、労働会議の代表が含まれていた（De Beelde, 2002: 464）。いずれのケースでも、国家の関与が色濃く残っていることから、コーポラティズム的であると見なしうるが、それでも、立法過程でプロフェッションの自己規制が反映した典型的なアングロ・アメリカ型のプロフェッションの考え方——Dedoulis and Caramanis (2007) は、*associationist Anglo-American model* と表現している——の影響もあり、国家（機関）が、直接、プロフェッション業務、つまりプロフェッショナル個人をコントロールするという想定にはなっていない。

日本の公認会計士の場合、資格付与のための試験の実施および懲戒を含めて一括して、会計士管理委員会がすべてコントロールする形になっており、もともとは、公認会計士個人を管理する想定であった。

5.4 ネオ・コーポラティズムのプロフェッション化と「会議所」

日本の公認会計士が誕生する過程は、1930 年代に法定監査の強制とともに監査プロフェッショ

ンが必要とされ、経済監査士 (Wirtschaftsprüfer) を誕生させたドイツと少なからず類似した経路を辿っている。

Hannes Siegrist によれば、「[ネオ・コーポラティズム型] のパターンは、1945 年以降、次第に影響力を持つようになった。したがって、プロフェッションと国家の間の確立された配置の重要性は変わってきた。……ネオ・コーポラティズム的配置が今や原則となった。自由主義的市民革命 (ブルジョア革命) の帰結として社会的自己規制が 19 世紀初頭に生じるようになったいくつかの社会で、対照的に、古い伝統によるネオ・コーポラティズム・モデルの著しい弱体化が見られた。とくに北アメリカやスイスの法律家は社会的自己規制と個別化された戦略の長年にわたる伝統を享受した。……」(Siegrist, 1990: 198)。

ドイツやオーストリアを中心にして見られた「会議所 (Kammer)」は、もともと公法的な観点から生まれた職業統制の仕組みでプロフェッション領域にも強い影響を残したものである。近代ドイツのパターンを特徴づけるプロフェッション・国家・教育への強調とクライアントの権力の弱さの組み合わせを具現した制度がこの会議所であり、「準公式な権威を持った、強制的な形式のプロフェッションの自己統治体 (a mandatory form of professional self-government with quasi-official authority)」(Jarausch, 1990: 14) であった。この会議所は、弁護士のような伝統的な自由プロフェッションに浸透しており、強制的な会員制を持ち、かつ、政府に対してコーポレートの代表 (corporate representation) として機能するため、負担金を課し、特別な名誉裁判所 (つまり、懲戒機関) を通じて実務者の倫理について監視した。かかる会議所は、制約を受けない競争と厳しい政府規制の間の妥協であり、両者の間に共存していた任意団体とは一線を画すものであった (Jarausch, 1990: 14-15)。

ドイツにおいて監査プロフェッションの母体となった宣誓帳簿監査人 (beeidigter Bücherrevisor) は、1900 年の帝国営業法第 36 条を通じて、公法上の団体のステータスを有する各ラントの商工会議所 (Industrie- und Handelskammern) によって任命されるようになっていた (Markus, 1997)。実質的に監査業務 (当時は、“Revisions- und Treuhandwesen” と捉えられていた) を担っていた帳簿監査人と信託会社は、互いに敵対関係にありながらも、1930 年 6 月、合意して、監査および信託業協会 (Institut für das Revisions- und Treuhandwesen) を創設していた。そして 1931 年 9 月 19 日付の緊急大統領令とそれに続く株式法改正は、連邦でのライセンス付与と「二重の」監視システムを採用するプロフェッションによって唱導された自己規制を確立するものであった。同法は、各ラントの商工会議所と、監査および信託業協会との間で、新たに生まれる経済監査士 (Wirtschaftsprüfer) に対する監視の責務を分任させるものであった。監査および信託業協会は 1932 年 2 月 15 日に経済監査士協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer; IDW) に組織替えされた。同時に、ドイツ全体の商工会議所を代表するドイツ商工会議所内に、経済監査士に対する統制本部が設置され、この組織を中心に、個々の経済監査士を任命し、経済監査士の実務を監視することとなった。

その後、戦後しばらくして、連邦レベルでの規制を行うための経済監査士法に基づいて 1961 年 6 月に創設された経済監査士会議所 (Wirtschaftsprüferkammer; WPK) が、従来の統制本部に代わって、監査プロフェッションのメンバーに対する監視と懲戒に責任を持つパブリック・セクターの組織となった (Harston, 1993: 155-156)。これに対して、IDW が、基準設定、自己規制、公共会

計に関する事柄について経済監査士を代表する団体（文字どおりの利益団体）と位置づけられ、現在も続く二重の監査プロフェッションへの監視体制が確立した。

日本の場合、機能的に、この会議所に相当するのが会計士管理委員会であり公認会計士審査会（あるいは公認会計士・監査審査会）とも捉えられるが、両国における歴史的な経緯を勘案すると、利益団体としての会計士協会との棲み分けの発想が非常によく似ていることがわかる。ドイツの会議所の統制基盤は会員に対する強制入会であるが、わが国の会計士管理委員会ないし公認会計士審査会自体は会員組織ではないものの、日本公認会計士協会を公認会計士法に取り込む際に、この強制入会制は達成されることとなる。もし、アメリカ型の発想で設定された独立委員会としての会計士管理委員会のまま監査人監督機関が存続し、日本公認会計士協会が制定法に取り込まれることがなかったとしたら、全く異なった公認会計士規制が行われたことであろう⁹⁾。

6. 結 論

本稿では、戦後の公認会計士制度の創設を対象として、日本の監査プロフェッション形成がどのような特徴を持っているのかを考察した。公認会計士法の制定だけでなく、その後の公認会計士制度の運営に関しても、大蔵省の行政官僚の強い指導力・影響力が際立っていた。そこにはコーポラティズムの政策思考、とくに国家コーポラティズムのそれが強く反映していたといえる。しかしながら、大蔵省による強力な牽引がなければ財務諸表監査制度——そしてそれを担う公認会計士制度——を軌道に乗せることはおよそ不可能であったことも事実である（鳥羽, 2009: 248）。われわれにとって重要なことは、歴史的な評価として、公認会計士制度は、その始まりから、行政機関の支配を強く受けてきたということである。

クロス・ナショナルな観点から、わが国の公認会計士職のプロフェッション形成には、いくつかの特徴が見受けられる。

1つは、プロフェッションの管轄領域（jurisdiction）の区画化（Abbott, 1988; Burrage, 2006）というプロフェッション化の重要な局面において、プロフェッションの外部からその管轄領域が区画化されたことである。つまり、監査専門のプロフェッションではなく、監査を中心とするものの他の周辺の会計業務を含むアングロ・アメリカ型の会計プロフェッションとして設定された。まさにアメリカによる占領下という特殊な環境においてそれが起こった。「監査士法」構想の存在は、わが国の公認会計士制度創設が、本来、「監査」プロフェッション形成であったことを改めて示している。

2つは、アングロ・アメリカ的なプロフェッション規制のモードとしてのアソシエーションイズム（Puxty *et al.*, 1987）が、アメリカ占領下という状況にも関わらず、創設された公認会計士制度のなかでは、必ずしも完徹しなかったということである。結果、昭和 41 年の公認会計士法の改定を待って、日本的な監査プロフェッション規制が完成することになる。

《注》

- 1) この勧告書の原文は西野, 1985: 275-276 に転載されている。
- 2) 委員長は、池田勇人（大蔵次官）、委員に、伊原隆（大蔵省理財局長）、平田敬一郎（同主税局長）、中

瀬勝太郎（日本計理士会）、嶋田宏（同）、藤原竜太（同）、木村禎橘（日本検査計理士協会）、中村秀男（日本税務代理士会連合会）、上野道輔（東京大学教授）、石井照久（同）、太田哲三（東京商科大学教授）、平井泰太郎（神戸経済大学教授）、室谷宗則（三菱重工経理部次長）、梶浦英夫（日本興業銀行調査部長）等で構成されていた（日本公認会計士協会、1975a: 115）。

- 3) 全 26 条への改正案部分は、原、1989: 505-508 に転載されている。
- 4) 日本計理士会および産業経理協会の意見書は、日本公認会計士協会、1975a: 116-118 に転載されている。
- 5) Hessler はもともとイリノイ州出身の公認会計士（C. P. A.）である。
- 6) 会計士管理委員会が継承したと考えられる計理士懲戒委員会は、もともと、取締の色合いの強い機関であり、大半が主務行政官吏から構成されていた。昭和 3 年 2 月に任命された第 1 期の委員は、四条隆英（商工次官）委員長、副島千八（商工省商務局長）、小島新一（商工大臣秘書官）、池田寅二郎（司法省民事局長）、東夷五郎（計理士）であった。
- 7) その後いったん、公認会計士管理委員会として外局に戻ったが、昭和 32 年 8 月に、ふたたび大蔵大臣の諮問委員会としての公認会計士審査会が復活し、同時に、委員の定員数も 10 名となった。会計士管理委員会から公認会計士審査会を通して、委員の過半数が公認会計士であったことは一度もない（日本公認会計士協会、1975b: 917）。会計士管理委員会（および公認会計士管理委員会）の消長の歴史的意義に関しては、千葉、1998: 167-172、および友岡、2018: 173-179 を参照されたい。
- 8) コーポラティズムのもとでの国家の役割に関連して、「一般的に、国家がコーポラティズム的配置を配備しようとするのは、経済的および社会的行為主体に対する統制手段を確保するためであり、その行為主体それぞれを代表する団体に対する統制手段を確保することによって、それ以外の方法では得られない統制手段を手に入れるためである」（Williamson, 1989: 134）とされている。
- 9) Hessler からの覚書で、監査士法案中の監査士管理委員会に対して、「監査士管理委員会の管理業務は大蔵省から完全に分離されなければならない」（パラグラフ 27）、「断固として防ぐべきことは、大蔵省の本省もしくは地方局により統制された信任の厚い専門職取締委員会の業務遂行である。……大蔵省の下に委員会を置くことは、明らかに望ましくない統治組織であると考えられる」（パラグラフ 28）と再三にわたって指摘されていたことを想起されたい。

参考文献

- Abbott, A. (1988). *The System of Professions*, Chicago: University of Chicago Press.
- Abercrombie, N., S. Hill and B. Turner (1986). *Sovereign Individuals of Capitalism*. London: Allen and Unwin.
- Adams, T. F. M. and I. Hoshii (1972). *A Financial History of the New Japan*. Tokyo: Kodansha.
- Åmark, K. (1990). Open cartels and social closure: professional strategies in Sweden, 1860-1950. in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.), *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 94-114.
- Annisette, M. (2000). Imperialism and the professions: the education and certification of accountants in Trinidad and Tobago. *Accounting, Organizations and Society* 25: 631-659.
- Burrage, M. (2006). *Revolution and the Making of the Contemporary Legal Profession: England, France and the United States*, Oxford: Oxford University Press.
- Cooper, D. J., A. G. Puxty, T. Lowe, and H. Willmott (1989). The accounting profession, corporatism and the state. in: W. F. Chua, T. Lowe, A. G. Puxty (eds.), *Critical Perspectives in Management Control*. London: Macmillan: 245-270.
- De Beelde, I. (2002). Creating a profession 'out of nothing'? The case of the Belgian auditing profession, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 27, No. 4/5, pp. 447-470.
- Dedoulis, E. and C. V. Caramanis (2007). Imperialism of influence and the state-profession relationship: the formation of the Greek auditing profession in the post-WWII era, *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 18, pp. 393-412.
- Dore, R. (1990). Japan: a nation made for corporatism? in: C. Crouch and R. Dore (eds.), *Corporatism and Accountability: Organized Interests in British Public Life*. Oxford: Clarendon Press: 45-62.
- Jarausch, K. (1990). The German professions in history and theory. in: G. Cocks and K. H. Jarausch (eds.), *German Professions, 1800-1950*. Oxford: Oxford University Press: 9-24.

- Harston, M. E. (1993). German accounting profession – 1931 and before: a reflection of national ideologies. *Accounting Historians Journal* 20(2): 139-162.
- Macdonald, K. (1995). *The Sociology of the Professions*. London: SAGE.
- Mann, M. (2013). *The Source of Social Power, Volume 4: Globalization, 1945-2011*. Cambridge University Press.
- Markus, H. B. (1997). *The History of the German Public Accounting Profession*. New York: Routledge.
- Memorandum (1948). Memorandum from W. G. Hessler to L. J. Brentlinger dated on 12 April 1948.
- Morishima, M. (1983). *Why Has Japan 'Succeeded'? Western Technology and the Japanese Ethos*. Cambridge: Cambridge University Press. 森嶋通夫『なぜ日本は「成功」したか？ 先進技術と日本の心情』TBS ブリタニカ, 1984 年。
- Pempel, T. J. and K. Tsunekawa (1979). Corporatism without labor? the Japanese anomaly. in: P. C. Schmitter and G. Lehmbruch (eds.). *Trends Towards Corporatist Intermediation*. London: SAGE: 231-270. シュミッター／レームブルッフ編 (山口定監訳)『現代コーポラティズム I — 団体統合主義の政治とその理論』木鐸社, 1984 年。
- Puxty, A. G., H. C. Willmott, D. J. Cooper, and T. Lowe (1987). Modes of regulation in advanced capitalism: locating accountancy in four countries, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 12, pp. 273-291.
- Recommendations (1947). Recommendations for inclusion in the proposal revision of the Accountants' Law dated on 14 October 1947, JRA/Igr.
- Schmitter, P. (1979). Still the century of corporatism? in: P. C. Schmitter and G. Lehmbruch (eds.), *Trends Towards Corporatist Intermediation*. London: SAGE. シュミッター／レームブルッフ編 (山口定監訳)『現代コーポラティズム I — 団体統合主義の政治とその理論』木鐸社, 1984 年。
- Schmitter, P. (1982). Reflections on where the theory of neo-corporatism has gone and where the praxis of neo-corporatism may be going. in: G. Lehmbruch and P. Schmitter (eds.), *Patterns of Corporatist Policy Making*. London: SAGE. レームブルッフ／シュミッター (山口定監訳)『現代コーポラティズム II — 先進諸国の比較分析』木鐸社, 1986 年。
- Schmitter, P. (1985). Neo-corporatism and the state. in: W. Grant (ed.), *The Political Economy of Corporatism*. London: Macmillan: 32-62.
- Siegrist, H. (1990). Professionalization as a process: patterns, progression and discontinuity. (translated by James Polk). in: M. Burrage and R. Torstendahl (eds.), *Professions in Theory and History: Rethinking the Study of the Professions*. London: SAGE: 177-202.
- Siegrist, H. (1994). The profession, state and government in theory and history. in: T. Becher (ed.), *Governments and Professional Education*. Buckingham: Open University Press: 3-20.
- Streeck, W. (1983). Between pluralism and corporatism: German business associations and the state. *Journal of Public Policy*. 3 (3): 256-284.
- Streeck, W. and P. Schmitter (1985). Community, market, state - and associations? The prospective contribution of interest governance to social order. in: W. Streeck and P. Schmitter (eds.), *Private Interest Government: Beyond Market and State*. London: SAGE: 1-29.
- Williamson, P. J. (1989). *Corporatism in Perspective: An Introductory Guide to Corporatist Theory*. London: SAGE.
- 新井益太郎 (1999)『会計士監査制度史序説』中央経済社。
- 五百旗頭真 (1985)『米国の日本占領政策 — 戦後日本の設計図 上・下』中央公論社。
- 大蔵省財政史室 (編) (1976)『昭和財政史 — 終戦から講和 — 第 3 巻 アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社。
- 大蔵省財政史室 (編) (1977)『昭和財政史 — 終戦から講和 — 第 4 巻 財政制度・財政機関』東洋経済新報社。
- 大蔵省財政史室 (編) (1979)『昭和財政史 — 終戦から講和 — 第 14 巻 保険・証券』東洋経済新報社。
- 大蔵省大臣官房文書課 (編) (1948)『公認会計士法逐條解説』大蔵財務協会。
- 太田哲三 (1956)『会計学の 40 年』中央経済社。
- 川北 博 (2008)『〔私本〕会計・監査業務戦後史』日本公認会計士協会出版局。

- 塩原一郎（2001）「国際監査史論の構想」『早稲田商学』第 391 号, pp. 387-408.
- 全日本計理士会（編）（1972）『近代職業会計人史』全日本計理士会。
- 千葉準一（1998）『近代日本会計制度——企業会計体制の変遷』中央経済社。
- 鳥羽至英（2009）『財務諸表監査：理論と制度《発展篇》』国元書房。
- 友岡 賛（2018）『日本会計史』慶應義塾大学出版会。
- 西野嘉一郎（1985）『現代会計監査制度発展史——日本公認会計士制度のあゆみ』第一法規出版。
- 日本公認会計士協会〔25 年史編さん委員会〕（編）（1975a）『公認会計士制度 25 年史』日本公認会計士協会。
- 日本公認会計士協会〔25 年史編さん委員会〕（編）（1975b）『公認会計士制度 25 年史：別巻』日本公認会計士協会。
- 原 征士（1989）『わが国職業的監査人制度発達史』白桃書房。
- 平野由美子（2011）「近代日本における会計監査の管轄権——会計士制度構築をめぐる議論から——」『会計史学会年報』第 29 号, pp. 17-42.
- 福永文夫（2014）『日本占領史 1945-1952：東京・ワシントン・沖縄』中公新書。
- 百合野正博（1999）『日本の会計士監査』森山書店。

（原稿受付 2022 年 6 月 22 日）

医療機関のレジリエンス向上を目的とした 豪雨災害記録の残し方に関する研究

佐野 雅 隆

要 約

日本での地震をはじめとする自然災害は、諸外国に比べて頻発しており、災害への備えが重要である。人命に関わる医療の提供が滞ると、他の産業が停滞するなどの影響が出るため、医療は社会インフラとして欠かせない機能だといえる。いつか発生する災害には、発生しても被害を最小限に抑え、事業を継続し、素早く復旧できる体制を整えておくことが重要である。事前の準備には様々な手段があるが、災害経験を記録に残し、自施設の体制整備や他施設にも活用することには意義がある。一方で、記録をどのように残せば、事前準備に貢献しうるかという視点を研究することで、事前の準備をより効果的にすることができると考えた。そこで、地震対応を主目的とした医療機関におけるレジリエンス向上をもとにして、豪雨災害での記録について考察することとした。記録のフォーマットを提案し、既存の記録を整理することで、レジリエンス向上に向けた記録の活用方法についても検討した。

最後に、本研究は医療における地域レジリエンスの向上の一部に資する可能性があるが、具体的な活動を他地域や他の豪雨災害にも適用し、本研究の提案手法の妥当性を検証する必要がある。

キーワード：事業継続、BCMS、災害医療、自助、ISO 22301: 2019

1. はじめに

日本では、地震をはじめとする自然災害が多く、社会インフラの持続性向上が重要な社会的課題である。自然災害は、未然にその発生を防ぐことができない。さらに、発生の予測にも限界があるのが現状である。

特に、人命に関わる医療の提供が滞ると、他の産業が停滞するなどの影響も出る。医療は社会インフラとして欠かせない機能であり、継続性を確保することが不可欠である。災害によって多数の負傷者が発生する際には、医療機関は自らの被災に関わらず診療を継続し、サービスを提供し続けることが求められる。東日本大震災では、被災した岩手、宮城、福島3県の380病院は、全壊11、一部損壊289で、外来患者受入れ不可45、入院患者受入れ不可84という状態となり、診療可能な被災地の病院には通常の数倍の負傷者が搬送された。病院はライフラインが寸断され、資材や人員が不足する中で搬送されてくる患者に対応した。

災害の発生予測は困難であるが、いつか発生する災害には、発生しても被害を最小限に抑え、事

業を継続し、素早く復旧できる体制を整えておくことが重要である。そのためにも、災害での経験を記録に残し、自施設の体制整備に、また、他施設にも活用できる記録のあるべき姿を考える必要がある。

2. 医療機関におけるレジリエンスと事業継続

医療機関におけるレジリエンス向上のための枠組みと事業継続に関しては、様々な研究がなされている。

小川ら（2015）は、ISO 22301における事業継続マネジメントシステムが医療の特徴を反映していないために活用しにくいという課題に対し、医療のための事業継続マネジメントシステム（Business Continuity Management System for Healthcare：以下 BCMS-H）のモデルを作成した¹⁾。さらに、基本構成要素一覧表を提案し、病院がBCMS-Hを推進する基盤を提示している。

戸谷塚ら（2016）は、広域の災害に対して個々の病院だけでは対応しきれないことは明らかであり、医療継続のための地域的な取り組みが必要であることに着目し、医療における地域災害レジリエンス（Area Disaster Resilience for Healthcare：以下 ADR-H）を高BCMS-Hで高めることの重要性を述べている²⁾。ADR-Hは、「地震災害などの災害が発生しても、対象地域における医療サービス事業に関係する組織・団体が、通常診療業務と災害時の緊急医療業務を継続・運用でき、しなやかに復旧できる状態・状況を常に維持し、さらに必要に応じて向上できる能力」を指す。

発災直後から医療ニーズが収束して通常診療体制に戻るまで、さまざまな医療ニーズが発生する。ADR-Hの高い状態とは、医療ニーズに対して、地域の関連組織と連携をして、必要な医療サービスを十分に提供できている状態である。図1には、通常時に提供している医療サービスのレベルを示しており、医療サービス提供能力と医療ニーズ量がほぼ一致している。しかし、発災時には、提供能力が低減する一方で、被災によって需要が増大し、医療サービス提供能力と医療ニーズ量の差が広がることを示している。

図1の斜線部の面積が小さければ、医療ニーズに対して、必要な医療サービスを提供できている状態であり、ADR-Hが高い理想的な状況であるといえ、この状態をレジリエンスが高いとする。さらに、院内や関係機関との連携、患者の状態、最終的に患者の命を救えたか等を評価する。現実の発災をもとに評価するだけでは向上は見込めないため、事前の訓練等でもこの考え方を応用し、事業継続の向上に向けた活動を実施する。

さらに、梶原（2019）は、災害拠点病院などの医療機関と自治体や保健所などの地域の関連組織が連携し、ADR-Hを高めるためのマネジメントシステム（Area Disaster Resilience Management System for Healthcare：以下 ADRMS-H）を構築・運用する必要性に着目し、医療における地域災害レジリエンスマネジメントシステムモデルを提案している³⁾。事業継続では、ADRMS-Hの中でPDCAサイクルを回すことが重要であるといえる。

PDCAサイクルを回すための評価として、ロックフェラー財団（2017）は、都市レジリエンスを検討するための総合的な枠組みを構築し、The City Resilience Indexを開発している⁴⁾。都市の災害に対する強みや弱みを明らかにし、評価結果を時系列で比較できるため、時系列的にレジリエンスを向上できているのかを測ることができる。

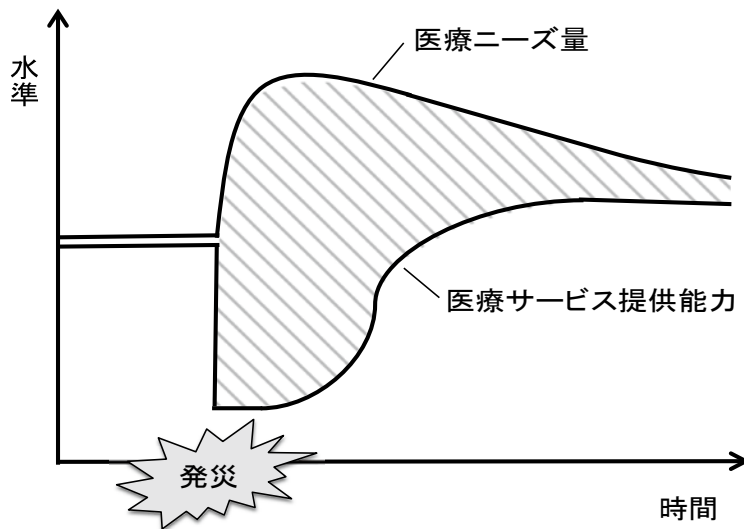


図1 戸谷塚ら（2016）の示すレジリエンス

出所：戸谷塚哲史ら（2016）「医療における地域災害レジリエンスの評価方法に関する研究」
『日本品質管理学会第46回年次大会要旨集』，pp.123-126. より抜粋，作成。

The Index は，“the City Resilience Framework”という4の領域，12の目標，52の指標で構成される。4の領域は，「健康と福利」，「経済と社会」，「インフラと環境」，「リーダーシップと戦略」であり，それらを詳細化したものが12の目標である。さらに，12の目標を具体化したのが，52の指標である。

このように，特定の災害を想定せずに自らのレジリエンスを評価・改善するアプローチについては他にも研究が進んでいる（Cutter（2008），池内（2009），永松ら（2009），Kohno（2012），Cimellaro（2009，2014），林（2016），増田ら（2020）⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾）。また，地震を対象とした災害記録をもとに ADRMS-H の精緻化についても進められている。

3. 本研究のアプローチ

本論文では，地震の記録をもとに構築・見直しされてきた事業継続のための ADRMS-H が，豪雨の記録にも活用できるのかを調査する。収集した資料の中から医療に関する記録・教訓の抽出するための方法，また，今後災害が発生した際に残すべき記録とその方法を提示する。

4. 資料調査

災害時の資料には，医療機関が作成したものだけではなく，内閣府や自治体が作成した文献が存在する。医療に関する医療災害記録と医療災害教訓を導出する。

記録を活用することで，自病院と被災病院の事前対策の状況を比較し，自病院で生じる被害を予測し，対応可能かどうかについて検討できる。資料から，被害状況と，被災時に持っていた能力を整理する。被災時に持っていた能力は，ハード面とソフト面に分かれる。ハード面として病院の資

表 1 収集した豪雨災害の関連資料

本研究にて収集した資料
熊本地震の概ね 3 ヶ月間の対応に関する検証報告書
熊本地震 熊本赤十字病院の活動記録 大震災の教訓と未来への提言
平成 27 年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書 常総市
平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果報告書 福岡県
2018 年 7 月西日本豪雨災害 調査報告書 土木学会中国支部
平成 30 年 7 月豪雨災害 対応検証報告書 倉敷市
平成 30 年 7 月豪雨災害 検証報告書 岐阜県
平成 30 年 7 月豪雨災害検証報告書 岡山県
平成 30 年 7 月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告書 愛媛県
平成 30 年 7 月豪雨における災害対応等検証報告書 東広島市

出所：熊本地震に関する県の検証報告書（2017）及び熊本赤十字病院活動記録（2017）、茨城県常総市の鬼怒川水害対応に関する検証報告書（2015）、福岡県の九州北部豪雨に関する災害対応に関する検証報告書（2017）、西日本豪雨災害調査に関する土木学会中国支部の報告書（2017）、岡山県・岐阜県・愛媛県・東広島市・倉敷市の豪雨災害に関する対応等検証報告書（2018）の資料にもとづき筆者が作成。

源（人や設備）、ソフト面として地域の連携関係、事前の演習などの事前対策があげられる。この 2 つに基づき被災病院と自病院の能力を比較し、自病院が被災病院より劣っている場合、被害が実際に起こるものと考えられる。

また、実際の対応を参考に、自病院の対策を検討する。被災状況に対して、被災病院が実施した対応を、発生時の対応として抽出した。これは、被災病院と自病院と設備や規模などが違うため、参考にできる点は少ない。しかし、災害は、実際に起きないとわからないことも多いため、検討が十分であるかを判断するためにも、発災時の対応を整理する。

いくつかの自治体で作成した資料を収集し調査した結果、熊本地震の災害資料に加え、豪雨災害で残された 8 の資料を収集した。これらを調査した結果、医療や救助に関する記録が残されていたのは九州北部豪雨¹³⁾と愛媛豪雨¹⁴⁾の 2 つの資料であったため、これらの資料を抽出の対象とした。表 1 に収集した豪雨災害の資料を示す。

5. 記録フォーマットの検討

5.1 内容の分類

災害記録から ADRMS-H に有益な情報を整理するためには、既存の記録を 2 つの視点で整理する必要がある。まずは、書かれている内容自体の分類である。

4 章で対象とした 2 つの資料内での記録の残し方には、主に良かった点、悪かった点、悪かった点に対する改善点の 3 点でまとめられていた。これは、地震における記録と共通している。しかし、その内容や書き方の詳細は、自治体間で異なっていたため、医療や救助に関する記録を統一して整理することにした。

表 2 に、災害記録を抽出する枠組みを示す。上記の枠組みに当てはめながら災害記録を抽出す

表 2 災害記録抽出の枠組み

項目	評価できる点	課題点	改善点	抽出元	
				ページ	出典

出所：戸谷塚哲史ら（2016）「医療における地域災害レジリエンスの評価方法に関する研究」『日本品質管理学会第 46 回年次大会要旨集』，pp.123-126

る。抽出対象である 2 つの自治体が作成した資料からは、文中から医療や救助に関する単語を見つけ出し記録を抽出する。さらに、関係先名や影響を受けたライフライン項目など、何に関する災害記録であったかを項目欄に当てはめる。

項目内の記録から「～が有効であった、～をスムーズに行うことができた」などの肯定的な記述を評価できる点として抽出し、「～が遅れた、～をしておく必要がある」などの否定的な記述を課題点として抽出する。また、それらの課題点に対する改善の方向性を表した記録がある場合は、それらを改善点として抽出する。

抽出元は、どの記録から抽出したか、また資料のどのページに書いてあったかをすぐ見つけることができるように抽出元を書いておく。また、検証報告書であればどの課が残したものなのか、医療機関の災害記録であれば、どの部門が残した記録なのかを確認することで、関係機関の項目導出に役に立つ。これにより、ADR-H 向上に向けた具体的な対策がより明確化される。

5.2 項目の導出

5.1 で内容自体を分類することができたが、それらを整理するためにも、どの ADRMS-H に関連するかを明示することで、活用が容易になると考えた。項目は、ADRMS-H 要素に関する評価項目のうち、病院全体に関わる経営資源と、医療機関が利用する活用目的から、病院の部門（救急部門など）を列挙した。病院ではこれらの単位で資源の保有状況や活動状況を評価し、対策をとる。

災害時の記録は、教訓に関する項目や記録の作成方法が異なる。記録から教訓を導出する際に、ADRMS-H モデルの見直し、構築に不足している情報を明らかにする。これにより、災害記録に残すべき情報としての不十分な点を明らかにすることもできる。

2 つの災害記録から導出した項目を戸谷塚ら¹⁵⁾が構築した評価モデルの一次項目を参考に、関係機関に関するもの、施設に関するもの、院内業務に関するもので分類した。抽出した記録をどのような機関と連携をとったか、何が業務の支障となったかといった視点で分析し、自衛隊と海上保安庁、支障となる要因として医療スタッフのマンパワー不足を内容とすることを考えた。同様に、医薬品の供給体制や DMAT（災害派遣医療チーム）派遣、民間団体との連携、EMIS（広域災害救急医療システム）活用を導出した。

以上を整理して、表 3 に示すように、救助や医療チームなどの関係機関は全部で 16 項目、ライフラインなどの施設に関する項目を 9 項目、発災時の院内業務に関する項目を 7 項目にまとめることができた。

表3 医療のレジリエンス向上のための豪雨災害での記録項目

関係機関との連携	民間団体	交通機関
	救助	消防 警察 自衛隊 海上保安庁
	自治体	災害対策本部 県・市町村 リエゾン
	医療関連機関	日本赤十字 薬剤師会 保健所
	医療チーム	DMAT DPAT DHEAT JMAT
施設	建物	
	道路	
	医療機器・物資	
	職員	
	ライフライン	水 電気 ガス 燃料 情報通信
院内業務	サービス提供	搬送患者対応 入院患者対応
	部門連携	
	マニュアル	作成 運用
	EMIS の活用	
	保健・衛生	

出所：資料「医療のレジリエンス向上のための豪雨災害での記録」にもとづいて筆者が作成。

DMAT: Disaster Medical Assistance Team, DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team, DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team, JMAT: Japan Medical Association Team, EMIS: Emergency Medical Information System.

5.3 記録の整理と他災害の病院事例へのあてはめ

ここまでの検討内容をもとに、豪雨災害の記録を再整理し、抽出内容を再度、確認する。表4に愛媛県の資料を整理した結果を示す。医療・救護に関する評価できる点・課題点といった統一の枠組みで整理することができた。また、福岡県の資料についても同様の整理を行い、両者の記録は同様に整理可能であることが確認できた。

表 4 愛媛県の平成 30 年 7 月豪雨における記録

項目	災害記録		災害教訓		パフォーマンス項目	抽出元
	評価できる点	課題点	改善点			
医療・救護	優先すべき事項、注意すべき事項の確認等を統一し共有したことから、対策に必要な被害・要請情報の集約が円滑化され、迅速かつ的確な判断ができた。また、役割分担と指揮系統を明確化し、平時の枠組みに当てはまらない業務については、トップダウンで担当部署を決定したことから、他部局と連携した対応が可能となった	医療機関の被災状況等の情報収集は、インターネットや通信設備等のインフラに依存しており、南海トラフ巨大地震等では、固定電話や携帯電話の基地局等が倒壊することも懸念され、衛星電話や衛星回線を使ったインターネット環境の確保や操作習熟の必要がある	情報収集体制や通信環境の整備	大規模災害時の情報収集体制、衛星電話や衛星回線を使ったインターネット環境確保について、検討を行うとともに、衛星電話の操作習熟を図る	経営資源の管理 ライフライン 情報通信 BCPの策定 教育の実施	愛媛豪雨災害 検証報告書 p. 59-61
	平時から愛媛県赤十字血液センターと連携を図ることにより、災害発生後においても迅速に状況を把握することができた	県内全ての140病院の被災状況等についてはインターネット上で集約・共有するシステムを構築しているが、有床診療所や透析施設については、電話やFAXによる情報収集となることから、固定電話の不通やマンパワー不足が懸念される			BCPの策定 演習及び試験の実施	愛媛豪雨災害 検証報告書 p. 60
救助活動	7月7日未明に発生した松山市上怒和における土砂災害現場の救助活動に際し、第1陣の松山市消防局のほか、第2陣として海上保安庁の船舶で警察を輸送した。加えて、自衛隊の部隊投入を要請したが、天候不良でヘリコプターの部隊輸送ができない中、自衛隊員の松山港から上怒和港までの搬送を県水産課の漁業取締船2隻に依頼し、速やかに救助部隊を増強することができた	大規模災害時、警察、消防関係者が市町災害対策本部に入り情報共有を行っているが、迅速な救助活動を必要とする要救助者の情報については、可能な限り迅速に県災害対策本部に集約されるように訓練を行う必要がある	リエゾン等を活用した情報収集	県から派遣するリエゾンを積極的に活用し情報収集を行わせることにより、県災害対策本部への迅速かつ正確な情報収集に努める	BCPの策定 被害時の対応力の評価	愛媛豪雨災害 検証報告書 p. 56-57
	救出救助活動が難航していた宇和島市吉田町の土砂災害現場に緊急消防援助隊及び県内応援部隊を集中投下し、警察、自衛隊、消防が連携した搜索活動を行った					

出所：愛媛県の平成 30 年 7 月の豪雨における記録にもとづいて筆者が作成。

上記の検討は、個別の病院記録ではなく、また、記録の方法を検討するのに用いた資料自体であり、整理可能であることを確認したとしても十分とはいえない。豪雨災害に関する新たな病院の記録に基づき確認するのが望ましいが、地震に関する熊本赤十字病院の活動記録をもとに災害記録を整理した。当該活動記録についても、決まった観点で記録は残されていなかった。そこで実際に作成したフォーマットに当てはめたところ、表5に示す通りとなった。

表5 熊本赤十字の活動記録

項目			評価できる点	課題点	改善点	備考
施設	建物			窓ガラスの破損やサッシの変形によって開閉不良、風の侵入や雨漏れ等の問題が生じた	破損箇所をビニールで塞ぐなどの応急処置を行った	
				天井に多数のひび割れが発生、特に既設建物と増築部分との境界に設置してある建物接合金物の損傷やその周辺での天井崩壊や剥離等の大きな被害が集中していた		
			コンクリートやタイル面のひび割れが本館、救急棟で大規模に発生していたため、設計事務所に建物の安全性を調査を依頼、当日に点検を実施し、倒壊の危険性がないことを確認した			
関係機関との連携	医療チーム	DMAT		DMAT 調整員を同行させなかったことによる本部資機材・通信資機材の不足	DMAT 調整員を中心としたブリーフィングを実施し、事前情報の確認・資機材チェックを徹底	
				EMIS の記入漏れが発生		
				当院の隊員は、病院内の自部署業務などへの従事のため、DMAT 活動に専念できる人員に限りあり	組織に DMAT 業務に専従できる環境・システムを構築する必要あり	
			活動拠点立ち上げに関する事前想定・マニュアルはなかったが、日頃の訓練に参加していたため円滑に立ち上げられた			

出所：熊本地震（2016）に関して熊本県の熊本赤十字社の活動記録にもとづいて筆者が作成。

熊本赤十字の記録を当てはめた結果、建物に関する記録を整理し、何が課題点、改善点なのかを把握することができることがわかった。豪雨とは異なる災害であるが、評価できる点、課題点、改善点について整理することで、事前準備としてすべきこと、発災時に優先的に行うべき業務を把握できる。また、関係機関の連携についても、活動拠点立ち上げに関するマニュアルをふまえて作成するなどの事前準備や、業務に専念できる体制作り、また発災時の人員確保といった点を記述できた。

6. 考 察

6.1 公開資料の収集容易性——地震との違い

豪雨災害では医療機関の作成した資料が残されておらず、何に関する記録が必要かは明らかになっていなかった。そこで自治体の検証報告書を用いて記録の抽出を行い、医療機関で残すべき項目を複数導出し、フォーマットを作成した。

2つの抽出した記録から項目を導出するには、視点を設ける必要があった。また導出した項目を、どのように分類するのか判断するのは難しかったが、戸谷塚らの構築した評価モデルを参考にすることで、必要項目にまとめることができた。

このフォーマットに従って記録を残すことで、自院内や地域内の関係機関での災害対策の見直し・改善に役立てる事が可能になり、地域全体としてのADR-Hの向上を図ることが可能になった。

地震に関する記録と比べると、公開資料自体が不足している点については、災害の規模・被災の程度の違い、また院内での対応についても比較すればスムーズにいつているとも捉えられる。しかし、災害に関連する防ぎうる死を減らす余地について、豪雨が地震に比べて小さいとは限らない。公開資料ではなくても、院内での記録をもとにレジリエンスの向上に努めるための動機付けが必要であるといえる。

また、自治体の資料では情報が不足していたため、秀逸点、課題点に分類できないものがあった。土木学会が政府から依頼された調査結果などもあるが、病院に関する情報が不足しており、自病院との比較が困難となる。不足している情報として導出し、今後の記録の参考にすることも考えられる。

6.2 感染症におけるレジリエンスの考え方

パンデミック対応の事業継続については、新型インフルエンザをもとに検討が進められていた。また、地震・豪雨・感染症といった単独の事象については、事業継続を念頭にしたマネジメントシステムも検討が開始されていたため、全く考慮していないというわけではなかった。

一方で、新型コロナウイルス感染症により通常業務が制限され、新たな業務が必要な中での災害対応という視点では、検討が十分行われていたとは言いがたい。一般的な感染症対策をしながらの活動を基本として、DMAT等の専門チームが他地域から移動することに関して、事前・事後の検査等でどのように受け入れるか、結果が判明するまでのフローについても準備することが望ましい。医療とは関連が薄いですが、ボランティアの減少に伴って、公助の重要性が高まっており、それを受けた医療のサービスの継続についての影響も検討する必要がある。これらの点については、令和

2年7月豪雨における記録についても検討することで、解決ができるものもあると思われ、記録の収集・分析を継続することも必要である。

7. おわりに

2つの豪雨災害の資料から記録を抽出した結果、医療機関で残すべき情報として32項目を導出した。しかし、記録を抽出した際に、ライフラインなどの記録において評価できる点なのか、課題点なのか、またどちらとも曖昧なものもあった。今後、2つの観点に関する判断基準を設ける必要がある。

《注》

- 1) 小川憲斗ら (2015)「医療の特徴を考慮した事業継続マネジメントシステムモデルの提案」『地域安全学会論文集』Vol. 27, pp. 105-112.
- 2) 戸谷塚哲史ら (2016)「医療における地域災害レジリエンスの評価方法に関する研究」『日本品質管理学会第46回年次大会要旨集』pp. 123-126.
- 3) 梶原千里ら (2019)「医療における地域災害レジリエンスマネジメントシステムモデルの提案」『地域安全学会論文集』Vol. 35, pp. 67-76.
- 4) 100 Resilient Cities Team & Rock Rockefeller Foundation (2017), 100 Resilient Cities, <http://100resilientcities.org/>, accessed on 15 May 2022.
- 5) Cutter *et al.* (2008), A place-based model for understanding community resilience to natural disasters, *Global Environmental Change*, 18(4), October 2008, pp. 598-606.
- 6) 池内淳子 (2009)『医療機関の防災力診断指標の構築に関する研究, 科学研究費補助金研究成果報告書』.
- 7) 永松伸吾ら (2009)「地域防災力をどう評価するか——研究展望と課題——」『防災科学技術研究所報告書』第74号, 独立行政法人防災科学技術研究所.
- 8) Kohno *et al.* (2012), Form Development for self-Rating an Organization's Vulnerability and Resilience Disruption, *Journal of Disaster Research*, 7(4), pp. 392-407.
- 9) Cimellaro *et al.* (2009), Quantification of Disaster Resilience of Health Care Facilities, The State University of New York.
- 10) Cimellaro *et al.* (2014), Physical infrastructure interdependency and regional resilience index after the 2011 Tohoku Earthquake in Japan, *Earthquake Engineering & Structural Dynamics*, 43(12), pp. 1763-1784.
- 11) 林春男 (2016)「災害レジリエンスと防災科学技術」『京都大学防災研究所年報』59(A), pp. 34-45.
- 12) 増田幸宏, 関尋仁 (2020)「自治体の計画分析による都市レジリエンス評価に関する研究」『危機管理研究』Vol. 28, pp. 9-15.
- 13) 福岡県 (2017)『平成29年7月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果報告書』.
- 14) 愛媛県 (2018)『平成30年7月豪雨における初動・応急対応に関する検証報告書』.
- 15) 戸谷塚哲史ら (2016)『前掲書』, pp. 123-126.

参考文献

- ISO 22301 (2019), Security and resilience - Business continuity management systems - Requirements
- Kajihara *et al.* (2016), A matrix of the functions and organizations that ensure continued healthcare services in a disaster, *Quality Innovation Prosperity*, 20(2), pp. 145-156.
- Multidisciplinary Center for Earthquake Engineering Research, MCEER's Resilience Framework, http://mceer.buffalo.edu/research/resilience/Resilience_10-24-06.pdf, accessed on 15 May 2022.
- OECD (2014), Guidelines for Resilience Systems Analysis - How to analyze risk and build a roadmap to resilience, OECD Publishing.
- 愛媛県 (2018)『平成30年7月豪雨における初動・応急対応に関する検証報告書』.

熊本県危機管理防災課（2017）『熊本地震の概ね 3 カ月間の対応に関する検証報告書』。
熊本赤十字病院（2017）『熊本地震 2016 熊本赤十字病院の活動記録 大震災の教訓と未来への提言』，熊日出版。
災害医療体制のあり方に関する検討会（2001）『災害医療体制のあり方に関する検討会報告書』。
厚生労働省災害医療等のあり方に関する検討会（2011）『災害医療等のあり方に関する検討会報告書』，厚生労働省。
震災関連死に関する検討会（2012）『東日本大震災における震災関連死に関する報告』復興庁。
内閣府（2013）『平成 25 年版 防災白書』。
内閣府防災情報，<http://www.bousai.go.jp/kokusai/kyoryoku/world.html>（2022/5/15 アクセス）
阪神・淡路大震災の教訓情報分析・活用調査委員会『阪神・淡路大震災教訓情報資料集』，http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awaji/data/index.html（2022/5/15 アクセス）
福岡県（2017）『平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果報告書』。

（原稿受付 2022 年 7 月 5 日）

消費者参加型新製品開発の認知と マーケティング成果の実態

西 大 輔

要 旨

本研究の目的は、消費者参加型新製品開発についての消費者の認知とマーケティング成果の実態を探索的に明らかにすることである。近年、企業は消費者参加型新製品開発を通じてより良い製品の開発および効果的なコミュニケーション活動を行うことを目的として積極的に活用し始めている。

本研究では、このような取り組みに関して消費者の認知率、参加経験、購買経験の観点から調査票を作成しオンライン調査を実施した。調査の結果、主に3つのことが明らかとなった。1つ目は、消費者参加型新製品開発は高い認知率であることである。2つ目は、参加経験や購買経験のある商品カテゴリーは最寄り品の割合が高いことである。3つ目は、オンライン上で取り組まれることが多い消費者参加型新製品開発であっても購買に至るきっかけとしてオフラインである割合が高いことである。

キーワード：新製品開発、クラウドソーシング、消費者参加型新製品開発、マーケティング戦略

1. はじめに

本研究の目的は、消費者参加型新製品開発についての消費者の認知とマーケティング成果に関する実態を探索的に明らかにすることである。

近年、インターネットを通じた企業と消費者間の交流が盛んに行われている。特に、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下：SNS）の普及によって情報収集を行うだけではなく容易に情報発信を行うことも可能となった（総務省，2020）。このような背景を踏まえ、企業は消費者が集う場であるSNS上に参入し、企業の公式アカウントなどを活用することによって消費者とさまざまなコミュニケーションをとっている。その中でも、新製品開発に関するアイデアや意思決定を消費者とのコミュニケーションを通じて行うといった消費者参加型新製品開発が活発化している。加えて、新製品開発を消費者と協働して行ったという情報をコミュニケーション活動の一環として活用することも増えてきた（Costa & Coelho de Vale, 2018; Fuchs & Schreier, 2011; Fuchs et al., 2013; Hoyer et al., 2010; Nishikawa et al., 2017; Schreier et al., 2012）。

これまでの研究では、消費者参加型新製品開発に直接参加した消費者に焦点を当てた研究と参加はしていないがこのような取り組みが行われたことを認識している消費者に焦点を当てた研究に区

分され、検証されてきた (Costa & Coelho de Vale, 2018; Fuchs et al., 2010; Fuchs & Schreier, 2011; Nishikawa et al., 2017; Schreier et al., 2012)。後者は、観察消費者と呼ばれ、消費者参加型新製品開発に関する研究分野では近年研究の蓄積が盛んに進められている (西川, 2020; 岡田, 2019)。その背景として、参加した消費者と観察消費者とを比較すると後者の方が多数であること、特に現代において消費者参加型新製品開発がインターネットを介して行われるということが挙げられる (Mladenow et al., 2014)。したがって、消費者参加型新製品開発に関する研究において観察消費者に焦点を当てた研究蓄積を進めることは急務である。

本研究では、消費者参加型新製品開発という取り組みが消費者にどの程度認知されているか、消費者参加型新製品開発に対する参加経験や購買経験の観点から消費者参加型新製品開発の様相を明らかにする。

本研究の構成は、以下のとおりである。本節では、本研究で扱う研究テーマに関する全体像を示した。第2節では、消費者参加型新製品開発に関連する先行研究の整理を行う。第3節では、本研究で実施した調査の設計とその実施概要について説明を行う。第4節では、本研究で実施した調査から得られた結果の提示と考察を行う。最後に第5節では、本研究で行った議論のまとめを行う。

2. 消費者参加型新製品開発に関する先行研究

2.1. 消費者参加型新製品開発の概要

新製品開発は、企業にとって重要な活動である。なぜなら、現代において企業間競争の勝敗に大きな影響を与えるからである (Clark & Fujimoto, 1991)。そのため、企業は顧客ニーズの探索方法やそのより良い理解の方法、生産工程の改善などを行うといった市場における競争優位を得るための新製品開発手法の開発に取り組んできた (Henard & Szymanski, 2001; Song & Parry, 1997)。近年、高速インターネット通信が普及したことやそれをどこでも利用可能とするスマートフォンの普及、人と人や人と企業が簡単に繋がることを可能とする SNS の登場と利用率の向上により、新たな新製品開発手法が台頭した。その1つとして、消費者参加型新製品開発が挙げられる。従来型の新製品開発プロセスは、企業内に閉じたものであった。具体的には、企業が市場調査や特定の消費者に対して行うインタビュー調査などによって得た情報をもとに、社内の各専門家によってアイデア創造や各プロセスにおいて発生する意思決定が行われながら新製品開発が進められる。それに対して、消費者参加型新製品開発では、新製品開発プロセスの至るところに消費者が新製品開発の主体として関与し、アイデア創造や新製品開発上の意思決定を行うといった違いが見られる (Fuchs et al., 2010; Hoyer et al., 2010)。

消費者参加型新製品開発に関する先行研究では、従来型の新製品開発手法と比較しながら、次のような点について主に議論が行われてきた。1つ目は、消費者参加型新製品開発によって開発された製品の需要についてである。2つ目は、消費者参加型新製品開発によって新製品開発プロセスの透明性が高まることについてである。それぞれの論点について、2.2 節および 2.3 節で説明を行う。

2.2. 消費者参加型新製品開発と製品需要

消費者参加型新製品開発に関するこれまでの研究では、従来型の新製品開発手法と比較して、高

い製品需要が期待できることが明らかにされている。その理由として、主に次の3つが挙げられる。

第一に、高い品質の新製品が開発可能となるからである。先行研究では、新製品開発に関連する有望なアイデアを消費者から募ることができること (Poetz & Schreier, 2012) や先駆的な顧客ニーズを持った消費者の意見を反映することができること (Franke et al., 2006; Lilien et al., 2002), 不特定多数の消費者からアイデアを募ることで集まるアイデアの数やアイデアの源泉に多様性が生まれ、より良いアイデアを選ぶことのできる可能性が高まること (Page, 2007; Schreier et al., 2012; Surowiecki, 2004) が報告されている。たとえば、赤ちゃん用品市場を対象に同市場における大手企業内の専門家と不特定多数の消費者から集められたアイデアを比較したところ、消費者から募ったアイデアの方が新奇性や顧客便益の実現の観点において高い評価であった (Poetz & Schreier, 2012)。

第二に、消費者参加型新製品開発へ実際に参加した消費者の購買意向が高まるからである。先行研究では、新製品開発プロセスに参加した消費者は、非参加者よりも高い購買意向であることが報告されている (Fuchs et al., 2010)。この背景には、新製品開発プロセスに参加した消費者には心理的所有権 (psychological ownership) が生じ、対象とする新製品への評価が高まる可能性があるからである (Jussila et al., 2015; Shu & Peck, 2011)。

第三に、消費者参加型新製品開発によって生み出された製品であるといった情報提示によって観察消費者の購買意向が高まるからである。観察消費者とは、消費者参加型新製品開発に参加はしていないが、そのような方法によって新製品開発が行われたという情報を受け取った消費者のことを指す。これまでに行われてきた観察消費者に関する研究では、主に衣料品や食品、家具、雑貨などを対象に研究が進められてきた (西川, 2020)。研究結果から消費者参加型新製品開発であるという情報が観察消費者の製品需要に影響を与える背景として、観察消費者が消費者参加型新製品開発を行う企業に対して革新性 (Schreier et al., 2012) や顧客ニーズをより反映した新製品開発が行われた (Fuchs & Schreier, 2011; Nishikawa et al., 2017) と感じるからである。

2.3. 新製品開発プロセスの透明性

消費者参加型新製品開発は、その多くがインターネットを介して行われており、従来の閉じた新製品開発よりもそのプロセスを外部に見えるような形で遂行されている (Mladenow et al., 2014)。つまり、消費者参加型新製品開発は新製品開発プロセスの透明性が高いと言える。先行研究での議論を踏まえ、本研究では透明性 (transparency) を新製品開発プロセスに関連するさまざまな情報の全てないしは一部に消費者がアクセス可能である状態と定義する (Buell et al., 2017; Kim et al., 2020; Martinez & Crowther, 2008)。

透明性に関する先行研究によると、透明性の概念は生産の透明性、業務プロセスの透明性、意思決定の透明性、価格や費用の透明性に分類され研究が行われてきた。先行研究から、各類型の透明性が高まることで消費者の知覚価値や信頼、購買意向を向上させるといった企業にとってポジティブな影響をもたらすことが主張されている (Buell et al., 2017; Mohan et al., 2019; van Osselaer et al., 2020)。たとえば、Buell et al. (2017) では、大学のカフェテリアを対象に商品の調理から提供までのプロセスを消費者が見ることが可能な状態にすることで、消費者のサービス価値の知覚が向上することが報告されている。

3. 調査概要

3.1. 調査の目的

本調査は、本研究の目的である消費者参加型新製品開発の認知とマーケティング成果に関する様相を明らかにするために実施する。第2節の本研究に関する先行研究レビューから、消費者参加型新製品開発が消費者の購買の意思決定に影響を与えることが明らかとなった。ただし、先行研究では特定の製品カテゴリーを対象として調査が行われており、消費者参加型新製品開発に関する全体像を明らかにするといった目的においては不十分である。

本研究で行う調査では、第2節で行った先行研究レビューの議論をもとに調査票の設計を行い、本研究の目的を明らかにする。

3.2. 調査票の設計

本調査で用いられた調査票は、主に2つのパートから構成される。第1段階は、スクリーニングに関する質問項目によって構成される。第2段階は、消費者参加型新製品開発に関する質問項目によって構成される。以下では、それぞれのパートの質問項目に関する説明を行う。

第一に、スクリーニングに関する質問項目について説明を行う。このパートでは、消費者との協働によって新製品開発を行うといった消費者参加型新製品開発の手法を企業が採用していることを知っているか否かを尋ねる質問項目が用意されている。なぜならば、続く第2段階のパートの調査目的に合致した回答者をより多く集め、消費者参加型新製品開発に関する様相を明らかにするためである。

第二に、消費者参加型新製品開発に関する質問項目について説明を行う。このパートでは、消費者参加型新製品開発の認知率とマーケティング成果の実態を明らかにするための質問項目が用意されている。それらの質問項目は大きく2つのパートから成り立っている。1つは、回答者の消費者参加型新製品開発への参加経験の有無に関する質問項目である。ここでは、回答者の参加経験やこれまでの参加回数、参加するために使用したプラットフォーム、参加した商品カテゴリーなどの質問が用意されている。もう1つは、回答者の購買経験の有無に関する質問項目である。ここでは、回答者の実際に消費者参加型新製品開発によって開発された製品の購買経験やその製品を知ったきっかけ、これまでの購買回数、購買した商品カテゴリー、購買理由などの質問が用意されている。

以上が本調査で用いられた調査票の設計およびその内容である。詳細な質問項目については、付録Aに記載する。

3.3. サンプルの収集方法

本調査では、インターネットを利用したオンライン調査を実施した。サンプルの収集方法としてオンライン調査を採用した理由は、次の2つである。1つ目は、本研究が対象とする現象が主にインターネット上で行われているからである。消費者参加型新製品開発は、多くの場合、インターネット上の不特定多数の消費者に対して新製品開発への参加を促し実施されている。したがって、インターネット上で回答者を集め、調査を実施することが妥当であると判断した。2つ目は、消費

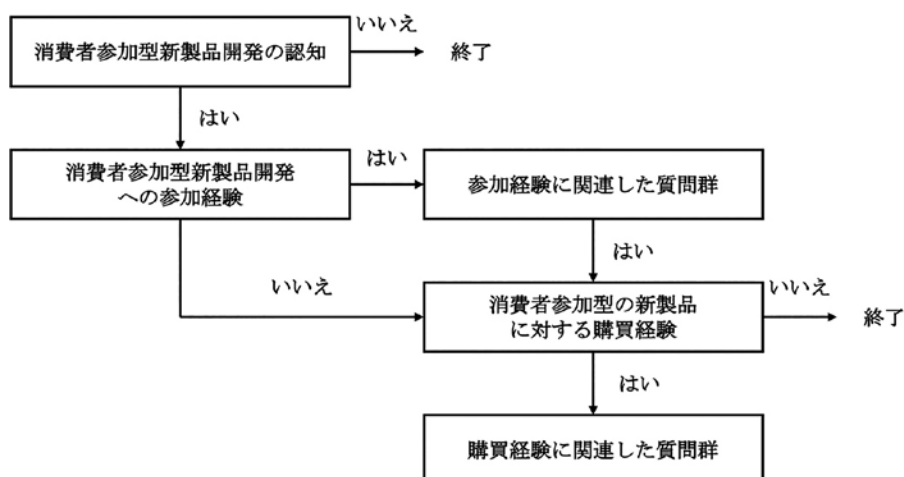


図1 調査手順の概略図

者参加型新製品開発を認知している回答者を可能な限り多く集め、その様相を明らかにするためである。オンライン調査は費用を抑えながら大規模なサンプルサイズを収集することが可能であり、本調査のような第1段階で条件に合致した回答者を集めるためのスクリーニングを行う場合には有効である。

本調査の実施は、マーケティング・リサーチ会社である楽天インサイト株式会社に調査票の回収を依頼しオンライン調査を実施した。性別・年齢層問わず、消費者参加型新製品開発の実態を明らかにするために、同社のモニターに登録する日本国内の20歳から69歳の男女を調査票の回答対象者とした。調査票の配信および回収は、2022年2月22日から2月25日にかけて実施した。

本調査の調査手順は、次のとおりである。まず、第1段階のスクリーニング調査を実施する。ここでは、続く第2段階の調査条件に該当する回答者を選別するため、可能な限りの回答者を集める必要がある。そこで、第1段階の調査では、1,500名に対して調査票を配信し回収した。次に、第2段階の消費者参加型新製品開発に関する調査を実施する。ここでは、第1段階のスクリーニング調査において調査条件に合致した1,500名の回答者に対して質問票を配信し回収した。調査手順の概略図は、図1に示すとおりである。また、回答者の属性は男性917名(61.1%)、女性583名(38.9%)、平均年齢46.69歳である。なお、回答者の属性に関する詳細は、付録Bに記載する。

4. 調査結果と考察

4.1. 第1段階の調査結果

オンライン調査にて実施された第1段階の調査では、1,500名の回答者に対して調査票が配信された。第1段階の調査目的は、消費者参加型新製品開発がどれほど認知されているかを明らかにすることと続く第2段階の調査に合致した回答者を集めることであった。

第1段階の調査結果では、消費者参加型新製品開発に関する消費者の認知率は100%であった。

4.2. 第2段階の調査結果

第2段階の調査では、第1段階の調査結果にしたがって選ばれた回答者 1,500 名を調査対象とし引き続き調査が行われた。なお、第1段階におけるスクリーニングの結果、回答者全員が第2段階の調査に合致した回答者であった。第2段階の調査の目的は、消費者参加型新製品開発への参加経験や購買経験の有無、マーケティング成果（e.g. 購買経験の有無）への影響を明らかにすることである。

以下では、消費者参加型新製品開発への参加経験と購買経験に分けて、調査結果の提示を行う。

4.2.1. 消費者参加型新製品開発への参加経験

消費者参加型新製品開発への参加経験について、参加の有無、参加方法や使用プラットフォーム、参加した商品カテゴリーの観点から調査結果を示す。

第一に、消費者参加型新製品開発への参加経験についてである。本調査の結果によると、参加経験がある回答者は 43.9%であった。また、参加経験がある回答者のうち、これまでに参加した回数の平均は 4.0 回であり最小値は 1 回、最大値は 100 回であった。

第二に、新製品開発プロセスへの参加方法と使用したプラットフォームについてである。参加方法については、新商品に関するアイデアの投稿による参加は全体の 30.2%であり、新商品の仕様についての投票による参加は全体の 69.1%，その他が 0.7%であった。また、参加の際に使用したプラットフォームについては、Twitter が最も多く、その次に Instagram，企業の自社サイト，Facebook と続いた。詳細は、表 1 に示すとおりである。加えて、プラットフォームへのアクセス手段としては、スマートフォンの割合が 74.3%，パソコンが 25.0%，その他が 0.7%であった。

第三に、参加した新製品開発の商品カテゴリーに関連する結果についてである。本調査の結果によると、割合が最も高い商品カテゴリーは食料品であり、衣服・衣料品関連，生活用品・生活雑貨関連と続いた。詳細は、表 2 に示すとおりである。

表 1 参加の際に使用したプラットフォーム

プラットフォーム	割合 (%)
Twitter	39.8
Instagram	23.1
Facebook	11.9
TikTok	2.1
その他の SNS	1.0
企業の自社サイト	21.8
その他のサイト	0.3

出典：本調査の結果より作成。

表2 参加経験のある商品カテゴリー

商品カテゴリー	割合 (%)
食料品 (例：お菓子, 清涼飲料水, 料理)	43.1
衣服・衣料品関連 (例：Tシャツ, カバン, アクセサリー)	12.5
家具 (例：机, ソファ)	4.7
生活用品・生活雑貨関連 (例：筆記用具, ノート, キッチン用品, スマホケース)	11.4
家電 (例：キッチン家電, 時計)	8.1
乗り物 (例：自転車, 自動車)	5.4
ソフトウェア関連 (例：パソコンのソフト, スマホアプリ)	5.3
サービス (例：旅行プラン, イベント)	8.2
その他	1.4

出典：本調査の結果より作成。

4.2.2. 消費者参加型新製品開発による商品の購買経験

消費者参加型新製品開発による商品を購入した経験について、購買経験の有無、購買経験のある商品を知ったきっかけ、購買した商品カテゴリーに関連すること、購入理由の観点から調査結果の提示および考察を行う。

第一に、消費者参加型新製品開発による商品の購買経験についてである。本調査の結果によると、購買経験のある回答者は40.4%であった。また、購買経験がある回答者のうち、これまでに購買した回数の平均は4.18回であり最小値は1回、最大値は244回であった。

第二に、購買経験のある商品を知ったきっかけについてである。商品を知ったきっかけとして、店頭のPOPやお知らせが27.7%と最も割合が高く、その次にTwitterが24.4%、Instagramが18.6%、企業の自社サイトが14.8%と続いた。詳細は、表3に示すとおりである。

第三に、購買した商品のカテゴリーに関連する結果についてである。本調査の結果によると、割合が最も高い商品カテゴリーは、食料品であり、衣服・衣料品関連、生活用品・生活雑貨関連と続

表3 商品を知った情報源

情報源	割合 (%)
店頭のPOP やお知らせ	27.7
Twitter	24.4
Instagram	18.6
Facebook	7.8
TikTok	2.3
その他の SNS	0.5
企業の自社サイト	14.8
その他のサイト	0.6
身近な人	3.4

出典：本調査の結果より作成。

表 4 購買経験のある商品カテゴリー

商品カテゴリー	割合 (%)
食料品（例：お菓子、清涼飲料水、料理）	48.4
衣服・衣料品関連（例：Tシャツ、カバン、アクセサリ）	15.9
家具（例：机、ソファ）	4.7
生活用品・生活雑貨関連（例：筆記用具、ノート、キッチン用品、スマホケース）	12.6
家電（例：キッチン家電、時計）	6.2
乗り物（例：自転車、自動車）	3.1
ソフトウェア関連（例：パソコンのソフト、スマホアプリ）	3.6
サービス（例：旅行プラン、イベント）	4.7
その他	0.9

出典：本調査の結果より作成。

いた。詳細は、表 4 に示すとおりである。

第四に、購買した理由についてである。本調査の結果によると、購買理由として最も多かった理由は、「消費者のアイデアをもとに作られた新商品は、より消費者のニーズを反映していると思ったから」であり全体の 32.2% を占める。その次に「商品の仕様を消費者の投票によって決めることは、より消費者のニーズを反映していると思ったから」が 22.7% であり、「「消費者のアイデアから商品を作ることや商品の仕様が消費者の投票によって決まった」といった取り組みそれ自体が目新しかったから」が 22.2%、「そのような取り組みへ参加する人が多く、新商品へより良いアイデアやより良い選択の結果が反映されと思ったから」が 14.0%、「企業活動がオープンにされており、新商品開発に透明性があると思ったから」が 7.3%、その他が 1.7% であった。

4.3. 調査結果の考察

本調査では、消費者参加型新製品開発の認知率、参加経験、購買経験の観点から調査が行われた。その結果について、次の 3 つの観点から考察を行う。

第一に、消費者参加型新製品開発の認知率についてである。企業が新製品開発を消費者と協働して行うといった取り組みは、本調査における回答者の属性から考えると老若男女問わず高い認知率であることが調査から明らかとなった。その背景には、インターネットおよびスマートフォンの高い普及率が要因として挙げられる。現在、インターネットの利用率は約 90% であり、スマートフォンの保有率は 90% 以上、スマートフォンによるインターネット利用率は 60% を超えている（総務省、2020、2021）。加えて、消費者参加型新製品開発は、企業の自社サイトや SNS 上で行われることが多い。つまり、消費者はいつでもどこでも手元の端末から消費者参加型新製品開発に参加することやその情報にアクセスすることが容易である環境が起因して、消費者参加型新製品開発に関する認知率が高くなったと考えられる。

第二に、参加および購買経験のある商品カテゴリーについてである。消費者参加型新製品開発への参加および購買経験のある商品カテゴリーは、両者とも食料品、衣服・衣料品関連、生活用品・生活雑貨関連の割合が高い。このことから、次の 2 つのことが考えられる。1 つ目は、消費者は食

料品、衣服・衣料品関連、生活用品・生活雑貨関連といった生活に身近なものに対する消費者参加型新製品開発に興味関心が高い可能性である。2つ目は、企業の主催する消費者参加型新製品開発が食料品、衣服・衣料品関連、生活用品・生活雑貨関連といった商品カテゴリーに集中している可能性である。

第三に、購買経験のある消費者参加型新製品開発による商品を知ったきっかけについてである。消費者参加型新製品開発は、多くがインターネット上で行われており、本調査結果でも参加経験があると答えた回答者の過半数以上がSNSを通じての参加である。しかし、購買経験者の情報源はSNSと同じくらい店頭のPOPやお知らせの割合が高かった。この点から、SNSを通じた消費者参加型新製品開発であったとしてもオフラインによるコミュニケーション活動を行うことも重要であることが示唆される。

5. おわりに

本研究では、消費者参加型新製品開発における消費者の認知とマーケティング成果に関する実態を明らかにすることを研究目的とし、オンライン調査を実施し考察を行った。オンライン調査は、次の3つの観点から行われた。1つ目は、消費者参加型新製品開発の認知率である。2つ目は、消費者参加型新製品開発への参加経験についてである。3つ目は、消費者参加型新製品開発によって開発された新製品の購買経験についてである。

オンライン調査の結果から、次の3つのことが明らかとなった。1つ目は、消費者参加型新製品開発の認知率が高いことである。2つ目は、参加経験および購買経験のある消費者参加型新製品開発は、最寄り品である商品カテゴリーである割合が高いことである。3つ目は、消費者参加型新製品開発はSNSを中心に実施されることが多いが、このような取り組みや購買するきっかけとなった場面として店頭といったオフラインでの情報発信も重要であることである。

以上のことから、本研究の意義は消費者参加型新製品開発について、認知率やその参加経験、購買経験の観点からその実態を明らかにした点にある。一方で、本研究では認知率や参加経験、購買経験に影響を与える要因について分析しそのメカニズムを捉えることはできていない。本研究結果とその限界を踏まえ、今後の研究課題として以下の2点を挙げる。1つ目は、消費者参加型新製品開発における参加方法とその影響についての分析である。本研究の調査結果から、参加経験者の参加方法としてアイデア投稿よりも投票による参加の方が著しく高い割合を示していた。消費者が感じる参加方法ごとの参加に対する認識や参加方法によるマーケティング成果への影響などを探索することが、消費者参加型新製品開発についてより理解する上で重要となる。2つ目は、カスタマージャーニーにおける消費者参加型新製品開発の位置づけである。企業の自社サイトやSNS上で行われることが多い消費者参加型新製品開発は、このような取り組みの告知から実際に製品が完成するまでのプロセスが公開されている場合が多い。つまり、カスタマージャーニー上での消費者へのタッチポイントとしての働きが期待でき、それが購買の意思決定にどのような影響を与えているのかを検証する必要がある。

謝 辞

本研究は、令和3年度(2021年度)拓殖大学経営経理研究所研究助成を受けて進めた研究である。

参考文献

- Buell, R. W., Kim, T., & Tsay, C. J. (2017). Creating reciprocal value through operational transparency. *Management Science*, 63(6), 1673-1695.
- Clark, K. B., & Fujimoto, T. (1991). *Product Development Performance: Strategy, Organization, & Management in the World Auto Industry*. Harvard Business School Press. (田村明比古 (訳) (1993). 『製品開発力』. ダイヤモンド社.)
- Costa, C., & do Vale, R. C. (2018). To tell or not to tell? The impact of communicating consumer participation in new product development. *Journal of Product & Br & Management*.
- Franke, N., von Hippel, E., & Schreier, M. (2006). Finding commercially attractive user innovations: A test of lead-user theory. *Journal of product innovation management*, 23(4), 301-315.
- Fuchs, C., Pr&elli, E., & Schreier, M. (2010). The psychological effects of empowerment strategies on consumers' product dem&. *Journal of marketing*, 74(1), 65-79.
- Fuchs, C., Pr&elli, E., Schreier, M., & Dahl, D. W. (2013). All that is users might not be gold: How labeling products as user designed backfires in the context of luxury fashion br & s. *Journal of Marketing*, 77(5), 75-91.
- Fuchs, C., & Schreier, M. (2011). Customer empowerment in new product development. *Journal of product innovation management*, 28(1), 17-32.
- Henard, D. H., & Szymanski, D. M. (2001). Why some new products are more successful than others. *Journal of marketing Research*, 38(3), 362-375.
- Hoyer, W. D., Chandy, R., Dorotic, M., Krafft, M., & Singh, S. S. (2010). Consumer cocreation in new product development. *Journal of service research*, 13(3), 283-296.
- Jussila, I., Tarkiainen, A., Sarstedt, M., & Hair, J. F. (2015). Individual psychological ownership: Concepts, evidence, & implications for research in marketing. *Journal of Marketing Theory & Practice*, 23(2), 121-139.
- Kim, N. L., Kim, G., & Rothenberg, L. (2020). Is honesty the best policy? Examining the role of price & production transparency in fashion marketing. *Sustainability*, 12(17), 6800.
- Lilien, G. L., Morrison, P. D., Searls, K., Sonnack, M., & von Hippel, E. (2002). Performance assessment of the lead user idea-generation process for new product development. *Management science*, 48(8), 1042-1059.
- Martinez, E. O., & Crowther, D. (2008). Is disclosure the right way to comply with stakeholders? The Shell case. *Business Ethics: A European Review*, 17(1), 13-22.
- Mladenow, A., Bauer, C., & Strauss, C. (2014). Social crowd integration in new product development: Crowdsourcing communities nourish the open innovation paradigm. *Global Journal of Flexible Systems Management*, 15(1), 77-86.
- Mohan, B., Buell, R. W., & John, L. K. (2020). Lifting the veil: The benefits of cost transparency. *Marketing Science*, 39(6), 1105-1121.
- 西川英彦 (2020). 「新製品開発クラウドソーシングがもたらす複合的成果」. 『組織科学』, 54(2), pp. 4-15.
- Nishikawa, H., Schreier, M., Fuchs, C., & Ogawa, S. (2017). The value of marketing crowdsourced new products as such: Evidence from two randomized field experiments. *Journal of Marketing Research*, 54(4), 525-539.
- 岡田庄生 (2019). 「ユーザー創造製品の発案者効果」, 『マーケティングジャーナル』, 39(2), pp. 61-67.
- Page, S. E. (2007). *The Difference: How the Power of Diversity Creates Better Groups, Firms, Schools, & Societies*. Princeton University Press. (水谷淳 (訳) (2009). 『「多様な意見」はなぜ正しいのか』. 日経BP社.)
- Poetz, M. K., & Schreier, M. (2012). The value of crowdsourcing: can users really compete with professionals in generating new product ideas?. *Journal of product innovation management*, 29(2),

245-256.

- Schreier, M., Fuchs, C., & Dahl, D. W. (2012). The innovation effect of user design: Exploring consumers' innovation perceptions of firms selling products designed by users. *Journal of Marketing*, 76(5), 18-32.
- Shu, S. B., & Peck, J. (2011). Psychological ownership & affective reaction: Emotional attachment process variables & the endowment effect. *Journal of Consumer Psychology*, 21(4), 439-452.
- 総務省 (2020). 『令和 2 年版情報通信白書』.
- 総務省 (2021). 『令和 3 年版情報通信白書』.
- Song, X. M., & Parry, M. E. (1997). A cross-national comparative study of new product development processes: Japan & the United States. *Journal of marketing*, 61(2), 1-18.
- Surowiecki, J. (2004). *The Wisdom of Crowds: Why the Many are Smarter than the few*. The Doubleday Broadway Publishing. (小高尚子 (監修) (2009). 『「みんなの意見」は案外正しい』. 角川書店.)
- van Osselaer, S. M., Fuchs, C., Schreier, M., & Puntoni, S. (2020). The power of personal. *Journal of Retailing*, 96(1), 88-100.

(原稿受付 2022 年 6 月 22 日)

付録 A

ここでは、オンライン調査で使用した調査票の質問項目を提示する。本調査は、2段階の調査が実施されている。1段階目は、スクリーニングのための調査である。2段階目は、消費者参加型新製品開発の認知率とマーケティング成果の実態を明らかにするための調査である。以下にそれぞれの調査票を提示する。

第1段階：スクリーニング調査

Q1

企業が新商品開発に取り組む際に、SNS（例：Twitter, Instagram）や企業の自社サイトなどで商品のアイデアを消費者に募ったり、商品の仕様（例：味, 素材）を消費者による投票によって決めるといった取り組みが行われているのをご存知ですか。

例1：企業の自社サイトで新商品のTシャツのアイデアを募集していたので、イラストやTシャツにプリントする写真を投稿した。

例2：企業がTwitter上で新商品のお菓子の味のアンケートを行っていたので、自分の好みの味に投票した。

1. はい
2. いいえ

第2段階：

Q1

企業がSNSや企業の自社サイトなどを通じて消費者にアイデアを募集したり商品の仕様を投票で決めるといった取り組みに参加したことがありますか。

例1：企業の自社サイトで新商品のTシャツのアイデアを募集していたので、イラストやTシャツにプリントする写真を投稿した。

例2：企業がTwitter上で新商品のお菓子の味のアンケートを行っていたので、自分の好みの味に投票した。

1. はい
2. いいえ

■企業がSNSや企業の自社サイトなどを通じて消費者にアイデアを募集したり商品の仕様を投票で決めるといった取り組みへの参加について、以下の質問に回答してください。

Q2-1

企業が行ったそのような取り組みに対して、これまでに何回参加したことがありますか。（半角数字でご記入ください）

【 】回

Q 2-2

企業が行ったそのような取り組みへの参加方法を教えてください。(いくつでも)

1. 新商品に関するアイデアの投稿 (例: 文で説明, イラストや写真を投稿)
2. 新商品に関する仕様 (例: いくつかのアイデアから1つを選択する, 商品の味や色, 素材などを決める) についての投票
3. その他【 】

Q 2-3・Q 2-4

ご自身が参加した取り組みについて, そのプラットフォームと使用した媒体について教えてください。(いくつでも)

●プラットフォーム

1. Twitter
2. Instagram
3. Facebook
4. TikTok
5. その他の SNS【 】
6. 企業の自社サイト
7. その他のサイト【 】

●使用した媒体

1. スマートフォン
2. パソコン
3. その他【 】

Q 2-5

ご自身が参加した取り組みは, どのような商品カテゴリーでしたか。(いくつでも)

1. 食料品 (例: お菓子, 清涼飲料水, 料理)
2. 衣服・衣料品関連 (例: T シャツ, カバン, アクセサリー)
3. 家具 (例: 机, ソファ)
4. 生活用品・生活雑貨関連 (例: 筆記用具, ノート, キッチン用品, スマホケース)
5. 家電 (例: キッチン家電, 時計)
6. 乗り物 (例: 自転車, 自動車)
7. ソフトウェア関連 (例: パソコンのソフト, スマホアプリ)
8. サービス (例: 旅行プラン, イベント)
9. その他【 】

Q 2-6

ご自身が参加したことのある取り組みの商品カテゴリーについて, 普段の購入頻度を教えてください

さい。

1. 毎日
2. 週に2～3回
3. 週に1回
4. 月に2～3回
5. 月に1回
6. 半年に2～3回
7. 半年に1回
8. 上記より少ない頻度である

Q2-7

ご自身が参加したことのある取り組みの商品カテゴリーについて、あなたにとっての重要度をそれぞれ1から7の数字（1=全くない…7=非常にある）で教えてください。

1. 1（全く重要ではない）
2. 2
3. 3
4. 4
5. 5
6. 6
7. 7（非常に重要である）

Q2-8

ご自身が参加したことのある取り組みの商品カテゴリーについて、あなたにとっての好きな度合いをそれぞれ1から7の数字（1=全くない…7=非常にある）で教えてください。

1. 1（全く好きではない）
2. 2
3. 3
4. 4
5. 5
6. 6
7. 7（非常に好きである）

■ここでは、企業がSNSや企業の自社サイトなどを通じて消費者にアイデアを募集したり商品の仕様を投票で決めるといった取り組みによる商品への購買経験について、以下の質問に回答してください。

Q3-1

企業が新商品を開発するにあたって、消費者にアイデアを募集したり商品の仕様に関する決定が

消費者の投票によって行われた商品をこれまでに購入したことがありますか。

1. はい
2. いいえ

Q 3-2

消費者にアイデアを募集したり商品の仕様に関する決定が消費者の投票によって行われた商品について、ご自身が購入した商品をどこで知りましたか。(いくつでも)

1. 店頭のPOPやお知らせ
2. Twitter
3. Instagram
4. Facebook
5. TikTok
6. その他のSNS【 】
7. 企業の自社サイト
8. その他のサイト【 】
9. 身近な人

Q 3-3

そのような取り組みによって作られた商品を、これまでに何回購入したことがありますか。(半角数字でご記入ください)

【 】回

Q 3-4

実際に購入した商品は、どのような商品カテゴリでしたか。(いくつでも)

1. 食料品(例：お菓子、清涼飲料水、料理)
2. 衣服・衣料品関連(例：T シャツ、カバン、アクセサリ)
3. 家具(例：机、ソファ)
4. 生活用品・生活雑貨関連(例：筆記用具、ノート、キッチン用品、スマホケース)
5. 家電(例：キッチン家電、時計)
6. 乗り物(例：自転車、自動車)
7. ソフトウェア関連(例：パソコンのソフト、スマホアプリ)
8. サービス(例：旅行プラン、イベント)
9. その他【 】

Q 3-5

そのような取り組みによって作られた商品を購入した理由を教えてください。(いくつでも)

1. 「消費者のアイデアから商品を作ることや商品の仕様が消費者の投票によって決まった」といった取り組みそれ自体が目新しかったから。

2. 消費者のアイデアをもとに作られた新商品は、より消費者のニーズを反映していると思ったから。
3. 商品の仕様を消費者の投票によって決めることは、より消費者のニーズを反映していると思ったから。
4. そのような取り組みへ参加する人が多く、新商品へより良いアイデアやより良い選択の結果が反映されと思ったから。
5. 企業活動がオープンにされており、新商品開発に透明性があると思ったから。
6. その他【 】

Q 3-6

そのような取り組みによって作られた商品のうち、ご自身が購入したことのある商品カテゴリーについて、普段の購入頻度を教えてください。

1. 毎日
2. 週に2～3回
3. 週に1回
4. 月に2～3回
5. 月に1回
6. 半年に2～3回
7. 半年に1回
8. 上記より少ない頻度である

Q 3-7

そのような取り組みによって作られた商品のうち、ご自身が購入したことのある商品カテゴリーについて、あなたにとっての重要度をそれぞれ1から7の数字（1=全くない…7=非常にある）で教えてください。

1. 1（全く重要ではない）
2. 2
3. 3
4. 4
5. 5
6. 6
7. 7（非常に重要である）

Q 3-8

そのような取り組みによって作られた商品のうち、ご自身が購入したことのある商品カテゴリーについて、あなたにとっての好きな度合いをそれぞれ1から7の数字（1=全くない…7=非常にある）で教えてください。

1. 1（全く好きではない）

2. 2
3. 3
4. 4
5. 5
6. 6
7. 7（非常に好きである）

付録 B

ここでは、オンライン調査に参加した回答者の属性の詳細を以下に示す。なお、回答者の属性データに関しては質問票への回答より前に収集され集計されている。

年代別	20 代	155 人（74.8%）
	30 代	282 人（55.3%）
	40 代	383 人（43.1%）
	50 代	452 人（20.1%）
	60 代	228 人（16.2%）
合 計		1,500 人（38.9%）

注）カッコ内は女性の割合

科学技術と社会技術における変化と環境

—— 企業経営の情報化の史的展開 ——

金 山 茂 雄

要 旨

今日、ICT、IoT、AIなどの急速な進歩に伴い、コンピューターを中心とした様々なシステムが企業をはじめとする組織体に導入され利用されている。情報機器等の性能向上、ソフトウェアのデータ処理能力や機能の充実など、個人にまで普及し社会生活に深く浸透してきた。

インターネットからビックデータなどまで活用がはじまり情報社会が定着し、さらに新たな社会として「スマート社会」の到来が社会や全ての環境を変える。企業経営のシステム、経済システムの管理体制、事務の標準化、文化など多くの課題を投じている。IT、デジタル技術の発達企業が経営形態そして経済形態および活動にも大きな変化をもたらしている。

ここで我々が考えなければならないのは、経済の成長や発展の重要性が主に企業が日々の活動から得られたものであることを認識しなければならない。そして、そこで働く人々や企業への投資する人々の重要性を考えなければならない。つまり資本と労働の役割である。時代の変化を表す言葉のとり「重厚長大」から「軽薄短小」への移り変わりが大型の汎用コンピューターからOA化、ビジネスや個人でも利用されているパーソナルコンピューター（総称：パソコン、PC）、A4サイズのノートパソコン、モバイルコンピューターに観られるようにシステムへの影響は少なくなく、今も利用の範囲を拡大させている。企業経営のシステムがそれぞれの時代の中で、どのように捉えられ、今後どのように発展させていけばいいのか、ここで問題視する。

今回、過去において企業経営のシステムについてはいろいろな角度や分野・領域から論じられている。ここでは、企業経営のシステムが社会の変化と環境の変化にどのような適応したシステム、さらに企業や組織体の経営上の優位性を目的にした考え方、運用などについて述べる。

はじめに、これからの社会をよりよく、豊かな社会形成のために、社会変化と未来創造し、その社会形成のための問題点を挙げ、その解決方法や解決策を検討する。その解決方法や解決策の行動計画を示しながら、その一つである企業経営の情報化（情報投資と効果）に関し、史的展開しながら検討し若干の考察を試みたい。

キーワード：企業経営、社会活動の変化、技術の進歩、社会の環境変化、情報の価値（分析）

1. はじめに

今日、情報技術（Information Technology：IT）、ICT、IoT、AIなどの急速な進歩に伴い、コンピューターを中心とした様々なシステムが企業をはじめ経営組織体に導入され利用されている。コ

ンピューター本体の価格低下、性能向上、ソフトウェアのデータ処理機能の充実などにより、個人にまで普及し社会生活に深く浸透してきている。もちろん、個人や家庭の中でコンピューターを利用することは社会全体の情報化をより一層促進することでもある。世の中がこのような状況の中で企業経営の情報化が経営情報システム（Management Information Systems：MIS）、戦略的情報システム（SIS）など 20 世紀末に様々な環境の変化にさらされ、社会の中へ浸透していった。経営情報システムの概念的思考は今から 20 世紀末である。その間、高度経済成長にみられるように製品の大量生産時期、安定した成熟時期、そして低成長時期に至っている。同様に経営環境、産業革命に類似する科学技術の発展など企業、組織体はそうした環境の変化に対応するための一つの手段としてコンピューターを中心とした情報技術を先駆的に導入し、さらにシステムの構築を積極的に行い「企業経営のシステム」として体系化し利用するようになった。もちろん現在も、様々な環境に適した広い意味で企業経営のシステムの利用と活用を繰り返し絶えず発展し続けているのである。

コンピューターの万能的な性能や機能から、経営の領域に活用できるとしてシステムが考えられ、その後、経営には不向きと示された。しかし、その考えは新たな企業経営のシステムの構築へのヒントにもなり、戦略的情報システムの登場へと導くことになる。このシステムが企業経営のシステムの概念の中でどのように具現化し実現されてきたのか。また、時代の変化を表す言葉のとおり「重厚長大」から「軽薄短小」への移り変わりが大型の汎用コンピューターから OA 化を目指す事務処理用コンピューターやその周辺機器、ビジネスや個人でも利用されているパーソナルコンピューター（総称：パソコン（PC））、A4 サイズのノートパソコン、モバイルコンピューターに観られるようにシステムへの影響は少なくなく、今も利用の範囲を拡大させている。企業経営のシステムが前述のとおり、それぞれの時代の中でどのように捉えられ、今後どのように発展させていけばいいのか、問題視する。

過去において、企業経営のシステムについてはいろいろな角度や分野・領域から論じられている。ここでは、企業経営のシステムが社会の変化と環境の変化にどのような適応したシステム、さらに企業や組織体の経営上の優位性を目的にした考え方、運用などについて述べる。

以上を踏まえて、今回は、これからの社会をよりよく、豊かな社会形成のために、社会変化と未来創造し、その社会形成のための問題点を挙げ、その解決方法や解決策を検討する。その解決方法や解決策の行動計画を示しながら、その一つである企業経営の情報化（情報投資と効果）に関し、史的展開しながら検討し若干の考察を試みたい。

2. 社会の変化と未来

社会が変化する中で、世界全体がグローバルな環境と新しい社会へと移りつつある。ここで示した新しい社会とは「スマート社会」をイメージしている。スマート社会とは、スマートフォンをはじめ、スマートテレビやスマートハウスなど、日本語の「賢い」である。基本的にはインターネットに接続され、生活を便利にする機能を備えているという意味で使われている。もう少し専門的概念に「スマート社会」というものがある。様々な定義があるが、それらをまとめて簡単に示すと「効率的でありながら快適な社会」を意味し、「社会の効率化」を行う「賢い社会」である¹⁾。一方、他の分野では、スマートグリッドやスマート社会と呼ばれている言葉は、欧州ではスマートグリッ

ドと呼び、日本では、スマートと呼んでいる。どちらも同じ意味を示している。スマートグリッドの定義は、従来の電力システムの基本的考え方にふれ、将来のエネルギーに関する基本的な課題の中から示されている。日本では、様々な電力を含むエネルギー対策の一環として ICT の利用が欠かせなく、より省エネルギーの推進のためのイノベーションへと「経済発展の理論」の中で示されている。それが、プロセスイノベーション、サプライチェーン（SC）のイノベーション、制度・組織のイノベーションなどである。

それから、最近では、携帯情報端末機としてスマートフォンの利用が増している。このスマートフォンはインターネットができ、ネットから口座振り込み、ショッピングもでき、携帯情報端末機があればどこからでも利用ができ、「効率的でありながら快適な社会」を実現しているのである。これらを総称して「スマート社会」と呼んでいる。特に、インターネットの普及が仕事や趣味などに活発に利用している。20 世紀の終わりには、このような社会背景が来るとは想像していた人々は多くなく、また企業経営、組織、情報などの管理体制の再構築も想像したのだろうか。一方では、特に組織体の経営に多くの課題を投げかけた。それは IT の発達に伴い、知識型・情報型組織の管理するための新しい組織原理が必要であり、企業活動が IT を利用した経営に移行することを確信しただろう。そして、経営のデジタル化・情報化社会の形成へと進展すると推測した。しかし、そこには企業の倫理が最重要課題のように、その必要性が強まった。

一方、今日では情報化社会形成と 21 世紀へのより高度な社会の実現のため、世界的レベルにおいて各国が目標を設定し活動・展開している。技術革新の急速な進展に伴う環境問題、産業の成長と鈍化、経営の悪化、経済・貿易摩擦の問題の発生など社会環境の変化の中で、企業はなお中・長期的安定を求めて事業展開の構造の再構築を図っている。企業が将来に渡り活動を続けるためには、従来の経営方針などを改革し、さらに新しい体系を創造し展開するマネジメントが必要となる。すなわち、「イノベーション」が求められる訳である。イノベーションは組織が存続し発展を図るために欠かせない機能であるとして数多くの研究が報告されている²⁾。

20 世紀末は政治・経済においても東西冷戦後の体制変化、特に東欧諸国をはじめ旧東側世界の急変とそれに伴う産業社会への転換など 19・20 世紀から引き続いてきた経済システムが根底から変わろうとしていた。現代の社会が変化してきた背景としては、高度経済成長と共に先端技術、電子化を中心とした技術の急速な発展、その変化を基盤とする高度情報社会の進展、経営のグローバル化などの不可欠性等を指摘することができる。当時はデジタル革命の一つの社会現象でもある。現在は、第四次産業革命といわれ、かなり大げさなように感じる。組織体が行っている新しい技術の導入とその導入への目的・目標の達成のために日々活動しているがそれも生産性や効率性等、従来から追求してきた項目内容はいまだに達成されていない。そして、生産性向上、低コスト、効率性の追求のため新しい思考と創造で「社会・経済・経営システム」への大きな変化が必要と考えられる。これは、情報を最大限に活かした新しい組織体経営の実践モデルであった。そして経済的効果が期待されていた。今では、人工知能（AI）への期待が大きい。

企業経営に欠かせないのは、企業経営者としての様々な事柄に対する意識の強さである。つまり、意思決定である。特に、これからの企業経営者は新しい社会の先導者であって、その社会の形成のための新ルール構築ができることである。この新しい社会の形成に対し企業が変化に適応した企業に変化する際には広く資源を利用している。そして、自社の経営資源が集中するビジネス分

野には十分に注意が必要となる。つまり、リスクマネジメントである。情報通信ネットワークを活用し、イノベーションに対する企業経営に対する方針等は戦略の基本を変えなければならない³⁾。

コンピューター（ここでは以降、情報技術：IT と称する）が普及し、通信技術が進歩する一方、IT 神話は崩れ落ち、「人と機械」との関係が話題に挙がっていた。「人と機械の共存」から「人と機械の共生」へとシステム概念も変化し、「一般的な機械」から「電子機械（通称：「メカトロニクス」といい、機械のメカニクと電子のエレクトロニクスとの造語）」へ変わってきている。これらは、製造メーカーではロボットと呼ばれている。特に自動車メーカーや自動車部品メーカーは製造ラインに人の代わりにする機械を導入し効率的な製造を実現していた。これは「アナログ（連続量）」から「デジタル（不連続量）」へ変化したことを意味する。同様に経済・経営・社会・文化なども「デジタル化」の影響を少なからず受けている。このような変化の動きは以前にもあり、その事例が旧東欧諸国などの変化である。

国際社会に目を向けると旧ソビエト社会主義共和国連邦と旧東欧諸国の政治・経済体制の崩壊による民族運動の激化および EU の台頭という相反するように思われる動きが見られるが、集団の中の「個」の自覚として捉えられる。これらは単に「共存」から「共生」へと展開されるのではなく、それが「文化」レベルのコミュニケーションの問題であると考えられる。そこで、従来から続いてきた技術基盤（ここでは社会インフラを含む）と産業社会（企業社会を含め）が根底からの変化を迎えようとしていることでもある。特に技術の大きな変化は必ず社会を大きく変える力がある。今日、情報技術革新（ここでは、以後「IT イノベーション」と呼ぶことにする）によって、このようなプロセスから生み出された旧態の組織体を中心とする社会システムが崩れ、新しい社会システムが着実なテンポで多様性に対応できるように生まれようとしている。その方向は、以前から示されている「能動型社会システム」、「参加型社会システム」などである。つまり、IT を利用した社会への形成であり、IT を活かした経営と経済の活動を行うことである。

さらに、この活動は、イノベーションという意味では、IT の発展やコンピューターの史的展開で若干把握することができる。

世界最初のコンピューターは、1946 年、ペンシルバニア大学のモークリ、エッカートらによって開発された。後に、この技術的成果が一つの会社設立（後の IBM である）へと動くことにもなる。1951 年、商品化第 1 号機が納入された。このパンチカードシステムに代表されるように、コンピューターを活用したシステム体系の考え方はこの時期に生まれているのである。1964 年に発表したコンピューターが、ソフトウェアにより科学技術計算や事務処理などに適用した汎用コンピューターであり、コンピューターの世界市場の独占的地位までも築きあげたのである。経営と経済の側面から観ると市場にない「モノ」を素早く発明・開発することで実用化に進み、業界内の優位性を確保でき商品開発や安定した企業経営を行うことができる。企業経営には、重要な一面がある。その一つがコンピューターの処理能力でシステムに深く係わる。その能力の基準として効率性や生産性などがあり、特に業務における処理速度の速さと対比することができる。これらの能力が経営と経済の中で利活用することは、活動とその内容に対するイノベーションが速いことを表す。

以上の史的展開は、コンピューターの発明と今日、先端技術の代表とされるインターネットにもみられるように商用化への出発点が米国で、さらにネットワークを強化していく国が日本であるように導き出される。また、この事実関係は文化的側面から異なった文化圏の違いも根底に存在す

る。しかしながら、「スマート社会の実現」を目指すならば現在の社会、つまり、「情報社会の問題点の指摘と解決（策の提示と実行性）」が必要である。次に「情報社会の問題点」について整理し、述べることにする。

3. 情報社会の諸問題

産業革命により、機械の力でモノや製品、商品を作ることができた。さらに、工場の機械化で大量生産が可能になり、そして、効率性や経済性向上の追求など作業の分業化、機械の近代化（製造用ロボットなど）を成し遂げた。よって、大量生産体制の中で消費する市場の形成が変化していくことになる。この時代は主に消費されるモノが第一次産業などのモノを加工し作り上げていることから工業製品として呼ばれる。ではこの社会の主導原理は何かといえ、トフラーは工業化を促進する原理に「規格化」「分業化」「同時化」「極大化」「集中化」「中央集権化」の6つを挙げている。そして、それを「第2の波」と表している。社会は産業の発展が個人の意志、つまり、個人より集団を重んじる社会でもあった⁴⁾。

今日の社会は、「経済成長」「生活の豊かさ」「高収入と豊かな社会」を成し遂げてきた。元々、人間は個人の豊かさを求めているが工業社会では個人・集団・社会が同時並行であった。しかし、情報社会では人間の本能的な個人を重要視している。人間の欲求が基本として集団・社会へ様々なことを求めるようになってきた。一般的に「個人主義」である。人間は自分の意志で幅広い自由な選択ができるはずであるといい、周囲には目を配らず自分の思うまま社会がそれに対し答えてくれると思いがちである。ベーコンは「人間の思想が生活に対し大きな障害をなす」と述べている⁵⁾。

- 1) 人間性の内在する人類に共通な誤りを生ずるものをさす。
 - (ア) 人間の感覚がものごとの基準であると考えられがちである。
 - (イ) 人間の理解は凹凸のある鏡のようなものでものごとの姿を正確に映すとは限らない。
- 2) 人は個人的に洞穴があり、それが自然の光を屈折させ色調を変える。
 - (ア) 個人の性癖に根ざす偏見をもっている。
 - (イ) (ア)からわれわれ個人は誤った判断を下すおそれがある。
- 3) 人間同志の間で、言葉の真の理解が得られず、それが障害となること。
 - (ア) 言葉の選び方で誤解を招くことがある。
 - (イ) 言葉の不適切さが思わぬ誤解になる恐れがある。
- 4) 劇場で演じている芝居を自分たちが観客として眺めて魅せられているように、権威ある人の意見を何の批判もなく信じる傾向がある。

ベーコンの「4つの偶像」は今でも通用すると述べている。また、ハイデッカーによれば、「ひと」は特定の人をさすわけではなく、人間は生活の中で「ひと」の立場に立っていることを指摘している。この文の意味は「人がするから、自分もする。人がそう考えるから私もそう考える」ということである。自分の主体性がなく、他人に支配され、自分自身で思い、考え、行動することができない。情報社会ではデータ・情報の操作で人間はどのようにも動かすことが可能である。つま

り、「正しいデータ・情報」の発信、「正しく判断する」主体性を持ち行動する必要性が情報社会では重要なことである。

以上のことを踏まえながら、情報社会の問題点や価値観の多様化、経済の利益追求、不法な行為が社会問題になり、正しい在り方と価値観が必要である。

情報社会では時間の制限がなく、場所は特定しない、どこでも、誰でもよく直ぐ情報が手に入ることを目的の一つとしている。それを支援するのがITを使ったネットワークであり、マルチメディアである。そして、あらゆるアプリケーションソフトウェアの利活用による利便性を追求する社会でもある。しかし、その反対に情報は有形ではなく無形で脆弱である。例えば、コンピューター犯罪、プライバシーの侵害、不正コピーなども、法制度や法的な規制が情報社会のもろさを浮き彫りにする。特に、コンピューターウイルスによるソフトウェア障害、金融機関のATM障害、個人情報の漏洩など、情報と通信関係の犯罪が急増し、ITの限界が到達しているのではないかと個人が勝手に思っている（思い込み）。また、情報のシステムの場合は、知的な技術の問題点として、ソフトウェア開発技術者の知的レベル差、ソフトウェアの安全性と信頼性、人間の思考の機械化と人工知能開発の難しさ、システムの高度化と複雑なプログラムの理解不足、外部依頼による誤りのチェック不足がある。システムの弱さには、プログラムやデータの容易な変更と破壊が可能、ハードウェアの物理的障害と部品の性能、ハードウェアがソフトウェアに適用されていない、システムの拡大による安全管理の低下、ネットワークによる集中管理、セキュリティの技術の恒久的改善と更新、など弱さが目立つ。つまり、リスクマネジメント（危機管理）の低下といえる。元々危機感や危機管理意識がなかった。このような項目・内容が依然としてなくなる。それは、個人、企業、団体などインターネットに接続できる環境が整い、さらにデータ・情報の管理がネットワークを通して行われていることである（クラウドコンピューティング）。インターネットの普及率が日本国内で50%を超えた際も普及と促進に力を入れ、その背後にある危険に対しても追いつかない状況であったことが分かる。現在、携帯情報端末機である「スマートフォン」があれば誰もがインターネットに接続し自ら情報を入手し、Eメール送信などの行為ができる。これは日常の習慣化になっている現象である。Webページで情報検索、ショッピング、動画の視聴、ゲームにも参加するなど多岐におよび普及率が上がれば問題も増えることは想定していたが、これほどに多発するとは思っていなかっただろう。一般的な事例は、誹謗中傷情報の暴力表現、性表現、広告勧誘情報がある。また、人間の思考力と想像力の衰退は、IT技術を駆使することにより得たい情報を即座に取得し、しかも人間の五感に訴えるような形態で情報の提示が可能になってしまうため、人間の確かでない情報から真の情報を想像したり、思考したりする必要が少なくなり、そうした能力が衰退する恐れがある。その他、公衆送信権、著作権などがある。特に、「教育の情報化」で小中学校へのインターネット環境の整備、ITを使った授業と倫理・マナー教育の即時実施で有害情報、情報格差の是正の歯止めになるがそれ以上に思考力の衰退はITでは救えない。また、近年、小学校5・6年生はプログラミング教育がはじまり、新しい能力の開花を目指すものである。その他、IT教材の使用も始まり児童には情報端末機である「タブレット」を利用した授業がはじまった。

企業の事例から情報社会の「弱さやもろさ」が分かる。近年、金融機関でのATM回線の利用ができないケースが増えている。古いケースでは、富士銀行1988年5月に稼働し翌年6月には全店で利用できるようになったが、その2ヶ月後システムダウンし、約9,000台がシステム停止状態に

なった⁶⁾。もちろん、現在でも一部地域的に業務停止状態になっているケースがある。1989年1月には当時の第一勧業銀行のCDとATMが全国の本支店・営業所で利用ができなくなった。二日間にはわたり利用できない。原因は情報処理プログラムのトラブル。翌年、1990年の4月、当時の三菱銀行東京センターのオンラインシステムがシステムダウンした。原因はコンピューターの電気系統の工事・作業ミスで復旧するまで1週間経過した。1990年前後は大手都市銀行だけではなく地方銀行も同様の故障・事故が起きている⁷⁾。21世紀に入っても故障・事故が発生している。このように昔も今も何らかのトラブルがあり解決されていないことになる。次に世界でもトップクラスとして、日本が世界に誇れる自動車メーカートヨタ自動車は、コンピューター・ネットワークなどの故障・事故に関し一般的に知らない者が多い。それは金融機関と違い直接顧客が何かするわけではない。サービスと現場が一体化していないからである。金融機関はカウンターを挟んで顧客と業務担当者に分かれる。そこでトヨタの例を挙げると製造会社は工場にコンピューター統合生産を導入している。トヨタ自動車は顧客からの受注生産体制を採り、そのため販売店からの情報をもとにトヨタ自動車の各工場でロボットを使いながらボディの溶接、塗装、組立、検査の流れで自動車の生産を行い、最後に販売店への配送まで情報ネットワークで徹底管理されている。1992年1月新ALC（Assembly Line Control）のシステムを移行するとき、ある工場でトラブルが発生した。このとき端末まで情報が届かず、生産ラインが約6時間停止し、約300台分の生産ができなかった。この故障の原因は1台の端末の接続不良であった。翌年の3月には情報通信の不能状態になった⁸⁾。このように原因はささいなことであるが、他に与える影響が大きい。コンピューター・ネットワークの短所であり特徴である。地震、雷、停電でもシステムダウンした例が少なくない。日本ではあまり大きな被害にならないが、米国の場合はパニック状態になったりする。地震のため停電したことでネットワークが麻痺状態になり変電所の火災発生で停電し全ネットワークが停止した。また、夏の猛暑で停電、そのときデータが消失してしまった。米・英国ではテロリストたちによる爆破事件の発生で銀行のネットワークが利用できない。その他、日本の場合は、情報ネットワークの故障・事故ではなく金融機関の信頼性・安全性の問題である。不良債権処理問題で不良債権処理がなかなか進まない。巨額の融資、内部職員の横領、データの改ざん、不正取引、マネーロンダリングなど金融機関が破産、倒産の事態に陥り、連鎖的反応で他の金融機関まで影響があり破産・倒産の危機がないにもかかわらずCD、ATMから預金を引き出され、反対に危険な状況に追い込まれた例もある。むしろ、注意しなければならないのは、金融機関の破産・倒産ではなく無関係のところに被害が飛び、そのため危機的状況に追い込まれることである（預金流出）。つまり、信用不安が引き起こす連鎖反応による破滅である。米国でも情報社会では信用不安が情報ネットワークをとおり拡がることである。また、信用不安はネットワーク犯罪でも同様なことになる⁹⁾。

以上から、社会が変化し情報社会になっても今も解決されない問題が少なくない。むしろ、科学技術や社会技術が進歩しても同様の問題が増えていると思われる。このような状況の中で、企業経営の情報化（業務遂行や業務体系の情報化）、また、教育の情報化も進んでいる。

4. 諸問題の解決への方策と評価

情報社会への問題点は様々な観点、側面や視点から語ることができる。それらの指摘した事柄が

少しでも解決へと導かなければならない。そのために、情報の質、量の効果、評価が必要である。データ・情報、情報システムの効果、情報システムへの投資の有効性への客観的な評価指標等が重要である。そして、情報に関する変化過程の把握と理解が適切な評価へとつながる。

パソコン（パーソナルコンピューターの略称、以下「パソコンもしくはPC」）の高性能化に伴って多くの利便性を得た。昔はパソコンといったら高額でごく一部の人しか持てなかった。しかし今では高性能・低価格化が進んだため、一般家庭にまで浸透していった。また、パソコンの導入は企業に効率化をもたらした。情報の非対称性、遍在化を解消して、効率的な供給システムを作り出した。例えば、トラック業界では情報技術によって集荷を待っている荷物を調べ、荷物を降ろした後の空荷のトラックを差し向け、運送上のロス（ムダ）を発生させないという新しいシステムがある。このように、末端でバラバラになっている情報を、情報技術によって吸い上げ、つないでまとめ上げる。情報技術（IT）といえは、一般用語として使われているパソコンが代表的である。このパソコンを中心とした情報技術の導入によってビジネスに効率的な供給システムが構築された。また、商品の発注や受注などの伝票もパソコンで済ませることができ、事務的作業が簡単にかつ効率的に行えるようになった。パソコンの活用により単に効率化だけではなく、企業では競争優位をどう獲得し、どう維持していくかという「戦略や戦術」にパソコンを活用する。つまり、情報システムの活用が企業経営の武器として利用できるということである。それを紹介したのがワイズマンの「戦略的情報システム」である。そして、競争優位のためのIT戦略が経営の競争優位の手段として明確に使われたのだ。このようにITが企業や組織にとって戦略と競争優位を実現する重要な手段として、1985年頃から盛んになっていった。SIS（戦略情報システム）のモデルとしてアメリカン航空（AA）とユナイテッド航空（UA）の件がある。両社はコンピューター・システムを競争優位の手段として活用した。米国は日本と違って航空会社が多く、同じ目的地に行くにも様々なルートや経由がある。また、料金の設定も自由であるため、利用者は発着時間、運賃、サービス内容等からいくつもの選択の余地があったのだ。しかし、旅行代理店にとっては、多くの航空便ダイヤから顧客の要求する航空ルートや乗り換え便、禁煙席の指定等のサービスを考慮して、時間的にも経済的にも最適な航空ルートを選択することは至難なことであった。それぞれセーバーとアポロと名付けたCRS（座席予約システム）を構築した。両社は1980年代初めまでに、コンピューター化された旅行代理店市場において、それぞれ41%と39%のシェアをとったのだ。また、アメリカ最大の銀行持ち株会社であるシティコープは、連邦法で州境を超えた銀行業を禁止しているにもかかわらず、ATM（現金自動預入払出機）へのアクセス権を利用して、全国的に拡がりを持つ消費者銀行を確立したのである。このように自社の競争戦略の武器として、ITが利用されてきた。また、こうしてパソコンの使用度が上がったのはアナログからデジタルへのイノベーションがあったからである。言うまでもないがデジタルとは、ある量またはデータを、有限桁の数字列（二進数）として表現することである。1980年代から1990年代にかけてのアナログからデジタルへの変革の波は、情報の処理形態を大きく変えることになった。アナログ信号がデジタル信号で取り扱えることは、情報の高速処理、情報の通信処理、劣化しない情報の加工、複製、保存が簡単になるなど、情報処理分野で飛躍的なイノベーションを起こした。それは、音や映像のアナログ（連続量：波のような形状、波形）の情報がデジタル化され数値やコードデータと、同様に高速で処理できるということである。コンピューターを使い音や映像の情報が活用できることは、もはやデータ通信、放

送、メディアで同様にでき、何ら変わることなくコンピューターで活用ができることを意味する。放送と通信の統合やインターネットによるビジネス社会のグローバル化は、社会経済の仕組みを大きくイノベーションさせる起爆剤となり、画期的な変化をもたらした。アナログとデジタルの例では、レコードとCDである。レコード盤を良く見ると音楽の波がそのまま盤に記録されている。しかし、CD（Compact Disc）は光学式のデジタル情報にて音楽が記述されている。直径12センチメートルのディスクに74分等の音楽信号が記録でき、記録はデジタル方式であり時系列に情報を記録する。これらの情報の間隔は、非常に短い時間であるが不連続になって、波の高さ情報を正確につないで連続したようにコンピューターで再現することが可能である。このようにして、1984年から1989年の6年間で、レコードがCDにほぼ置き換わってしまった。そして最近ではMP3、MP4に進んでいる。パソコンで手軽に音楽を楽しむための新しい技術ができ、音楽CDからパソコンに曲を何百曲も取り込めるようになった。CDを用意しなくてもいつでも音楽が聴けるようになった。しかし問題も発生した。それは、他人の曲を無断でMP3化した海賊版のアップロードが著作権法に違反しているのだ。1998年から日本音楽著作権協会（JASRAC）や日本レコード協会等が他人の曲を無断配信している悪質なWebサイトに対し、警告から断固とした措置を取ることを発表。JASRAC等6団体が「ネットワーク音楽著作権普及・啓発プロジェクト」を開始した。MP3という技術自体を違法としているのではなく、音楽の無断使用が問題となっているのだ。そのために最近のCDにはコピーコントロール機能が施されたCDがほとんどになってしまった。MP3へのデータ変換もできなくなってしまったのだ。レコードからCD、そしてMP3と音楽がより身近にそして手軽にいつでもどこでも聞けるようになった。

インターネットにもアナログとデジタルは関係している。電話回線は大きく分けて「アナログ回線」「デジタル回線（ISDN）」「光ファイバー」の3種類がある。最近流行のADSLというのはアナログ回線を利用した通信技術（方法）のことで、厳密に言うと、回線ではないのだ。アナログ回線とは、黒電話の頃からある電話回線のことで、銅線（メタル線、メタルケーブル、メタル）を使ってNTTと家をつなげている。銅線は安いので、全国に電話線が普及した。アナログ回線の場合、音声は銅線を伝搬する。デジタル回線（ISDN）とはアナログ回線の時に使っていた銅線を利用したもので、アナログ回線の時は音声は銅線を伝搬したが、デジタル回線の場合では音声は0と1というデジタル信号に変換され、0と1が銅線を伝わって行く。0と1に変換することで、音声は綺麗に聞こえる。これは、アナログ回線のノイズが除去されたためであり、またより多くの情報が送れる（銅線1本で、2回線分とれる）と主にこの2つのメリットがある。光ファイバーの場合、アナログ・デジタル回線の音声信号などを電気に変えて送っていたが、光ファイバーではデジタル信号を「光」の点滅を利用して送っている。アナログ回線やデジタル回線は電気が銅線を伝搬したが、光ファイバーではガラス（石英）線の中を光が走って行くしくみである。現代社会では最も高速で移動できるのが「光」で、一般的に実用化された中では光ファイバーが高速で大容量のデータ・情報の伝送が可能である。ただし、銅線と比べて高価なため一斉に光ファイバーへということは難しい。2001年末現在、日本のインターネット利用者は2,953万人（2001年末）を超えているが、特に、「ブラウザフォンサービス」と呼ばれる携帯電話によるインターネットアクセスが、インターネット利用者数増加の大きな要因となっている。「2001年末時点のインターネット利用端末」は、見ても分かるように携帯電話からのネット接続は年々増え、端末として利用している人も少な

くないのである。携帯電話の初期の頃は、とても大きく重く、自動車のバッテリーぐらいの大きさであった。数年後には小型化・軽量化され機能も増え、現在のようにインターネット、Eメールができる。さらに、カメラ付きの機能がある携帯電話で「写メール」の動画が送れる。また、海外へ旅行・ビジネスの際、携帯電話の持参する者も少なくない。もちろん、海外使用が可能である。技術革新（アナログ方式からデジタル方式など）の進展が著しいこの業界では、ネット接続の高速化や多機能化が進みつつあり、将来はテレビ電話機能、キャッシュカードやIDカード、クレジットカードの支払い機能・サービスが携帯電話に付加し、個人認証のための端末装置として機能する日も近い。特に、近未来の携帯電話として話題になっている「第3世代携帯電話システム（ITU：国際通信連合）」の全世界統一規格である高速データ通信の規格策定が進んでいる。この第3世代携帯電話システムは携帯端末1台がどの国でも高速・大容量データの伝送が可能で国際標準規格できる。コンピューターも例外ではなく、デジタル技術の開発でADSLの普及率が一気に増加し2000年1月末は加入者数が19であったが、1年後16,194で約852倍、12月末1,524,564で約94倍。約2年で当初の約80,240倍である。この携帯や家庭においてのパソコン普及率や、企業でのパソコンによる業務の遂行、グローバル化、情報化、電子化によって、電子商取引（eコマース）がインターネット上での商取引を可能にした。電子商取引は大きく2つの種類に分類される。1つは「企業—消費者間EC」、一般消費者に商品やサービスを提供・販売するB2Cと呼ばれるものと、もう1つは「企業—企業間EC」、一般的にB2Bと呼ばれ企業同士が主に部品の調達や製品の販売などの商取引データ、受発注の情報をインターネット上で電子的に行えるようになった。メリットとしては、インターネットは世界中につながっているために世界を相手にした小売ができ、かつ不特定多数の人に宣伝でき、インターネットは最も安い広告媒体であり、バーチャルショップなので実際の店舗を持つ必要がなく商売ができるため、設立費用・経費の削減にもなる。日本での2003年時点での電子商取引の市場規模は企業間で約70兆円（電子商取引11.2%）、企業—消費者間で約3.5兆円（同1.3%）程度になると予測されている。今でも従来の取引の仕様はまだまだ残っているが、広告費用や人件費、手間のかかる作業が多い。しかし電子商取引にはデメリットもたくさんある。利用者にとって支払いのトラブルが起きるのではないだろうか、だまされるのではないか、個人情報漏えいしないだろうか、見ただけでは商品が分かりづらいなど、まだまだたくさんの不安要素が残っている。そのために米国に比べると市場規模は未発達状態になっている。

今までの場合消費者だと店舗まで行って品選びをした。カタログでの販売もあるが、電話や申し込み用紙を送ったりしなくてはいけなかった。しかしインターネットによってその手間がはぶけ、ボタン1つで買い物ができるようになった。

ITは業務を効率化し、そして企業の戦略として役立っている。私なりの解釈では、いきなりITによって180度変わるのではなく、段階を踏んで変化し、そして根本を覆すのではないかと思っている。米国のノーラン・ノートン（Richard L. Nolan）が提唱した情報システムの「ステージ理論」がある¹⁰⁾。

ITはこれなしには企業の存続が難しく、また、競争差別化のために戦略投資となってきていると言われるほどに成長した。企業では顧客などの情報をデータベース化し、顧客の特徴などに分け、マーケティングで今まで推測されていたものが数値となり明確に表せるようになった。また企業内でのネットワーク化が進み、社内文書は電子文書になり、社内案内などは全てメールで行われ

たりする。今までは人が情報を処理していたが、コンピューターの登場によって人工的処理されるようになった。処理する時間は短縮されてミスも少なくなったが、人と異なり柔軟性に欠けている。製造では、一定の時間で決められた量を必ず作る。しかし、手作業で作った何ともいえない温かみや丁寧さなどにはかける。ミスが少なくなった分、1つのミスが命取りにもなる。昔と違い手紙でのやり取りが少なくなり、段々人と人との接触が少なくなっているのは事実だ。今の若い人は普通と思うかもしれないが、明らかに個々の時代になり他人に無関心の時代になってしまった。また、法律問題も山積みで、寒々しい世の中になってしまったが、これをどう打破するのか。コンピューターと人がうまく共存できる日はそう遠くないと考える。対情報投資を模索するとき、必ずその効果があるのか、ないのか検討・分析する。情報社会の中では先々で述べているように最後はモノへの投資ではなく、人間への投資である。情報社会で果たして人がどのぐらい力が発揮できその効果を最大にできるかが課題である。つまり、「情報社会における人間に必要な能力とは何か」と問われる時であろう。人間の能力評価の変遷という見方に置き換えて考えてみると、それぞれの時代背景によっても人間に求められる必要な能力は変化して行くことがわかる。また、そうすることによって現在、人間に必要な能力がわかりやすくなると思われる。ここでは、人間の能力の移り変わりでのどのぐらいか、期待できる。人の力の変化は、肉体的な面と知的な面に分かれる。肉体的能力は人間の能力を分類すると、大きく2つの能力に分けられる。それは、肉体的能力と知的（精神的）能力の2つある。肉体的能力の背景例として、人間が自然を相手にして生活していた時代があり、その頃は「腕力」や「足の速さ」などが重要な能力であったと考えられる。それらの能力は、逃げる獲物を捕らえることや、田畑を耕すのに必要不可欠な能力だった。また、時が進むにつれ、棒などで狩りをしていた頃と違い、弓矢を使い、木片や石を使って田畑などを耕していたのが鋤や鍬を使うようになった。いずれの場合も「足の速さ」「腕力」より、そうした道具を使う能力の方が重要になってきた。一方、知的（精神的）能力は知的なものとしては、昔の人々は「記憶する能力」がとても重要な能力の一つだったと考えられた。それから時代が変わって行くにつれて「文字が書ける能力」「計算する能力」を推進して行ったものだと考える。しかし、文字や紙が普及されるにつれて記憶力はさほど重要なものではなくなってきた。また、そろばんが考案されると暗算の重要さは薄らぎ、そして、現在に至り電卓の出現は「そろばん」をも一掃するものとなった。また、活字が生まれると、文字のきれいさで一定の評価を受け、ワープロの出現で誰もがきれいな字が写し出せるようになり、知的能力の面は人間に代行する形でコンピューターが登場し「計算する能力」はもちろんのこと、「書く能力」「読む能力」も人間とは比較にならないぐらいの速さでできるようになる。そして、コンピューターをより小型化し、機械に内蔵や組込むことによって、機械に知的な面を持たせることを可能にした。このことにより、例えば洗濯機は洗濯物の汚れや量に応じた洗いが可能になり、炊飯器は火の加減や時間の調節などを人間の手でなくてもご飯が炊けるようになった。それらは、人間が従来行ってきた「判断すること」をなくし、機械が代行する知能を備えてきたのである。現代における人間の能力の価値は、このようにして、機械はコンピューターと組み合わせられることで肉体的能力の代行だけにとどまらず、知的能力の代行も可能になった。このような人間本来の能力が道具によって代替されるようになってくると、実際に情報社会が人間に求められる能力の評価は、肉体的な強さよりもコンピューター（道具）をいかにして上手に使えるかという能力へ評価が変わる。よって、現代の情報社会における人間に必要な能力と

は、コンピューターなどの情報ツールを上手に使える能力のことであり、それを巧みに利用できる能力であると考ええる。一方、近年に於ける目覚ましい情報ツールの発展は、人間の知的能力を広範囲に支援する知識レベルである。しかし、それらは人間によって作り出し開発されたものであり、人間が扱って初めてその真価を発揮できるということも事実である。そのような意味からも情報社会で人間が必要とする能力とは、単にコンピューターを扱えるだけではなく、広範囲の情報収集、情報分析・活用能力、プレゼンテーション、ビジネス交渉能力だと考える。1950年代から1990年にかけて、様々な情報システムの構築が行われた。その流れは事務機械化システム（EDP：Electronic Data Processing）、経営情報システム（MIS：Management Information System）、意志決定支援システム（DSS：Decision Support System）、オフィスオートメーション（OA：Office Automation）、戦略情報システム（SIS：Strategic Information System）が登場している。事務の機械化システム、経営情報システム、戦略情報システムは基幹情報システムと位置づけ、意志決定支援システム、オフィスオートメーション、戦略情報システムはエンドユーザーコンピューティングと位置づけ、それぞれ業務活動に移している。経営情報システムは意志決定支援システムと深く関わり双方に位置づけられてもおかしくない。この2つのシステムの違いは、経営情報システムは定型的情報を対象にし、意志決定支援システムは非定型的情報を対象にしているところである。また、組織的なモデルを作り情報の利活用を目的に構築された。LAN、WANなどのネットワークの導入が組織の縦と横をつなぎ、情報処理業務に必要とされるソフトウェアの登場で単に事務処理に止まらず、意志決定支援システムやオフィスオートメーション、さらに戦略情報システムまでが組織全体に対し情報の共有を志向しエンドユーザーコンピューティングの進展へと促した。

以上のことを踏まえながら、情報社会の諸問題と解決には、様々な別の問題が発生し、経済的負担が生じることが分かる。つまり、情報への投資である。情報投資の有効性やその効果を適切に評価する必要が生じる。適切な評価の重要な一つは「投資」である。つまり、費用に見合った結果が得られたかである。費用に対する効果だけではなく、できるだけ費用を抑えてシステム構築し最大の良い結果、または効果を上げるための組織体系と併せて見る必要がある。これらのことは情報のシステムの導入の欠かせない条件である。ただし、適切な費用に対する効果については「標準的」な評価方法、手段が未だない。現状では費用の算定、効果などの客観的数値での評価に依存しなければならない。情報投資の費用算定は妥当性を重視し算定する。一般的にはハードウェア、ソフトウェア、通信設備などの他、それらの設備等を利用する者の人件費、要員に対する研修教育費などである。各システム共用の費用の配分を含めた個々の費用を構成する要素に関しても評価する。各システムが共用するハードウェア、ソフトウェア、通信設備などは共通して利用することから各システムに配分する。ただし、占有する割合によって配分する費用の算定を決定すること。また、定期的な見直しも必要である。そのためのルールを決めて評価する。これらは、経営資源であるので全組織に対し全ての設備等の配分を行うことはしてはいけない。なぜなら、中長期的な計画の中で情報投資をするからである。よって、ハードウェアの未使用部分がでるが将来計画の中で利用するものもある。特に、ハードディスクがこれに当たり、各システムや利用者によってはソフトウェアも異なるからである。とにかく、ムダな使用は避けることが重要で経営資源の有効利用が情報投資の効果として表れない。システムの有効性や効果をよく理解してもらう一つの方法として「課金制度」を設け、有効性と効果を促す。課金制度は利用者に対し費用の負担を求め、システム導入の目

的にも理解してもらう。その反面、利用者が使い勝手が悪いのでシステム変更が必要であっても、新たに発生する費用に敏感になり、変更要請なく現状に我慢し、仕事効率に悪影響を与えることになる。仕事に悪い影響を与えるシステム導入は避けなければならない。システム開発時の十分な現状分析が行われていない結果である。新たに新システムの導入の場合は、導入費と保守費が必要になる。また、システムの管理費や運営費、セキュリティ対策費も個々のシステムで配分する。特に、業務内容の複雑化や仕事量の増加によっては費用が増えることになる。次に費用に対する効果は、定性的効果と定量的効果に分けることができる¹¹⁾。前者は情報システムが目的に対しどのように貢献しているかを評価し、それを効果とする。一般的な定性的効果はサービス向上、市場の占有率の目標値を決め、顧客ニーズに対する提供する情報の有効性、組織改革、モラル向上のための意識改革、情報の共有化による有効活用などを評価する¹²⁾。例えば、サービスの向上の場合は、購入の利便性、納品の正確さと期間の短縮を受注件数、納品率（商品が整っているか）、期間平均に置き換えて数値測定する¹³⁾。また、提供する情報の有効性は提供した情報の使用、利用した結果どうであったか客観的に評価する。つまり、商品は定価（最近では「希望小売価格」で表示している）が価値として捉えられている。価値観の高いモノは高額で、価値観の低いモノは低額とする。例えば、100円ショップに並んでいる商品は使い捨て扱いで高価なモノとしての価値観がないことを証明している。一方、後者は量的なことではできるだけ定量化し金額で表すこと¹⁴⁾。業務時間と量による活用効果、適正な在庫量の設定、事務所内の業務の広さによる費用の数値化、また、人員の適正数などで評価する。例えば、人員削減により他部署へ配置換え、削減と増員である¹⁵⁾。情報投資に対する効果は正確に算定し評価することが難しい。情報のシステムに対するライフサイクルをよく把握し適切な条件になる項目を検討して、評価することである。情報システムの場合は、投資に対して償却を前提条件に算定しなければならない。そして、サブシステムの算定も含めて評価することである。

5. 企業経営と情報化（情報投資への期待と価値評価）

近年の情報化の推進は、企業の経営活動と経営情報システムに個々に影響を及ぼし、さらに互いに影響し合って今日に発展してきたものと考えられる。特に、コンピューターのハードウェア、ソフトウェア、関連分野の躍進はMIS、経営活動等をより効率的・効果的、さらに円滑に処理することを要求してきた。例えば、生産・製造から営業・販売の一貫した業務の流れ。また、即時処理のPOS、EOSなどもあった。しかし、これまでのMISの経過からMISの真の役割と必要性が明確化されていない。また、整理も不十分である。企業経営の環境やコンピューター技術等の変化などに対応した企業経営活動に役立つMISの構築と要請、そして、今までの課題の整理が必要と考える。

情報技術（IT）の導入は、企業の様々なケースで利活用し、目覚ましく発展している。今ではITの利活用が企業などの組織全体に浸透し、従来の組織構造内の一機能ではなく、組織内に加わった機能へと変化している。現在の社会は情報社会や知的社会ともいわれ、必要とする情報が簡単に収集できる。その収集した情報は個人が最適な手法で利活用する時代になったともいえる。企業経営のシステムには、代表的な経営情報システム（Management Information System：MIS）とし

て1960年代に具現化され登場した。経営情報システムは分割すると「経営」、「情報」、「システム」の三分割できる。MISのシステムについて知る手がかりは、この三分割された個々の内容の把握と理解が必要である。しかしながら、最近の傾向では、「経営」「システム」より「情報」に関しての理解が増えている。それは、「情報」が財貨（お金）に変わるモノであるからである。それだけに情報の価値への評価が高まっている。

情報も他の商品と同様に生産物としてその生産要素を消費して価値を生み出す。商品は経済価値の消費・コストによって価値を生み出すことは他の生産物で分かっている。その意味で情報も同じと考える。情報社会では情報が商品として売買されている。ただし、情報が他の商品に見られるように財貨やサービスなどを生産するための手段として利用される場合は情報の価値の測定が難しいが実際に情報が商品として価値を見いだしている今、測定は容易である。それはやはり価格であろう。クレジット会社や金融機関など個人情報が第三者の手に入る。また、他人の情報を手に入れることができる。以前は測定が難しいことから、価値測定は工場の製品生産コスト、労働者の生産コストなどから情報の価値分析を試みていた。その試みた人物としてマクドノウ（A.M. McDonough）がいる。マクドノウは情報を一般の商品と同様にコスト、生産量、利益との関係を明確にするため損益分岐点を図で示し分析した¹⁶⁾。しかしその図からでは情報の価値とコストとの関係を十分に説明するに至らない。情報処理分野などは収入を上げるために消費された給与や事務処理の用品費等のコストは事務部門の固定費に加えて生産コストとして表されている¹⁷⁾。よって、生産価値は事務部門の収入をどう扱うかによる。これを解決したのが貢献利益法である。あらかじめ各部門の収入とコストを見積もり（目標値の設定）貢献利益を求めることで情報の価値が求まるということである。したがって、生産された情報の価値を知ることは情報の生産に従事する者への適正な評価につながる。特に、情報システム、設備などの情報の価値に対する原価計算が難しいため、各コストを直観的に導いた価値判断に対比させることで情報の生産コストを容易に求めることができるからである。商品の経済コストを考えたとき、MISが構築され、利用する際、MISの対象と目的は経営に関する情報の生産と処理であったからである。経営情報とは経営の目的達成のために価値をもったデータ・情報であり、特に情報が商品として市場に提供される今、ある意味の生産目的をもち、価値物と判断される。情報産業は市場や消費者に対し情報の価値と効用を与えるモノと位置づけられる。マクドノウは企業経営の大部分の仕事は情報の生産と処理に関係があり、経営組織における情報の測定、伝達、意志決定のための情報の利用がホワイトカラーの仕事であるが、従来の情報の価値測定が十分ではなかったため、情報の活用もあまり重要視されていなかった。現在ではITを中心とする情報ネットワークが整備され、ホワイトカラーの労働時間は情報の利用に移り変わっている。ただし、工場で働く者と比べると物的数量が明確に提示されない。そのため、業務内容の達成目標を設定し、目標達成率をもって評価するのである。情報の価値を分析する際、情報の性質、史的情報か未来情報の発生時点、情報発生頻度、収集対象、目的など詳細に分析する必要がある。その分析は、はじめに情報の性質と情報源。次に情報の発生時点。最後に情報発生頻度と目的、収集対象である。

経済性の側面から分析する方法もある。例えば、情報の意味内容を十分検討し、価値を評価するのである。情報の作成に必要とされるコストとその効果の問題である。単に必要とする情報を正確かつ迅速に作成されれば価値があるというわけではない。情報の持つ特性・性質を十分に把握して

理解をする。そして、その情報がどの程度の正確なモノであるかコストに照らし合わせて検討し、適正な情報が要求された情報であるか吟味しなければならない。これは、情報を作り出す上で重要である。情報の価値がある生産を考えたとき一つの商品と考え、一般の商品と同様に生産過程において付加価値が付けられることになる。つまり、情報も生産と処理の過程で付加価値が付けられ、商品としての価値が価格として評価される。したがって、労働の生産物への代替と同じといえる。情報概念の意識により情報の価値は分析する際、情報の性質、史的情報、未来情報の発生時点、情報発生頻度、収集対象、目的など詳細に分析し決定するが、さらに価値分析を3つのレベルに設定し数値計算の結果レベルで決定する方法もある。この方法は情報の概念が加わり数値計算する。情報の生産と処理は経営目標が決まって、情報の性格を決定し、目標達成のために手段を決定する。つまり、目標、手段、情報の価値、コストとの関係づけを行うことである。目的に適合する手段が必要になり、適合関係の明確化が必要になる。その過程と結果を評価するためには目的に適合した情報がなくてはならない。情報概念の意識は目的と手段の適合を明確にするためのもので、特定の目的に対する手段価値として特定情報の必要性を認識し、情報システムで測定、伝達、利用が可能になる。よって、情報の価値と数値計算されたコストの関係レベルが分かる¹⁸⁾。

一方、科学技術、社会技術の進歩は新規事業の準備、投資額の巨大化といった状況からして、かなり長期的な展望をもった意思決定が必要とされるようになってきている。今日のように組織体の存続に対して技術のもつ意味が飛躍的に増大し、すなわち経済・経営における論理を一方的に重視し、経営・研究開発における科学と技術の論理を軽視すれば、組織体は画期的なブレイクスルーを実現することはできず、産業の衰退と自らの衰退を招くことになるだろう。もちろん、技術革新を主体的な意思決定の問題として扱おうとする背景には、組織体の大規模化による社会的影響力の増大に関する認識がある。組織体規模が小さければ、研究開発は自主的な意思決定に属するとしても、技術革新は事後的な結果でしかなくなるであろう。しかし、現代の主体的組織体は、その影響力の増大により、新製品・新製造方法の発明ばかりではなく、その事業化と市場への浸透・普及にさきかなりの操作性をもつようになってきている。そこで、重要な役割を果たすのが情報システムである。

インターネットに代表される情報技術（IT）の変化は、その機能や役割の可能性を従来のメディアという範囲で把握することはできない。しかし、ITの大衆化や生活者のライフスタイルの変化を十分把握し、見据えた時間軸においてビジネス化に取り組む必要がある¹⁹⁾。

新しい概念、そして新しい価値観の創造のもとで政治・経済や社会のモデルを構築するほか道はないのである。欧米では、必ず成功したときの鍵になっているのは企業の文化や風土、考え方や意識、そして伝統と習慣を変えることであると。変化を求められたとき古いものを固辞するのはどのような組織でも必ず発生する問題である。この情報システムが現行システムで最大限活用するためには、効率性へシフトしなければならない。なぜなら情報システム自体が効率性のもとに構築されているからである。企業がネットワーク環境の中で従来から、緊密な関係を結び維持する際、過去の伝統や手法、習慣の違いをお互いに把握し、理解を深め納得のいく合意をするように調整が必要であり、またしなければならない。そのとき合理的判断を行うことになる²⁰⁾。ITを最大限活かした情報システムもハードウェア構成の変更により、その目的も変わることは言うまでもない。組織体はある目標のために情報を活用し、情報を円滑に動かすためにシステムの必要性和情報のシステ

ム化を進めなければならない。その情報のシステム化には、業務の効率化、競争優位の確立、連携企業の推進とその処理形態の3つの目的がある。それが MIS, SIS, EC（電子商取引）である。

情報システムは、集中処理から分散処理、そして統合処理へ進展している。統合処理では全社の基幹業務のデータが一元化され、地上通信から衛星通信、移動体通信へと經由して、高速化、大容量化、広域化へ拡大している。コミュニケーションを利用するネットワークの利用も組織体内から特定企業間へと拡大している。特に、特定企業間では、VAN が主流ではあるが、最近では特定間でインターネットが利用されている。いずれにしても早期に容易に安い価格にネットワークを立ちあげることでできるのがインターネットである。また、ネットワークを支えるデータ交換の標準化などの発展が現代の組織体の大きな外的な力となり、企業社会も変わる。新たな社会の形成がグローバルな意味の情報社会形成であるといえる。その一方で組織体は、低コスト、時短、業務や企業間の壁の除去、組織の水平化、情報の多彩化と共有化など、変化し一層市場や商品の需要創造、顧客創造、組織体の経営の質の向上、シェア拡大、利益最大化などを追求し市場への活動をしなければならない。

今の市場は IT の利用により、一層拡大へと向かう。時間と空間を越え、業種も越え他業種市場から参入し情報を活用している。IT の幅広い利用とコンピューターに蓄積されたデータベースの活用により新たなイノベーションへと展開の動きが窺える。将来的な利用拡大とイノベーションが進む中で、やはり要はデータベースとネットワークになることは明確である。例えば、情報の共有による共同商品開発、共同市場調査、消費者同士の団体といったクラブの設立などが可能であり、固定した顧客管理と市場へのシェア確保が可能になる。また、情報はリアルタイムで利用ができ、地域的な限定はない。ただし、もちろん情報空間を利用できるハードウェアとソフトウェアに限られていることから空間の外から見れば一つの集合体のような塊として扱うことができることから管理しやすい。

通常の市場を相手にすると企業は数十人数百人の管理者が必要であるが情報空間ではたったの一人で管理が可能になる。これらは遠隔管理が容易にでき企業活動の際、携帯端末を活用することでビジネスが幅広くできることになるのである。いわゆる場所や時間に関わらず即時処理ができ、さらに 24 時間フル稼働が実現される。

したがって、市場の計画、分析、調査や商品開発、販売の促進、営業活動の効率化と営業方法の変化、顧客管理などがより速く、どこでも、何時でもできるのである。また、コンピューターの性能向上とデジタル化により、より詳細なオペレーションの実現が可能になり、顧客を一人一人、把握する新しい競争のパラダイムへと変化しネットワークによる柔軟な生産方式とテレコミュニケーション技術の実現へと期待される。インターネットの出現のように情報技術は変化し続け、その過程で機能や役割を情報システムの範囲で把握することが難しくなってくる。なぜなら、個人で対応ができ双方向かつ受発注や決済の機能を持ち、広告、販売そしてコミュニケーション活動、ビジネスなどを統合化し、オンライン・ショッピングなどが語られはじめているからである。しかし、一方で情報技術の大衆化や生活者のライフスタイルの変化を十分把握し、見据えた時間軸において取り組む必要がある²¹⁾。1970 年後半、MC（マイクロコミュニケーション）とテレコミュニケーションを中心とする IT の革命的な発達によって、組織における IT の利用は著しい変貌を示している。それらは、IT のオフィスでの利用から組織活動の活性化として、また組織戦略と IT を統合するも

のとして、SIS で呼ばれている²²⁾。この新情報システムは膨大な紙の量を何とかしたいということである²³⁾。新情報システムの実現までにいくつかの改善策を実施した結果、数社企業や産業界の競争力が回復し企業体質の強化へ効果を上げていった。企業の活性化と組織体の戦略上の優位に新情報システムが寄与すると考えられる^{24) 25)}。

新情報システムは固定概念がなく、常に発展・成長する情報システムの機能性を持ち、データの共有化、無駄の排除、意思決定の迅速化、高度化と進展、そして必ず業務改善の目標が達成されるシステムである。EDI（電子データ交換）である。そして、EC（電子商取引：e コマース）化、システム化による合理化が同時に行うことなど極めてメリットが大きい。この延長線上には企業間のデータベースを企業間のネットワークで統合させ、各企業の工程の統合（企業統合：EI）そして、各企業の持つ特定の機能のみを受け持ちネットワーク全体で一つの企業活動を展開するバーチャル・コーポレーション（仮想企業）の設立にある²⁶⁾。21 世紀ビジョンには電子データ交換、電子商取引によるマルチメディア企業社会の具体像が描かれている。

新情報システムの実現は社会構造の変化、産業構造、産業界のイノベーションを目的とする。企業は業務の全工程を持つ必要性がなく、必要に応じて他社に任せることができる組織体の差別はなく、低コストで経営資源の有効活用ができる。さらに「IT を最大限に生かし、効率化と合理化を追求しながら、あらゆる情報を蓄積し、一元管理と経営活動集団の統合化へと増殖させ、集められた資源を有効活用させる仮想空間上の新しい機能である。」といえる。組織体は目標を設定し、その目標を達成するためにはどのような方策が必要か検討して実行に移すのである。したがって、組織体を根底からイノベーションすることでグローバルな経営手法イノベーションも目指せる^{27) 28)}。

日本の経済は低迷が続けている中で、産業の経済構造に対して早急なイノベーションを求められている²⁹⁾。産業構造は、旧財閥に観られるように企業集団、企業グループ内には金融の他、全ての業種、業界に属し、無駄のない技術開発、合理的な製造、販売、高品質など安定したビジネスを確保している。また、外国企業の参入を妨げる規制と雇用制度の確立など安定した経済状態でもあった。しかし、急激な円高は国際的な価格競争力を奪ったため、安定したビジネスが崩れ、従来のような国内生産ができず、安い雇用と豊富な労働力をアジア諸国へ求めたのである。特に、欧米の 1.5 倍の件人費は企業にとって大きな負担であり、経営者は生産性の向上と件人費削減に向かう。もちろんホワイトカラーの生産性が低く、即削減対象に上げられる³⁰⁾。新情報システムは完全な自由競争の経済社会を前提としている。自由競争の中でもっとも効率よく業績を向上させる武器となる情報システムとして考えられている。この自由競争の経済社会が確立された場合、激しい競争社会になると推測できる。また、集团的企業行動ではなく、単一的企業行動になる。中小企業であっても大企業と対等に競争できるわけである。従来型の企業系列は崩壊し自由な企業間提携をもたらしてくれるのである。企業の成長拡大から観ると「企業は組織的に利用される資源の集合体と見なすことができる。そして、企業の未利用資源の有効利用こそが企業成長の基本的な内部要因である。また、企業は成功体験が組織的に蓄積され普遍的組織構造を創りあげてしまう。新しい環境に適応するためには、過去の環境に成功してきたパターンを思い切って破壊しなければならない。破壊の行為に必要なのは、人間と技術である。特に、創造的破壊は人間と技術を通じてもっとも徹底的に実現される。その二つの要素は構造転換の鍵を握っている重要な経営資源でもある。」新情報システムはスピードが極めて速く、次から次へと業務処理を行う³¹⁾。イノベーションと組織構造が

整合しながら変化していくのである。IT を駆使して出現した新しい自己組織的な機能を企業自らコントロールできる体系に変わらない時期であるといえる。

以上から、これからの社会は「超スマート社会」の実現に向いている。しかし、忘れてはならないのは、文化が社会を支え、自分たちの生活の基礎になっていることである。この文化が現在の社会に存在しているからこそ、インターネットの普及の中で利用者への利用責任と自覚、利用方法の規則の遵守などが守られていると考える。

現状の社会は幼児・初等から高等教育の階段を上がっていく、この教育課程では、知識の詰め込みであって、人としての生き方などを学ぶ道になっていないと思われる。つまり、一般的な倫理観や伝統的な道徳的教育などの欠落した教育課程であると捉えられる。これらは、企業や社会の制度化を確立したとしても根底にある「人」は変わらないと考える³²⁾。筆者は倫理的価値創造の方向性から、外から内ではなく、内から外への倫理観への教育が必要であると考え。道徳的教育も同様と捉える。したがって、「超スマート社会」の実現ではなく、「人としての生き方」を問う社会へと向かうことである。そして、普段の日常生活にこそ、倫理性が必要でありそれを習慣化することで企業や社会が制度化しなくても自然に倫理的な社会への形成が実現できると考える。

謝 辞

最後に、日頃の研究活動に対し拓殖大学経営経理研究所に大変感謝するものである。ここに記して同研究所に謝意を表したい。

《注》

- 1) URL: http://WWW.meti.go.jp/policy/emergy_community. 経済産業省「次世代送配電ネットワーク研究会報告」経済産業省、2010年。産業省「次世代送配電システム制度検討会第1ワーキング研究会報告」経済産業省、2011年。拙稿『経営経理研究』第101号、2014年9月、pp.1-28.
- 2) Serizawa, Y “Smart Society and ICT”, IEEJ Journal, Vol.133, 2013, pp.796-799. 総務省編『情報通信白書（平成29年版）』ぎょうせい、2018年、pp.2-13.
- 3) S.kanayama, “The Computerization of Management Strategy Fundamental Concepts”, Bulletin of Tokohagakuen Fuji Junior College, 5, 1995, pp.251-253.
- 4) 後藤玉夫『情報基礎論』創成社、1999年、p.132. この時代は、工場で生産された「工業製品」が経済の状態を現している。もちろん、社会は工業製品で埋め尽くされた社会である。それが「工業社会」である。別の表現では「大量生産時代」ということである。
- 5) 『同上書』p.134. 経済の成長が前提となる情報社会は、多くの情報の選択的な社会である。つまり、情報の選択が各個人のできる社会である。人間は自身の意思によって、自由に決められるのである。ペーコンの指摘するイドラ（偶像）に相反することになる。
- 6) 日経コンピュータ編集部『日経コンピュータ』日経BP社、1989年、p.212.
- 7) (財)金融情報システムセンター編『金融情報システム白書』金融情報システムセンター、1994年、p.272.
- 8) 日本プラントメンテナンス編『プラントエンジニアリング』日本プラントメンテナンス協会、1993年、pp.10-16.
- 9) URL: <http://www.ipa.go.jp/security/crack-report> (情報処理振興事業協会セキュリティセンター：IPA/ISEC)
- 10) 戦略情報システム研究会『ビック6戦略情報システム構築方法論』ダイヤモンド、1992年、p.244. 金山編、葛西、窪田『経営情報システム概論』創成社、2002年、pp.27-29.
- 11) 岡田 定『情報投資の経営的価値』同文館、1999年、p.16. 情報投資、あるいは情報に関する投資は、ユーザーの考え方によって変わる。明らかに「費用対効果」のように「投資（費用）」に対してどのぐらいの見返りがあるか（株式による配当金）。また、将来の資産運用も考え、よりよい生活への確保である。最近では、資産形成制度の確定拠出年金（DC）や少額投資非課税制度の“NISA”などがある。

- 12) 岡田 定『同上書』p. 134.
- 13) Parsons, J The Information: The Fourth Resource, in Best, D. P. ed.; the Fourth Resource, Gower, 1996, p. 72.
- 14) 岡田 定『前掲書』p. 130. Ward, J. and Grtrategic Planning for Information Systems Wiley, 1996, p. 423.
- 15) 『同上書』p. 131.
- 16) 長松秀志『経営情報システム』白桃書房, 1988 年, p. 75.
- 17) 『同上書』p. 75. A. M. McDonough: Information Economics and Management Systems, McGraw-Hill, 1963, pp. 8-9.
- 18) 長松秀志『前掲書』p. 76, pp. 81-82.
- 19) 野村総合研究所技術調査部「日本電気研究開発グループ, R & D」Hotline, ノムラ・リサーチ, 野村総合研究所情報開発部, 東京, 1988 年.
- 20) 電気通信総合研究所編「ニューメディアの開発と社会的受容」『Rite Review』電気通信総合研究所, 1979 年, No. 3.
- 21) 『同上書』
- 22) H. Akiba: Management Systems, A Journal of Japan Industrial Management Association, Vol. 1, No. 1, 1991, pp. 8-14.
- 23) 石黒, 奥田『CALS——米国情報ネットワークの脅威』日刊工業新聞社, 東京, 1995 年, pp. 44-45.
- 24) 『同上書』, p. 54, p. 844.
- 25) 富士ファコム制御(株)「物流現場における C/S システム」富士ファコム制御(株), 東京, 1996 年, pp. 1-2.
- 26) Ministry of International Trade and Industry, Machinery and Information Industries Bureau, Information, Computer, and Communications Policy Planning Office: Management Systems, A Journal of Japan Industrial Management Association, Vol. 7, No. 1, 1997, p. 37.
- 27) 富士通(株)「製造業における生産現場物流改善」富士通(株), 東京, 1996 年, pp. 4-8.
- 28) 富士通(株)「製造戦略差別化の鍵」富士通(株), 東京, 1996 年, pp. 1-8.
- 29) Ministry of International Trade and Industry, Machinery and Information Industries Bureau, Infirmination, Computer, and Communications Policy Planning Office: Management Systems, A Journal of Japan Industrial Management Association, Vol. 7, No. 1, 1997, p. 37.
- 30) Kanayama, S: Enterprise Management In The Information World, Journal of The Japan Information-Culture Society, Vol. 4, No. 1, 1997, pp. 32-41.
- 31) 野中 郁次郎『企業進化論』日本経済新聞社, 東京, 1985 年, p. 39, pp. 187-188.
- 32) 拙稿「技術経営のグローバル化」『経営経理研究』拓殖大学経営経理研究所, 第 114 号, 2019 年 1 月, pp. 1-10. を参照されたし。ここで述べている日本の教育制度に関して, 特に初等・中等教育(小学・中学・高等学校)及び高等教育制度の段階的に上がる制度(特に, 小学・中学校の義務教育にあたる課程)が教育学を中心とする学術団体, 哲学や倫理学, 宗教学等を中心とする学術団体, あるいは創立時の目的や建学の精神と考えている教育団体には, 現行の教育課程には伝統的な道德教育などが含まれていないととらえている方々がいないわけではない。一般的に観ても倫理的な行為・行動が欠落していることは以前も報告されている。

参考文献

- 東大社研編「20 世紀システム—2」東京大学出版会, 1999 年.
- 塩谷他訳『経済発展の理論』岩波書店, 1977 年.
- 宇沢, 藤沢, 渡辺『文化とは』岩波書店, 東京, 1992 年.
- 宇沢, 藤沢, 渡辺『文化のダイナミックス』岩波書店, 1986 年, 東京.
- Hatten, k. and M. Hatten., Strategic Management, Prentice-Hall, 1987. p. 1.
- 菊池敏夫「経営における倫理的価値の問題の検討」『経営教育年報』日本経営教育学会, No. 15, 1996 年, p. 1.
- 総務省編『情報通信白書(平成 29 年版)』ぎょうせい, 2018 年.
- Hatten, k. and M. Hatten., Strategic Management, Prentice-Hall, 1987.
- 水谷内徹也「企業行動基準の構築と社会戦略の構想」『経営教育年報』日本経営教育学会, No. 15, 1996 年, pp. 8-9.

- 電気通信総合研究所編「ニューメディアの開発と社会的受容」『Rite Review』電気通信総合研究所, No. 3, 1979 年.
- 富士通(株)「製造業における生産現場物流改善」富士通(株), 1996 年, pp. 4-8.
- 総務省編『情報通信白書 2004』総務省, 2004 年.
- H. Miyamoto, H. fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki, "Information Technology To Support Information Exchangesamong Asia-Pacific Region Countries", A Journal of Information and Communication Research, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 102-120.
- H. Akiba, "Management Systems", A Journal of Japan Industrial Management Association, Vol. 6, No. 1, 1996, pp. 10-11.
- H. Miyamoto, H. fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki, "Information Technology To Support Information Exchangesamong Asia-Pacific Region Countries", A Journal of Information and Communication Research, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 102-120.
- T. sekimoto, "International Symposium of Europeam, East-Asis, America and Japan", Technology and Economy, 6, 1997.
- Jauch, L. R., and W. F. Glueck, Business Policy and Strategic Management, 5th ed., McGraw-Hill, 1988, pp. 5-6.
- 総務省編「情報通信白書（平成 28 年版）」ぎょうせい, 2017 年.
- 総務省編「情報通信白書（平成 29 年版）」ぎょうせい, 2018 年.
- 総務省編「情報通信白書（平成 30 年版）」ぎょうせい, 2019 年.
- 秋山哲男『実践経営情報システム』中央経済社, 1996 年.
- 秋葉博「経営情報にたいする 3 つの視点」『日本経営工学会誌・経営システム』日本経営工学会, 1991 年, Vol. 1, No. 1, p. 8.
- 秋山哲男『実践経営情報システム』中央経済社, 1996 年, p. 35.
- 杉原, 上山, 菅原『経営情報システム』共立出版, 1997 年, pp. 2-4.
- R. N. Anthony, *Planning and Control Systems: A Framework for Analysis*, Draguante Schooi of Business Administration, Harvard Univ. Press, 1965.
- 高橋吉之助訳『経営管理システムの基礎』ダイヤモンド社, 1968 年.
- 土屋, 辻訳『戦略的情報システム』ダイヤモンド社, 1990 年.
- 伊丹敬之『新・経営戦略の論理』日本経済新聞社, 1984 年.
- 佐々木宏『図解経営情報システム——理論と実践——』同文館, 1997 年.
- Davis, G. B Management Information: How, Information Systems Impact Organization Strategy, 1995.
- 島田, 佐藤他訳『マネーjing・インフォメーション』日科技連, 1995 年.
- 杉原, 上山, 菅原:『経営情報システム』共立出版, 1997 年, pp. 5-7.
- 前川, 江村, 島田他『経営情報管理』日本規格協会, 1981 年.
- 稲葉元吉, 倉井武夫訳『意思決定の科学』産能大出版, 1997 年.
- 宮沢健一『業際化と情報化』有斐閣ビブレ, 1988 年.
- 村田晴夫『情報とシステムの哲学』文眞堂, 1990 年.

(原稿受付 2022 年 7 月 12 日)

ドイツにおける監査プロフェッションの形成

— 監査プロフェッションの比較史的考察 (1) —

岡 嶋 慶

要 旨

本稿では、監査プロフェッションの形成についてクロス・ナショナルな分析を行うため、プロフェッションの比較史的パースペクティブに立脚し、プロフェッション団体と国家（国家機関）の関係性に留意しながら、ドイツにおける監査プロフェッション形成過程を検討する。

そこで、国家とプロフェッションの関係に焦点を当てながら、まず、経済監査士が確立する以前の状況について解説・考察し、ついで、経済監査士が、1931年に、どのような状況のもとで、どのような形で生み出されてきたのかを分析し考察する。さらに、ナチス期に経済監査士制度にどのような変更が加えられたのかを検討し、評価を行う。そして、第二次大戦後の占領期を経て、1961年に、経済監査士法を制定し、連邦レベルでの経済監査士プロフェッションへの規制を確立する経緯と状況を解説する。そして、これらの考察を踏まえて、クロス・ナショナルな視点を意識しながら、ドイツにおける監査プロフェッションの形成にみられた特質について論究する。

キーワード：経済監査士、帳簿監査人、経済監査会社、商工会議所、経済監査士協会、経済監査士会議所

1. はじめに

本稿は、ドイツにおける監査プロフェッション¹⁾である経済監査士（Wirtschaftsprüfer）の形成と発展を、比較史的なパースペクティブのもとに位置づけて検討することを目的としている。この比較史的研究においてドイツの監査プロフェッションを取り上げるのは、ドイツにおける監査プロフェッションの発展パターンがイギリス型の対極となるヨーロッパ大陸国型の最も典型的なパターンであった（したがって、他の多くのヨーロッパ大陸国はその中間域のどこかに位置づけられる）と一般に理解されているためである。

本稿では、とくに、プロフェッション史において共有されている視点であるプロフェッションと国家との関係を中心にした考察を行う²⁾。ドイツにおいてこの領域に直接関連する国家機関は帝国および各ラントの経済省・商工省であるが、国家機関ではないものの監査プロフェッション^{ライヒ}の発展に強い影響を与えた準国家的な機関として、各ラントの商工会議所（Industrie- und Handelskammern）とその全国組織であるドイツ商工会議所（Deutscher Industrie- und Handelstag、

DIHT)があり、また1961年以降にあっては、経済監査士会議所(Wirtschaftsprüferkammer; WPK)がある。

これまでのところドイツにおける監査プロフェッションの生成と発展の通史を総括的に研究したものはあまり多くはない³⁾。本稿では、そうした数少ない通史的研究のうち、主としてMarkus (1996; 1997) および Meisel (1992) に依拠して、国家機関との関係、とりわけ“会議所(Kammer)”と通称される統制主体——とりわけ、1931年6月以降のドイツ商工会議所内に設置されたHauptstell für die öffentlich bestellten Wirtschaftsprüfer (公的に任命された経済監査士の統制本部)、さらに、1961年以降の新設された経済監査士会議所(WPK)——を中心に、それとプロフェッション団体との関係に焦点を当てながら、経済監査士のプロフェッション形成について整理をしていく。具体的には、帳簿監査人協会と信託・監査会社協会その他、さらに、経過的に監査および信託業協会、そして、経済監査士協会へとプロフェッション団体としてのアクターの形態が移行する過程で、会議所のような規制機関がどのような影響を与えたのかを考察する。それを通じて、最終的には、わが国の公認会計士制度の創設との対比を試みる上での有益な視点を得ることを企図している。

Markus (1996; 1997) は、ドイツにおける監査プロフェッションの歴史を、(1)ワイマール共和国末期のプロフェッション確立に至るまでの状況(1780年代から1933年)、(2)ナチス体制下の状況(1933年から1945年)、(3)戦後期から経済監査士法(Wirtschaftsprüferordnung; WPO)による連邦規制確立期まで(1945年から1961年)、(4)国際化時代(1961年から現代)といった時代区分をもって、考察している。また、Meisel (1992) は、(1)最初期の監査人(15世紀から19世紀中頃まで)、(2)自由プロフェッションとしての外部監査の拡大(1870年代から1910年代まで)、(3)プロフェッション団体の確立と経済監査士の登場(1920年代から1933年ころまで)、(4)ナチス期の経済監査士職(1933年から1945年)、(5)占領期における経済監査士職の再構成(1945年から1961年)、(6)ドイツ連邦共和国(西ドイツ)における経済監査士職の再構成(1961年以降)として区分・整理しており、Markus (1996; 1997) に比して前半部分の記述が厚いことなどを除くと、概ね、類似した歴史認識が持たれている。

Markus (1996; 1997) や Meisel (1992) 以外の研究でも、ドイツ監査プロフェッションの発展の画期が、1931年ないし1933年と1961年とにあることはほぼ合意されている⁴⁾。1931年はいわゆるラント合意に基づき経済監査士が制度として誕生した年であるが、その確立という点で1933年を捉える場合もある。ただ、若干厄介なことに、1933年はヒトラーが政権を掌握した年でもあり、プロフェッションがナチス体制下での変革圧力を受け始める年でもある。対して、1961年はWPOの制定により(当時西ドイツの)連邦レベルでの経済監査士のライセンス付与と規制の体制が確立した年である。

そこで、本稿では、国家とプロフェッションの関係に焦点を置きながら、まず、続く2節で、経済監査士が確立する以前の状況について解説・考察し、ついで3節では、経済監査士が、1931年に、どのような状況のもとで、どのような形で生み出されてきたのかを分析し考察する。さらに、4節において、ナチス期に経済監査士制度にどのような変更が加えられたのかを検討し、評価を行う。そして、第二次大戦後の占領期を経て、1961年に、WPOを制定し、連邦レベルでの経済監査士プロフェッションへの規制を確立する経緯と状況を解説する。そして、これらの考察を踏まえ

て、5 節で、クロス・ナショナルな視点を意識しながら、ドイツにおける監査プロフェッションの形成にみられた特質について論究する。

2. 経済監査士プロフェッション確立までの状況

2-1 ドイツにおける監査プロフェッションの起源

ドイツにおける独立の（つまり、報酬を受け取って監査証明を行うという意味での）監査人の原型は、領邦国家（ラント）に職業会計士が存在し、商人の破産や解散の時に帳簿を監査した者に由来するとされる（内藤, 2021: 1）。Penndorf (1914) は、ヴェッツラー（Wetzlar）の王室裁判所の訴訟記録に基づき、裁判所に任命された帳簿専門家の業務が1578年に遡れるとしている（Penndorf, 1914: 157-158; Voss, 1930: 8; Karoli, 1934: 17; Meisel, 1992: 39-41）。

とりわけハンプルクでは、宣誓した帳簿専門家（beeidigter Buchhalter）が特別な評価を受けており、破産の管理に関して特権を有していた。1753年のハンプルク支払不能者法（Falliten-Ordnung）によって、帳簿専門家に、破産の管理および解決を支援する任務が与えられた（Meisel, 1992: 47-52; Voss, 1930: 10-12）。

こうした独立した帳簿専門家の任命と公益のための彼らの宣誓は、19世紀の終わり頃まで一般的に（地方の）裁判所の責任であった（Meisel, 1992: 41）。裁判所で宣誓したこれらの専門家は、1895年までに、140人ほどがライセンスを付与されたと言われている（Markus, 1996: 1; Markus, 1997: 1）。

しかし、19世紀末になると、公的に帳簿監査人・帳簿専門家を任命する権限は、まず市当局に、ついで商工会議所に移った（Meisel, 1992: 103）。リューベック、ハンプルク、ブレーメンの北ドイツ・ハンザ都市は、1887年、1888年、1889年にそれぞれ、各商工会議所による宣誓帳簿監査人の任命を認める法を制定し、そこで任命された個人は1895年までに約20人に上った（Meisel, 1992: 91; Voss, 1930: 20-21）。1900年には、帝国営業法（Gewerbeordnung）第36条が、全国ベースでの帳簿監査人へのライセンス付与と権限を保証した。プロイセン、バイエルン、ヴュルテンベルク、ザクソン、ブルンスヴィックを含むほとんどのラントでは、帳簿監査人を任命する権限は、公法上の団体（Körperschaft des öffentlichen Rechts）のステータスを有する地方の商工会議所（Industrie- und Handelskammern）に移管された。

Voss (1930) は、帳簿監査人を公的に任命し、宣誓させる権限が、裁判所から一般に商工会議所に移管されたという事実は、「宣誓帳簿監査人（vereidigten Bücherrevisoren）の歴史における重要な画期」（Voss, 1930: 22）を意味しているとしながらも、1930年段階ですら、「まだ完全な標準化は達成されていない」（*Ibid.*）と述べている。経済監査士プロフェッションが誕生する直前の1930年当時であっても、ドイツ全土で宣誓帳簿監査人の職業的条件は一律ではなく、各会議所には多様な任用・宣誓規則があり、宣誓帳簿監査人という特別な職業集団の様な構造・組織には達成されていない状態であった。

2-2 プロフェッション団体の形成

職業としての監査——ドイツ語で“Revisorenberuf”あるいは“Prüfersberuf”などと認識され

るもの——が、専門職 (Beruf) つまり「プロフェッション」と呼べるようになったのは、19 世紀の第 3 四半期になってからであるとされている (Voss, 1930: 13)。Voss (1930) によれば、それまで、監査人の職能が社会から完全には認知されていなかったとのことである (Voss, 1930: 13)。また、Karoli (1934) は、1853 年のエディンバラに始まるイギリスでの会計プロフェッション団体の早期的発達の影響を受けて、1880 年代以降、ヨーロッパ全土で、そしてドイツにおいてもプロフェッション団体 (Berufsverbände) の緊密な組織化を推進する機運が生まれたとしている (Karoli, 1934: 21)。

結局、経済監査士プロフェッションの創設や年次財務諸表の法定監査の導入のような発展は、利害関係を持ったプロフェッション団体が、それぞれの目的を推進するために組織化されていなければ、これほど目的意識を持ち、成功することはなかったと見ることができる (Koch, 1957: 69-70; Meisel, 1992: 129)。

これに関し、ドイツでは、個人帳簿監査人に関して 5 つほどの団体が、信託・監査会社 (後述) と呼ばれる信託業者に関して 2 つの団体が、それぞれ存在していた。

(1) 帳簿監査人

前述のように、宣誓帳簿監査人は、会社清算の争議での専門証人および清算係争の際の管財人としてドイツ裁判所システムからの由来を持っていた。当初、裁判所は帳簿監査人を (一事案ごとに) 任命し、宣誓させたうえで彼らを利用していたが、そうした帳簿監査人の活動は、ハンブルクを除くと、兼業で行われることが多く、また、とくに宣誓をせずに独立した帳簿監査人として活動する者もあった。反面、商人の世界では、裁判所の命令を受けた帳簿監査人が優先されるため、裁判所の命令に縛られることなく、自己主張をすることが難しかった (VDB, 1956: 8)。

そうしたなか、19 世紀末葉に、すでに帳簿監査人の組織化・団体化がみられた。ベルリンの 15 人の帳簿監査人は、すでに存在していた宣誓帳簿監査人の独占を打破することを目標に、1896 年 11 月 17 日、ベルリン帳簿監査人協会 (Verband Berliner Bücherrevisoren) を設立した (VDB, 1956: 8; Meisel, 1992: 129-130)。しかし、設立後すぐに、公的任命を受けることが帳簿監査人専門職の発展にとって不可欠であると認識し、早々に方針を変更することになった。その目的は、ドイツの監査・信託業という専門職に統一された資格を導入すること、つまり、人的な適性と専門能力の観点からの適性を一様に証明することを基礎に、公的に任命され宣誓する帳簿監査人を採用することになった (Meisel, 1992: 130)。そして、ドイツ全土にその活動範囲を拡大することとし、協会名も、ドイツ帳簿監査人協会 (Verband deutscher Bücherrevisoren: VDB) へと改称した。

爾来、VDB は、宣誓帳簿監査人の利益を代表し、信託・監査会社以外で監査実務者の供給源となる最も重要なプロフェッション団体となった。会員数も当初の 15 名から、1906 年には 147 名、1921 年には 686 名、1929 年には 852 名と成長した (Voss, 1930: 32)。以下で触れる学術的な VDK とは対照的に、VDB の会員は純粋な実務家中心となって採用された (Meisel, 1992: 131)。VDB では、会員になるための条件を厳しく設定し、組織内で主導権を握ろうとした。名誉規約を作り、厳格な名誉裁判手続きによって、理想的な専門職原則が練られ、実際に適用されることを保証した。1929 年には、協会への入会条件として強制試験が導入された (VDB, 1956: 20; Voss, 1930: 30-31; Meisel, 1992: 135-136)。

学問的な事前の予備的な教育訓練を受けた有資格の帳簿監査人は、通常、経営経済学 (Betriebswirtschaftslehre) を学び、「ディプローム・カフマン (Diplom-Kaufmann)」の称号を取得して卒業していた⁵⁾。卒業者は1905年にEugen Schmalenbachのもとに協会を創設していたが、同協会は1913年にはドイツ経営経済学ディプロマ保有者協会 (Verbandes Deutscher Kaufleute: VDK) へと改称された。商業専門家としての帳簿監査人に対する教育という関心から、VDKは、監査実務に携わる会員のために専門グループ (Fachgruppe der Treuhänder im VDK) を結成した (Voss, 1930: 34)。

監査プロフェッションの質的な発展は、さらに、新しく設立された商科大学 (Handelshochschulen) での学術的教育の影響を受けている (Meisel, 1992: 124-128)。その先駆けはライプツィヒ商科大学で、1907年に、帳簿監査人コースという新しい教育機関が作られた。これにより、監査業務において高い評価を受け、高い資格を持つ少数の同質的なグループであるディプロマ保有帳簿監査人 (Diplom-Bücherrevisoren) が誕生した。彼らもまた、ディプロマ保有帳簿監査人協会という団体を組織した (Voss, 1930: 34)。

個人帳簿監査人に関連するプロフェッション団体としては、VDB, VDK, ディプロマ保有帳簿監査人協会のほか、学術的経済・税務専門家協会 (Verband der wissenschaftlichen Wirtschafts- und Steuerberater), ドイツ帳簿専門家協会 (Bund der Buchsachverständigen Deutschlands: BdBD) が存在していた (Voss, 1930: 36-37; Meisel, 1992: 143-148)。

帳簿監査人は、正式な大学での教育を受けることはなかったが、このように、官房主義的行政学 (cameralist administration) の形式で教える商科大学で教育を受けた者もいたことは注目に値する (Harston, 1993: 153)。最初の商科大学は、1898年にライプツィヒで、第2の商科大学は、1901年にケルンで、設立された。他の商科大学も、1901年から1919年までにドイツの主要都市に生まれた。SchmalenbachやBüngerのような主導的な会計学者は、知識を標準化し、技術的専門家としての公的な認識を通じてステータスを手に入れる手段として商科大学を認知していた。Schourp (1930) は、会計の教育訓練を何ら受けていない実務者は、徒弟制での修業を受けている場合を除き、特殊化された学問的背景を持った実務者に対して劣っていると考えられていたと指摘している⁶⁾。

(2) 信託・監査会社

監査プロフェッション領域に対して個人の帳簿監査人と競合した最も強力なグループは、銀行との結びつきを持った信託会社 (Treuhandgesellschaften⁷⁾) であった。銀行は、大規模な信託・監査会社を通じて、有効な勢力となった。銀行は、最初、信用判断の目的で、債務者の運営を監視するための財務情報を入手する目的で、20世紀の初めに、こうした会社を作った。そうした先駆的な例として、1890年3月のドイツ銀行によるDeutsche Treuhandgesellschaftの創設が挙げられる (Meisel, 1992: 115)。

信託会社はまた、1919年に、銀行系の信託・監査会社の相互の利益を促進する目的で、ドイツ信託・監査会社協会 (Verband Deutscher Treuhand- und Revisionsgesellschaften: VDTR) という団体を創設した。1930年時点でVDTRは約75の中小規模の事務所から構成されていた (Voss, 1930: 39-40; Markus, 1996: 6; Markus, 1997: 8)。このVDTRに加え、大規模銀行の傘下にあるか、

それと共同している 18 の事務所から構成される帝国信託株式会社連合 (Reichsbund Deutscher Treuhand-Aktiengesellschaften: ライヒスブント) が併存していた (Voss, 1930: 38-39; Markus, 1996: 6-7; Markus, 1997: 9)。

3. 経済監査士の誕生と経済監査士協会の設立

3-1 監査・信託業に関する諸プロフェッション団体の協働と経済監査士職の創設

株式会社に対する法定監査への要請は第一次大戦後の早期の段階で一度高まったが、そうした法定監査の導入の前提条件は、監査を実行する権限を誰に付与するのかに関する合意であった。そうした合意に達する上での主要な困難の 1 つは、監査、信託業、その他の関連業務に直結した異なったプロフェッション団体が存在していたことである。その最も中心的なものが、一方でドイツ帳簿監査人協会 (VDB)、他方で信託・監査会社協会 (VDTR) および帝国信託株式会社連合 (ライヒスブント) であった。

こうしたなか、VDB と VDTR・ライヒスブントは、コンフリクトを通じて相互行為し、そして、妥協に至り、最終的に、新しいプロフェッションとしての経済監査士 (Wirtschaftsprüfer) を創設することになる。そうした意味では、新たに誕生する経済監査士は、初めから、VDB と VDTR・ライヒスブントを通しての権力基盤を持った監査人であった。この 2 つのグループは経済監査士が誕生する時点ですでに卓越性を示し、大きな占有割合の監査顧客を持っていた。

帳簿監査人に対する法的規制について言えば、1900 年までに、商工会議所が実質的に帳簿監査人の宣誓と任命に対する責務を負うようになっていた。1900 年帝国営業法第 36 条では、「帳簿監査人……の営業 (Gewerbe) は自由に従事することができるが、憲法上権限を有する国家もしくは地方自治体の当局または団体 (Staats- oder Kommunalbehörden oder Korporationen) は、引き続き、この営業を行おうとする者を現行の規則を遵守して宣誓させ、かつ公的に雇用する権利を有する。前述の営業者の行為に特別の信用を与え、またはこれらの行為に特別の法的効果を及ぼす法律規定は、憲法上その権限を有する国家および地方自治体の当局または団体に被用される者にのみ適用されるものとする」と規定されたが、営業法第 36 条に帳簿監査人が含まれるようになったことで、一方で、帳簿監査人として宣誓し公的に任用される可能性が広がり、それが専門職としての認知度を高めることにつながるという側面と、他方で、営業の自由によって誰もが帳簿監査人を名乗ることができるという側面があった (Meisel, 1992: 95)。

ドイツにおける宣誓帳簿監査人の組織は、帳簿監査人協会 (VDB) という一定の統一性を獲得してはいたものの、1920 年代には、帳簿監査人制度に対する法的規制の欠如が目立ってきていた (VDB, 1956: 34; Meisel, 1992: 151)。1924 年には早くも、VDB が「公的に任命される宣誓帳簿監査人に関する法律案」を担当官庁や経済団体に提出し、専門職の根本的な再編成に向けた議論が始まった (Meisel, 1992: 135, 154)。1925 年末には、VDB と信託・監査会社協会 (VDTR) の間に「監査と信託業のためのワーキンググループ」が設立され、1926 年には農業経済会計士協会 (Reichsverband landwirtschaftlicher Privatbuchstellen)、帳簿専門家協会 (BdBD)、ディプロマ保有帳簿監査人協会、VDK の専門グループが加わった (VDB, 1956: 35; Meisel, 1992: 156)。1926 年 5 月、このワーキンググループは、「帳簿監査人の規制に関する新法案」を当局や業界団体に提

出し、「帳簿監査人および信託業者（Bücherrevisor und Treuhänder）」の称号の導入や、自治組織の法人（Selbstverwaltungskörperschaft）としての「宣誓帳簿監査人および信託業者の会議所」の設立などを要求した。

VDBは、統一的な専門職法の制定や“帳簿監査人の会議所”の創設に加え、監査人試験のレベルや公認の前提条件などを帝国全体で調和させるべく、ドイツ商工会議所（DIHT）とも、統一指針に到達するように交渉を行った。1924年、こうした交渉の結果、ドイツ商工会議所の主要委員会は、会議所の専務理事の提案により、監査人試験に関する統一規則を発行し、各商工会議所を拘束することを宣言した（VDB, 1956: 36; Meisel, 1992: 159）。これを受け、各会議所は監査人試験に関する共通の規則に合意し、1924年12月10日のDIHTの決議により、その規則が制定された。

1928年、DIHTは、商工会議所の代表とVDBの代表からなる帳簿専門家委員会を設立し、宣誓帳簿監査人の職業条件の標準化、とくに任用規則の統一的な実施を任務とすることになった。この委員会を通じて、統一的な任用規則を定め、全商工会議所にその実施を勧告した（VDB, 1956: 36; Meisel, 1992: 160）。

しかしながら、この段階に至るも、ドイツ全土で宣誓帳簿監査人の職業的条件は一律ではなく、各会議所には変わらず多様な任用・宣誓規則があった。具体的には、公的任命・宣誓の前提条件、宣誓それ自体、帳簿監査人の活動、公的任命の失効については、各商工会議所が発行する個別の規則や〔1926年以降は〕ドイツ商工会議所（DIHT）の帳簿専門家委員会の規範規定（Normativbestimmungen）に規定されていた（Voss, 1930: 23-30; Meisel, 1992: 159-162）。

公的に任命され宣誓するための前提条件は、個人的および専門的な能力の証明である。帳簿監査人は、当該商工会議所の管轄区域内に住所ないし主たる営業所を有すること、評判が良いこと、少なくとも3年間ドイツ国民であること、秩序ある財産状況にあること、帳簿監査人としての職業と両立しない事業を営んでいないこと、そして、年齢が少なくとも30歳（または28歳）であることが要求される。また、専門的能力の証明は、専門試験により行わなければならないとされ、その試験は、商工会議所の代表者と宣誓した帳簿監査人で構成される試験委員会を通じて、商工会議所によって行われた（Voss, 1930: 24）。

VDBやライヒスブントを始めとするプロフェッション団体のほとんどはラント間での教育要件の標準化を達成するために一体となっていたが、帳簿監査人と信託・監査会社の間の敵対意識は、強制監査を促進する結合された努力を阻害することもあった。また、宣誓帳簿監査人と信託・監査会社は、いずれも顧客リストを拡大させようとして、すべての株式会社に対する強制監査については支持していたが、信用銀行（Kreditbanken）は強制監査には反対した。主要な事業会社の株主および取締役でもあった銀行は、ディスクロージャーと外部監査を通じた経営の統制権を失うことを怖れていた（Harston, 1993: 155）。

ただ、VDB、ライヒスブント、VDTR、ドイツ経営経済学ディプロマ保有者協会（VDK）専門グループその他の団体は、総じて、イギリスの勅許会計士をモデルに、経済監査制度の普及と、営利企業のみならず公営企業に対する財務諸表監査の義務化を推進しようとする強い意志を持っていた。（Koch, 1957: 70）。

1930年8月5日、VDB、ライヒスブント、VDTR、ドイツ経営経済学ディプロマ保有者協会（VDK）専門グループの4団体が共同で、監査および信託業協会（Institut für Revisions- und

Treuhandwesen: IRT) を設立し、これら協会が会員として参加していた⁸⁾。IRT は、法定監査の導入とそれを担う新プロフェッションの創設に関するすべての問題に関する交渉に関与し、最終的に、経済監査士プロフェッションの確立というその任務を達成した (IDW, 2007: 13; Markus, 1996; Markus, 1997; Meisel, 1992)⁹⁾。

3-2 経済監査士の誕生に至る状況

経済監査士プロフェッション創設の直前の状況について、当時プロイセン商工省の上級官吏で直接の法改正担当責任者であった Otto Frielinghaus は、以下のように述べている。

「経済監査士という新たな階層 (Stände) の創設の直前、ドイツには、経済に対して奉仕する多くの信託会社・監査会社、帳簿監査人、経営コンサルタント (Wirtschaftssachverständige) が活動していた。さらに、帝国営業法第 36 条およびプロイセン商業会議所法第 42 条によって、特定の帳簿監査人の選任プロセスがすでに存在しており、それによって宣誓帳簿監査人として公式に任命がなされていた。この手段により、ライセンスを与えられた宣誓帳簿監査人とライセンスを与えられていない者の間の峻別がされていた。しかし、特定の会議所のなかの宣誓帳簿監査人の間にさえ、プロフェッションとしての資質が疑問視されるような者がライセンスを受けていた。他方、多くの監査人は、それは自らの会議所の地域にのみ有効であったので、公式な任命もライセンス付与も求めなかった。より広い領域でプロフェッションとしての業務を提供するので、彼らには 1 つの商工会議所を通じた権威づけは必要であるとは映らなかったようである。もし、裁判所で任命された専門家を排除するのであれば、宣誓帳簿監査人と対比して、他の経営コンサルタントのための選任プロセスが存在しなかった。同じことが、コントロールの手段を一切持っていない監査・信託会社にも当て嵌まる。……

変化がもたらされなければならない。近年、種々のプロフェッション組織によってなされてきた企ては、行き詰まりに陥っている。それゆえに、国家が介入しなければならない。」 (Frielinghaus, 1933: 1-2)

^{ライヒ}帝国や地方自治体が上場企業を監査するために使用したドイツの信託・監査会社が専門性の欠如を理由に外国のパートナーによって拒否されたとき、それはドイツの経済界にとって大変な「屈辱 (Demütigung) であった」 (Frielinghaus, 1932: 2) に違いない。また、プロイセン商工大臣は、大手保険会社 FAVAG やベルリンの市営企業のような不幸な事態は、適時の監査が行われていれば、避けられたはずであると各ラントに対して指摘していたという (Frielinghaus, 1933: 2; Meisel, 1992: 180)。

そうしたなか、プロイセン商工大臣 Schreiber は、株式法における監査人の必要性に鑑み、それまで帳簿専門家 (Buchsachverständigen) の任命は各ラントの責任であったことから、統一規則の導入を検討するようドイツ各ラントに打診した。監査のような、ドイツ全土で共通に行われる仕事は、統一された原則に従ってのみ解決されるのが道理である。しかし、当初、この提案に同意したのは一部のラントだけであった (Koch, 1957: 63-64)。

ドイツは連邦国家であり、このプロフェッション規制にはラントの関与が不可欠であった。解決

策は、1900年にラントが帳簿監査人の任命に権限を有するとした帝国営業法第36条の変更というところに見出された。さらに帝国経済大臣の仲介で、^{ライヒ}帝国とラントの政府は、ラントが明瞭に規定された参入審査基準と試験手続のもとで経済監査士を任命することとする共同合意(Ländervereinbarung; ラント合意)を形成した。

1931年4月11日の帝国政府とラントとの間のラント合意では、公的に任命された経済監査士の任命に適用されることとなる諸原則が定められていた。ラント合意には、具体的に、以下の内容の規制について規定されていた(Meisel, 1992: 182; Koch, 1957: 64-65)。

- ドイツ商工会議所(DIHT)内に統制本部を設立すること
- 参入の前提条件として、試験に合格した後にのみ任命すること
- 対応する参入審査委員会および試験委員会を設立すること
- 任命の前提条件として、ラント政府によって宣誓を要請すること
- 統制本部のリストへ経済監査士の氏名を掲載すること
- 会議所が経済監査士の活動に関して監視すること
- 失効手続き規則を定めること

1931年12月15日、株式会社を統治する法に関連する大統領の施行規則が公布された(1931年大統領令)。規定の1つは、資本金300万マルク以上のすべての株式会社が1931年9月30日以降に開始する事業年度の年次法定監査を受けることであった。1年後の1932年12月20日には、資本金50万マルク以上の株式会社に法定監査は拡大された。この規則の付表として、経済監査士の確立のための細則であるラント合意が含められた。

1931年12月15日の法令は、初めて「経済監査士(Wirtschaftsprüfer)」の称号を公式にリストしている。この立法では、株式会社(Aktiengesellschaft)と株式合資会社(KGaA)の監査人としての活動を行わせるためにこの新しい専門職に独占権を与えた。ここに、法的に固定され保護された専門職としての「経済監査士」が創設された。ラント合意はまた、経済監査士の任命は帝国の領土全体に適用されるべきであると規定した。そのため、経済監査士だけが決算監査人になることができた(Meisel, 1992: 187-188)。こうして、“公的に任命された経済監査士”の仕組みは確立した。

3-3 “公的に任命された経済監査士(öffentlich bestellten Wirtschaftsprüfer)”

いわゆる銀行危機の直後の1931年6月30日、特定の株式会社に対する監査を担う“公的に任命された経済監査士”のための統制本部(Hauptstell für die öffentlich bestellten Wirtschaftsprüfer)が、ドイツ商工会議所(Deutscher Industrie- und Handelstag)に設置されることとなった(Markus, 1996: 27; Markus, 1997: 34; Meisel, 1992: 199-203; Koch, 1957: 72)。統制本部は、経済監査士職の発展のための公式な機関(offizielle Stelle)として位置づけられ、その総合的管理は、各ラントの商工会議所の全体的な代表者としてのドイツ商工会議所(DIHT)の手に委ねられる形となった(Koch, 1957: 72)。

統制本部(Hauptstell)は、中央政府とラント政府の代表者、経済監査士の代表、諸商工業団体の代表者から構成されており、参入審査委員会(Zulassungsstellen)と試験委員会(Prüfungsstellen)

を有していた。統制本部の主要な機能は、定款で、参入審査・試験両委員会に対する統一的な原理を確立すること、および、懲戒手続きを含めた専門職の統治のための規則を定式化することとされていた。また、同機関は、経済監査士個人と経済監査士会社の正式な登録簿を整備しなければならなかった (Markus, 1996: 28; Markus, 1997: 35-36; Koch, 1957: 73)。

さらに、参入審査委員会は、地方の商工会議所の代表者と経済監査士の代表から成っており、試験委員会は、地方の商工会議所によって指名された実業界の代表者 2 名、経営経済学の教授ないし講師、法律家、経済監査士 3 名の 7 名とされた。したがって、経済監査士は審査会としての試験委員会の過半数の投票権を持たないという仕組みであった。そして、参入審査委員会も試験委員会も、当初、ベルリン、フランクフルト・アム・マイン、ケルン、ケーニヒベルク、プレスラウ、ミュンスター、ハンブルク、ライプツィヒ、ミュンヘン、シュツットガルト、マンハイムに設置された (Markus, 1996: 29-30; Markus, 1997: 37-38)。

3-4 経済監査士協会 (IDW) の創設

1932 年 2 月 15 日、経済監査士 (Wirtschaftsprüfer) の正式な誕生にともなって、1930 年 8 月に創設されていた監査および信託業協会 (IRT) は、経済監査士協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer; IDW) へと移行、組織変更された。IRT は、帳簿監査人協会、信託・監査会社協会、帝国信託株式会社連合、経営経済学ディプロマ保有者協会 (VDK) 内の信託業者の専門グループそれぞれを会員とする協会組織であったが、この組織変更により、IDW の会員は、経済監査士個人か経済監査会社のいずれかということになった (IDW, 2007: 21)。

IDW の初代会長には、帝国信託株式会社連合から Deutsche Treuhand-Gesellschaft の重役であった Brockhage 博士が、副会長には Manasse と Schourp 博士が選出された。協会の運営は帝国信託株式会社連合の Adler 博士と VDB の Buchholz の手に委ねられた (Markus, 1996: 39; Markus, 1997: 50; Meisel, 1992: 275; Koch, 1957: 76-77)。

IDW は、プロフェッションの利益を代表し、その利益を増進するための責務を負った組織であり、「そうしたものとして、統制本部 (Hauptstell) とともに協働しなければならない」 (Markus, 1996: 39; Markus, 1997: 50) と規定された。当初、IDW の会員制は任意加入であった。経済監査士のライセンスを取得した者はすべて IDW に加入することが期待されていたと言われている (*Ibid.*) が、IDW はそのような明確な目標は掲げていなかった。また、IDW には、プロフェッションとしての倫理に違反した事案を扱ういわゆる名誉裁判機関が附置された (Voss, 1933: 526)。

試験に合格した個人の経済監査士の場合には、公式な登録簿への登録の前に、宣誓が行われることになっていた。宣誓の内容は「私は、公的に任命された経済監査士の義務と責任を、誠実に、かつ、不偏の態度で、全うし、また、職業上の機密を保持し、要求されたすべての報告書を、誠実に、かつ、不偏の態度で作成することを宣誓する」 (Markus, 1996: 29; Markus, 1997: 37) というものであった。

このように、IDW と公的に任命された経済監査士の統制本部は、「併存的に存在し」 (Koch, 1957: 79)、いずれもが、経済監査士を選抜する主要な役割を果たすこととなった (Koch, 1957)。しかし、とくに IDW の会員制は強制ではなかったため、IDW と統制本部のどちらが、時間の経過とともにより強力な地位を獲得していくかは、当初から、予測できない状況であったとも言われて

いた (Koch, 1957: 79)。

4. 1961 年経済監査士会議所の創設までの発展

4-1 ナチス期における経済監査士の展開

1933 年 1 月 30 日、ヒトラーはワイマル共和国の首相に指名され、ヒトラー率いる国家社会主義労働者党 (ナチス) が政権を掌握した。すぐに着手された強制同一化 (Gleichschaltung) は、すべての制度に適用され、プロフェッションも例外ではなかった。プロフェッションは、それぞれの領域において、そのプロフェッション団体の強制同一化を通じて、ヒトラーの政権掌握に直面することとなった (Jarausch, 1990b: 116-117)。

経済監査士プロフェッションに関して言えば、強制同一化プロセスは、IDW が国家社会主義^{ナチス}法律家同盟 (Bund National Sozialistischer Deutscher Juristen; BNSDJ) に参加した 1933 年 5 月 29 日においても、継続中であった。そこでは、裁判官、弁護士、公証人、税務官 (Steuerbeamten)、エコノミスト (Volkswirte)、経営エコノミスト (Betriebswirte) のような法律問題に直結するプロフェッション団体の主だったものはすでに BNSDJ に参加しており¹⁰⁾、加えて、それらの会員は個人 (党員) として参加すべきであると勧告されていた (Markus, 1996: 53; Markus, 1997: 65)。

強制同一化を加速するために、ナチスは、人種のないし政治的に望ましからざる実務者のライセンスを撤回することで、プロフェッションでの追放を推進した。IDW では、当初、2 人の協会役員が人種上の理由で辞任を余儀なくされた。その後、すべてのユダヤ人の経済監査士への参入が禁止され、ドイツ全土で迫害が激化した 1938 年 11 月 5 日には、帝国経済大臣がすべてのユダヤ人を監査人リストから削除するよう命じた。

IRT の構成団体であった帳簿監査人協会 (VDB) は IDW と事務局およびスタッフを共有していたが、個人の帳簿監査人の利益を擁護しようとする VDB と IDW との間にはコンフリクトが生じていた。そうした状況であったため、1933 年 6 月、共有関係を破棄するに至った。さらに、すでに個人会員が全員 BNSDJ に加盟していたことを理由に VDB は清算手続きに入るという決断をした。1934 年 2 月 11 日に、VDB の清算が決議された (Markus, 1996: 57; Markus, 1997: 69; VDB, 1956: 40)。

BNSDJ は、公証人を除いて、BNSDJ に参加しているすべての団体を吸収する計画を積極的に推進していたが、IDW に関しては事情が異なっていた。BNSDJ は、経済省および司法省の指令に反して、1933 年 11 月 1 日以降 IDW が新規の会員を参入許可することを禁止しようとした。こうした動きは、経済省と継続的な接触を保っていた IDW に対する警告となった。

1934 年 6 月 14 日、帝国経済省は、IDW の会員であることを新規の経済監査士の参入許可の前提条件とする省令を発令した。その段階で経済監査士の約 20% がまだ IDW に加入していなかったが、未加入の経済監査士は直ちに加入しなければ登録を除外するとされたため、これにより、IDW の会員制は、事実上、強制加入となった (Koch, 1957: 83, 97)。IDW の当時の指導層は、1934 年末に「約 1 年半の混乱と分裂の後、〔上記の〕本年 6 月 14 日の帝国経済大臣の有名な法令と BNSDJ への経済信託業者の統合によって、経済監査士職の最終再編成の基礎ができ、専門職全体の全面的な改革を達成することができるようになった」(Koch, 1957: 84) と感じていたという。

IDW の強制会員制は達成されたが、当時の経済大臣の抵抗などもあり、BNSDJ は IDW を吸収するという目的までは果たすことができなかった。Koch は、IDW が BNSDJ に吸収されなかったのは、経済監査士の資格を持たないナチス党員から IDW 新会長となった Mönckmeier のお陰であるとしている (Koch, 1948: 153; Markus, 1996: 70; Markus, 1997: 84)。

そうしたなか、経済監査士プロフェッションは今や確固として確立し、その階層への参入許可に対して高い基準が設定されており、監査プロフェッションとして業務しているのにそのように入会許可されていない者たちに一定の称号を与える機会が到来していると見なされ、1937 年 2 月 27 日、帝国法律指導者 Hans Franck 博士は、BNSDJ を引き継いだ NSRB の会長として、“NSRB の経済信託業者 (Wirtschaftstreuhänder NSRB)” という階層 (rank; Stelle) を新設した。Markus (1996, 1997) によれば、「この階層を導入した実質的な動機は、経済監査士としての資格を受けられない宣誓帳簿監査人に対して、経済監査士の階層あるいは特権を与えることなく経済監査士にも使用する権利がある称号を与えて、なだめることであった」(Markus, 1996: 79; Markus, 1997: 97) とされている。

さらに、1943 年 3 月には、帝国経済大臣 Funk により、“経済信託業者” のための会議所として、帝国経済信託業者会議所 (Reichskammer der Wirtschaftstreuhänder) が創設された。これにより、すべての経済監査士、経済監査会社、宣誓帳簿監査人 (なお、このときに、Vereidigte Bücherrevisoren から Vereidigte Buchprüfer に呼称が変更された) が帝国会議所の会員となった (Koch, 1957: 86-87; Meisel, 1992: 235-237)。そして、同時に、IDW はいまや組織として存続することを断念し、解散した。これにより、経済監査士 (Wirtschaftsprüfer) と帳簿監査人 (Buchprüfer) は、“経済信託業者 (Wirtschaftstreuhänder)” という単一のプロフェッション組織に併合されることとなった。そのときの直接の目的は、戦時経済の利益に適うようなマンパワーの全体的展開に、国家が集中することにあった (Markus, 1996: 91-92; Markus, 1997: 111-112; Meisel, 1992: 235)。このようなナチス体制下での措置ではあったものの、それまで、それ自身の会議所を持たなかった監査プロフェッションの固有の会議所 (Kammer) が創設されたことは明記されるべきである¹¹⁾。

4-2 第二次世界大戦後の占領下での状況

ドイツの降伏後、戦勝国は、ドイツ全土を 4 つの占領ゾーン——イギリス統治ゾーン、フランス統治ゾーン、アメリカ統治ゾーン、ソヴィエト統治ゾーン——に分割して統治した。ベルリンもまた、4 つの占領セクターに分割された。4 つのゾーンは、統一的な基礎をもって統治されたわけではなく、占領国のそれぞれの政策に基づいて統治された。このことが経済監査士プロフェッションの発展に影響を与える異なった法的発展をもたらすことになった (Markus, 1996: 93; Markus, 1997: 114; Meisel, 1992: 239-240; Koch, 1957: 101)。そのうち、経済監査士プロフェッションの発展に対してとくに重要な影響を及ぼしたのがイギリス統治ゾーンであった。

終戦後、帝国経済信託業者会議所は解体され、経済監査士協会 (IDW) も帳簿監査人協会 (VDB) もすでに存続していなかったため、経済監査士 (と帳簿監査人) のプロフェッション組織を再整備する必要があった。イギリス統治ゾーンの経済監査士 (と帳簿監査人) たちは、1946 年 2 月に会合を開催し、そこで、ノルトライン・ヴェストファーレン経済監査士協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer in der Nord-Rheinprovinz und Westfalen) およびノルトライン・ヴェストファーレン宣誓帳簿監

図表 1 占領期ドイツの各統治ゾーン



出典：Weyershaus, 2007: 172 より転載。

査人協会（Vereinigung der Vereidigten Buchprüfer in der Nord-Rheinprovinz und Westfalen）の創立を決議した（Koch, 1957: 127）。

公法上の団体として設立される会議所とは異なり，経済監査士協会および宣誓帳簿監査人協会は，これまで通り，その定款に任意加入の原則が定められる民事法上の登録社團（eingetragener Verein; e.V.）の法的形態をとることとされた（Markus, 1996: 96-97; Markus, 1997: 118）。さらに，隣接するラントや他の占領ゾーンにおけるプロフェッション組織の統合を促進するために，定款では，監査に関する他のプロフェッション組織も法人会員（Korporative Mitglieder）として加盟できると規定していた（Koch, 1957: 128）。

終戦直前まで，当時の経済監査士協会と帝国会議所が，規制に関する事項とプロフェッションとしての技術事項の両方に責任を負っていたのとは異なって，「この2つの責任を分割することが決定された」（Markus, 1996: 97-98; Markus, 1997: 119）。また Koch（1957）は，これに関し，「イギリス・ゾーンでは，完全に二重の組織（vollständig doppelte Organisation）が出来上がっていた」（Koch, 1957: 130）と述べている。

こうした考え方のもとで，デュッセルドルフに，経済監査・信託業に対する中央会議所（Hauptkammer für das wirtschaftliche Prüfungs- und Treuhandwesen）が設置され，プロフェッションへの監視，懲戒事案の処理，プロフェッションに関する基準の設定といった規制的機能を果たすこととされた（*Ibid.*）。さらに会議所は，経済監査士に対する参入審査と試験の手續と経済監

査会社の認知に関与することとされた。同時に、経済監査士（および宣誓帳簿監査人）の会議所への加入は強制とされた。

こうした予備環境の整備を受け、1946年12月12日、経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer e.V.）および宣誓帳簿監査人協会（Vereidigten Buchprüfer e.V.）が創設された。

Siegrist（1994）によれば、「第二次大戦後の状況の変化のもとで、強制加入団体の原理は、自己統治体（self-government）が自由の最善の牙城であると見なされるという前提で、多くの領域で再生された」（Siegrist, 1994: 15）。アメリカの占領当局だけが、自由主義的な法律および市場構造の概念に相いれないとして、ドイツの強制加入団体を排除しようとした。他方、イギリスとフランスの占領当局は、会議所（Kammern）のような強制的に課された組織を許容しており、弁護士会議所（Rechtanwaltskammern）のような組織に、プロフェッションへの参入に関する権限といったより強力な権限を付与することによってそれらを強化さえした（*Ibid.*）。

4-3 経済監査士法と連邦レベルのプロフェッション規制の確立（再構築）

戦後の分割された法的状態から経済監査士を規制する法律が連邦レベルで確立するのは終戦から16年後である。その間、連邦議会が敗戦に対処するための膨大な法案を抱えるなか、経済監査士プロフェッションを統治する法律の制定は優先順位では上位にランクされなかった。それでも、1950年代中頃から、IDWでは新法案のための検討を行い始めた。経済監査士に関する法律の再提出された法案のドイツ連邦議会での審議は当初遅滞していたが、新生の連邦弁護士法（Rechtanwaltsordnung）が1959年8月に可決され、それを範として懲戒規定を修正することも可能となった。おそらくは、戦前から弁護士プロフェッション固有の会議所（Rechtanwaltskammern）を有していた法律プロフェッションに倣って、経済監査士プロフェッションの会議所の設置についても規定されたのではないかと推察される。連邦経済監査士法（Wirtschaftsprüferordnung）は、1961年2月までに関連委員会で通過し、1961年5月連邦議会にて、6月16日連邦参議院にて、全会一致で承認され、1961年7月24日づけで連邦公報に公示された（Markus, 1996: 131; Markus, 1997: 158-159）。

1961年12月8日に、WPOに基づいて、経済監査士会議所（Wirtschaftsprüferkammer; WPK）が公法上の団体（Körperschaft des öffentlichen Rechts）として設置された。Meisel（1992）によれば、この経済監査士会議所は、帝国経済信託業者会議所の後継機関として位置づけられる（Meisel, 1992: 273）。これにより、ドイツ連邦共和国および西ベルリンにおけるすべての経済監査士および経済監査会社は、経済監査士会議所の会員になることが義務づけられた。また、WPOの制定によって、宣誓帳簿監査人（Vereidigte Buchprüfer）は、WPKの会員ということになった。すでに登録された宣誓帳簿監査人には、7年間の期限つきで、WPKの6ヶ月間のセミナーを受講し、口頭試験に合格すれば、経済監査士となる機会が与えられた。1,369名いた宣誓帳簿監査人のうち524名がこの移行手続を利用したと報告されている。この措置により、宣誓帳簿監査人という職業への新規の参入は完全に閉鎖された（Markus, 1996: 133; Markus, 1997: 159; Meisel, 1992: 274-275）。

WPKは、会員のプロフェッションとしての利益を促進し、その専門職の行使にあたって助言を行い、評価し、監視するという機能を有している。この機能には、懲戒事項と会員の登録の維持が含まれる（Markus, 1996: 133; Markus, 1997: 159）。

図表2 経済監査士協会と経済監査士会議所のステータスと主な機能

経済監査士協会 (IDW)	経済監査士会議所 (WPK)
・ 民法の下で設立された団体 (association/Verein) ・ 会員加入は任意 (経済監査士のみ加入) ・ 設立証書で自律的に目的が規定されている ・ 国内および国外の技術課題 ・ 経済監査士の候補者およびその有資格者の継続的教育 ・ 経済監査士の利益を促進し、代表し、保護するための組織として活動する	・ 公法の上の団体 (corporation/Körperschaft) として設立 ・ すべての経済監査士および宣誓帳簿監査人の加入が強制 ・ 経済監査士法 (WPO) によって規定される監視権能・義務に服する ・ 経済監査士および宣誓帳簿監査人のための規制団体 ・ 全ての会員のプロフェッションとしての利益を安定させ、そのプロフェッションとしての義務の遵守を監視する ・ 専門職の行使のための原則の確立 ・ プロフェッションとその会員の候補者のための継続的教育

出典：Markus, 1996: 133-134; Markus, 1997: 162 より転載。

1961年11月時点で、経済監査士会議所の登録会員数は、宣誓帳簿監査人 (vereidigte Buchprüfer) 1,151名、経済監査士 1,590名、経済監査会社 196社、経済監査士ではないが経済監査会社の経営者として登録した者 66名であった (Markus, 1996: 132-133; Markus, 1997: 159-160. なお、Markus (1996; 1997) には典拠の記載がない)。

5. ディスカッションと分析

5-1 会議所の影響力

ドイツ監査プロフェッションの形成過程では、すでに見たように、経済界の代表としての商工会議所の大きな影響力が見られた。この点、この種の影響力がほとんどなかったイギリスとは大きく異なっており、ある程度の影響力があったイタリアともその度合いが異なっている (Malatesta, 2006: 274-278)。そのため、ドイツの監査プロフェッション化の特質について議論を行う前に、国家との関係を中心に据えた比較史的視点からは、ドイツのプロフェッション全般の形成・発展に大きな影響を与えたとされる統制主体としての“会議所 (Kammer; chamber)¹²⁾”について説明するのが適切であろう。

会議所を通じたプロフェッション統制の仕組みは、まずは、19世紀後半、法廷弁護士職において確立したものである。弁護士のための道徳的および行動的ガイドラインの指示もまた、伝統的な国家監視の一部であった。この種の指令は、弁護士が、正義と共通善の名の下で、顧客に対し、法に適った、他愛的な法律サービスに従事することを命じている。この倫理綱領における多くの側面が長年の伝統の一部であるがゆえに、弁護士は現実には国家によってすでに確立されている基準を継続していたにすぎない。しかし、19世紀の期間に渡って、法律家は次第に顧客からの独立だけでなく国家からの独立という観念を強調するようになっていた。この概念は、元々フランスの弁護士によって提唱された高度に精緻化された責任論から引き出されていた (Siegrist, 1986: 267-298)。

1810年、フランス弁護士（avocats）自身の発案により、古い様式のプロフェッション団体が復活した。旧来の弁護士会（barreau）のメンバーは、厳格な行為規範の維持を監視する懲戒会議を持った協会（ordre）という団体に集められることになった。しかし、ナポレオンも、王政復古体制も、法廷弁護士職の無制限の自律圏を認めることはなかった。懲戒会議のメンバーは、適当な弁護士協会（ordre des avocats）が提出した名簿から検察官または裁判所が選出し、懲戒会議と弁護士協会の活動は厳しく監視された。弁護士協会は、強制会員制とそれ自身の管轄領域を持った団体（corporation）であった（Siegrist, 1986: 270）。

ドイツの自由主義^{リベラリズム}は、誰が倫理規則のエンフォースメントを統制することになっているのかという問題を前面に押し出すこととなった。19世紀の最後の三半期（1870-1900年）まで、裁判所は、プロフェッショナルとして活動する間、その外部から、弁護士が正しい行動をしているかを監視していた。こうした裁判所の統制は、次第に、懲戒面での自己統治（disciplinary self-government）とプロフェッションの管轄領域の確保を求め始めた弁護士たちにとって荷が重くなってきた。そして、ドイツにおいては、この懲戒面での自己統治の確保という目標は、最終的に、1878年帝国弁護士法（Rechtsanwaltsordnung）の枠内で弁護士会議所（Anwaltskammer）を創設することで達成された。まさしく、“弁護士の会議所”という観念はフランスの弁護士（avocats）のものを模倣したものである。しかしながら、弁護士会議所は、3つのドイツの起源を持っていた。第一に、弁護士協会と懲戒会議（disciplinary councils）はナポレオン帝国の時期のラインラントで導入された。1815年以降は弱められたものの、それらの団体は、プロフェッションのメンバーに少なくとも（たとえば、譴責のような）道徳的制裁を課す権限を有していた。選任された弁護士が懲戒の番兵として国家の代表とともに実施することを規定した1847年のプロイセン名誉裁判所法の模範となるべく機能した。第二に、自発的な会員制を持っていた個々の地域弁護士協会は、プロフェッションとしての仲間の利益を擁護し、1830年代以降メンバーの名誉と尊厳の非公式、自発的な形式を維持していた。長年、弁護士は、国家が自らの利益のためにこれを独占してしまうのではないかという恐れから、強制的な協会となることを促進しようとはしなかった。第三に、ドイツのすべての弁護士協会の実際の原型は、より多くの自律性を享受したハノーバーやバーデンで1860年ごろに創設された弁護士協会であった。

そうしたなか、地方の裁判所で働く弁護士は、1879年に導入された弁護士会議所に加入することを強制された。会議所の会員は、紛争の事案において種々の関与を行い、調停する理事会を選出する。理事会はまた、“プロフェッションの名誉と尊厳”を守る裁判所として機能し、単なる譴責から完全な資格剥奪までの処分を実行した。司法的役員は、事案の調査を進め、ライヒ裁判所から選出される4人の判事と3人の弁護士から構成される名誉裁判機関（Ehrengerichtshof; EGH）にすべての上訴が回される。それから数十年、法律家たちは、より多くの自律性を求めたが、国家関与の完全な撤回の要求は成功しなかった。弁護士はこの目標をそれ以上精力的に追求することはなかった。なぜなら、EGHの代表は、1900年以降まで、仲間のメンバーの信頼と信任を享受していた1871年創設のドイツ弁護士協会（Deutscher Anwaltsverein; DAV）の主導的メンバーであることがしばしばであったからである。大多数の協会メンバーは、純粋なプロフェッションの自己規律づけのシステムを望まなかった。最後に、国家もまた、そうした影響力を完全に除去することを認めなかった。それどころか、国家は、“正義の諮問委員会”としての皇帝のメダルと称号を授ける

ことによって協会の理事会の忠実性を獲得しようとした (Siegrist, 1990)。

5-2 歴史的分析

ドイツにおけるプロフェッションの発展という観点からは、国家社会主義の時代にどのような影響があったのかという歴史的理解の問題を避けて通ることができない。けだし、経済監査士においても、「経済監査プロフェッションのイメージは……国家社会主義のイデオロギーによっても形作られた」(Meisel, 1992: 238) ことは間違いないからである。

Markus (1996; 1997) は、ナチス期における IDW の強制加入問題は「すでに確立した省庁〔注：帝国経済省を指す〕に反対する国家社会主義的組織の権力を求めた闘いを例証するものであり、より重要なことに、IDW の独立性について鍵となるものであった」(Markus, 1996: 69; Markus, 1997: 83) として、IDW を国家社会主義法律家同盟 (BNSDJ) の単なる一部門としようとする企てを、帝国経済省がうまく受け流すことに成功したという事実は「経済監査士職の歴史における画期的出来事と見なされなければならない」(*Ibid.*) と強調している。Markus は、「もし BNSDJ が監査プロフェッションに渡る統制を掌握していたならば、プロフェッションに要求される基準が希薄化され、国内的にも国際的にも 2 流、3 流のプロフェッションになってしまうという現実的な危険性が存在したであろう。そうなれば、破滅的な帰結であっただろうし、戦後プロフェッションを再構築する任務は、間違いなく、実際にかかった年月よりも長い年月が必要とされたであろう」(Markus, 1996: 69-70; Markus, 1997: 83) と指摘している¹³⁾。

ナチス政府は、当初は、強迫のための棍棒とともに、「さらにプロフェッション化を進める」という *イン・じん* もぶら下げていた。しかし、このような約束がたまたま実行に移されることがあっても、改革の中身は、政権によるプロフェッションの自律性の剥奪によってほとんど変質させられてしまった (McClelland, 1991: 219-220; 訳書: 285)。

ヒトラーが政権を掌握した 1933 年 3 月以降の国家社会主義時代における経済監査士プロフェッションへの影響は、強制的同一化政策のもとでのプロフェッションのナチス化 (McClelland, 1991: 219; 訳書: 284) という点ではもちろん甚大であったが、ワイマール末期に確立したプロフェッションの規制構造については驚くほどに変化させなかったと見ることができる。この点については、多くの論者によって合意されている (Meisel, 1992: 238; Koch, 1957: 91)。

それは、この制度が創設された 1931 年の段階ですでに、ヨーロッパ全土で監査プロフェッションを取り巻く状況から大きな課題があることが共有されていたためである。そのため、第二次大戦後のプロフェッション体制再構築の過程においても戦前の経済監査士プロフェッションの仕組みを前提とした改革が可能であった。

ワイマール共和国末期からのプロフェッションの発展の連続性に関して、McClelland (1991) は、以下のように捉えている。「第二次大戦後の西ドイツの様々なプロフェッション集団は、プロフェッションの危機に対するナチスの解決法を拒否し、ワイマール共和国末期の状態へ復帰した。プロフェッション組織は、再び、国家のパートナーとなり、1920 年代に達成した以上に強力な存在となっている」(McClelland, 1991: 229; 訳書: 300) と。このことは、経済監査士プロフェッションに関しても当て嵌まっていた。

また、反面、別の著名なドイツ歴史社会学者 Jarausch は、第二次大戦前および戦中の教育・訓

練機会の低下傾向が、ドイツ・ファシズム下でのプロフェッションの質と教育・訓練の低下をもたらした。国家社会主義は長い目で見れば最も知的な基礎を有するプロフェッションの「再プロフェッション化 (reprofessionalization)」ではなく「脱プロフェッション化 (deprofessionalization)」を意味したとしている (Jarausch, 1990b: 140-142)。

経済監査士職に関して、Meisel は、「以前は自由で独立的であった経済監査士の職業を、経済計画と統制のための国家の道具 (Werkzeug des Staates für seine Wirtschaftsplanung und -steuerung) にまで低下させるという国家社会主義者の意図は、敗戦によって、妨げられた」(Meisel, 1992: 238) と総括している。このように、ナチス時代に、経済監査士プロフェッションが自由プロフェッション (freien Berufes) としての性格を奪われたという理解は当時の主導的な経済監査士であった Koch においても示されていた (Koch, 1957: 86)。

6. 結論とインプリケーション

本稿では、ドイツにおける監査プロフェッション、具体的には、経済監査士がどのように形成されてきたのか、とくに、国家ないし準国家機関との関係に着目しながら、その歴史的な経緯を確認してきた。そこでは、何より、プロフェッション団体としての組織化がなされたことを契機に、そうした団体を通じて交渉が進められ、最終的に、経済監査士制度の確立に至ったということであった。また、当初から、個人実務者と監査・信託会社との間に長年に渡る利害対立が存在し、そして、存在し続けたこともドイツの特徴であった。少なくともイギリスあるいはイタリア等のヨーロッパ大陸諸国では、そのような対立は存在しなかった。個人の帳簿監査人 (Bücherrevisoren) の利益団体として組織された帳簿監査人協会 (VDB) と、監査・信託会社の団体である VDTR およびライヒスブントとが常に対峙し、ときに学術的な団体である経営経済学ディプロマ保有者協会 (VDK) 等々も巻き込んで、一様ではない作用が生み出された¹⁴⁾。当初は裁判所による任命・宣誓を受けていた帳簿監査人は、1920年代に入って、もともと各ラントの商工会議所のドイツ帝国での調整を行うための組織であるドイツ商工会議所 (DIHT) の影響力を強く受けるようになってきた。そうしたなかでの1931年のラント合意によって、経済監査士の確立の道筋が立てられた。

1931年9月19日大統領勅令が発布され、12月15日には法律上の決算書監査に関する実施規則である監査実施細則が公にされ、また、1935年以降においては、各ラントがそれぞれの規則を発令してきた。国家社会主義の時代の発展については、すでに触れたとおりである。戦後の占領期にも残存した法律上の分裂状態は1961年7月24日の経済監査士法 (WPO) の導入により克服され、同時に、プロフェッションの自律性も確立された (Meisel, 1992: 257)。

なぜ1961年にWPKが商工会議所から分離されて創設されたのか、その明確な理由は不明であるが、おそらく、直前に新生の弁護士法が制定され、弁護士協会と弁護士会議所の関係性が再構成されたことと無関係ではないだろう。より確立したプロフェッションと目される法律プロフェッションと同様のプロフェッション規制の仕組みを採用するということは、監査プロフェッションがそうした法律プロフェッションに準じたものとして社会的な認知を受けていると認識されていたあらわれである。いずれにしても、現在まで続く、ドイツ的な“二重の”プロフェッション規制の仕組みは、連邦レベルの規制として、ここで確立したことになる。

それでは、クロス・ナショナルに見た場合、このようなドイツ監査プロフェッションの形成と発展は、わが国の公認会計士制度の創設を理解するうえで、どのようなインプリケーションを有しているであろうか。最後に、若干、補足しておきたい。

大蔵省の『公認会計士法逐条解説』（1948年）では、監査人監督機関である会計士管理委員会の性格に関して、以下のように解説されている。「諸外国の例を見るに、会計士制度の管理及び会計士の監督は、通常の官庁の権限に属していない。英国においては民間の自治組織たるチャータード・アカウンタント協会自身が管理監督を行っており、……又ドイツにおいては、商工会議所及びナチス法曹団がその公的監督機関であった。このように、一般の会計士の管理が一般行政官庁以外の者に委ねられる傾向があるのは、会計士の監督事務中、試験は特殊の専門事項に属し、義務規定の遵守の奨励、懲戒等の事務は自治的組織により行われることが望ましいからであろう。」（大蔵省、1948: 135. 圏点は引用者）。ここでの「ナチス法曹団」とは、おそらく、BNSDJ ないしその再編成された NS-Juristenbund (NSRB) を指しており、1933年に IDW が BNSDJ の一部門に編成されたことを踏まえていると思われる。

この視点での認識に合わせてわが国の公認会計士制度との対比を行うと、以下のようになる。

図表 3 日本とドイツの監査プロフェッションをめぐる統制組織の対比

	プロフェッション団体	監査人監視機関
ドイツ	経済監査士協会（1932～1944） 経済監査士協会（1946～）	ドイツ商工会議所及び各ラント商工会議所（1932～）→ 帝国経済信託業者会議所（1943）→ （中央会議所）（1945～1961）→ 経済監査士会議所（1961～）
日本	日本公認会計士協会（1949～）	会計士管理委員会→ 公認会計士審査会→ 公認会計士管理委員会→ 公認会計士審査会→ 公認会計士・監査審査会（2003～）

出典：日本公認会計士協会（1975）などから筆者作成。

昭和 23 年の公認会計士法では意図的に「公認会計士（協）会」の規定は置かれておらず、そのうえで、第 1 回試験合格者を中心として昭和 24 年 10 月に自発的に「日本公認会計士協会」が創立されたという経緯であったため、初めから「経済監査士協会（IDW）」が創設される——新設されるというよりは、「監査および信託業協会（IRT）」がこれに組織変更される形をとった——ことが想定されたドイツ経済監査士のケースと完全に同列に考えることはできないが、比較史的観点からいくつかの類似性が認められる。

1 つが、監査人の監視は、国家ないし準国家機関によって担われるという想定である。ここで「会議所」の位置づけがどのようなものであるかが重要な意味を持ってくる。「会議所」は、すでに見たように、17 世紀あるいは 18 世紀から存在し、伝統的に、公法的な団体として認められてきた。しかしながら、少し複雑なことに、会議所はパブリックな機関という意味で国家機関の性格を持つとは言い切れないところがある。実際、「会議所」がプロフェッションに適用される場合、自主規制を促進するための監視主体であると認識されてきたからである。その認識は、当時のドイツの法

律プロフェッションにおいても見られただけでなく、監査プロフェッションにおいても見られた。

また、2つ目として、ドイツで典型的に見られた信託会社との間の業務領域の交錯は、戦前のわが国においても「信託会社の検査」の形で見受けられた（原，1989）。わが国の場合、戦後、信託会社の検査業務は、公認会計士監査業務からははっきりと切り離された。そのため、こうした業務領域の考察は研究上顧みられることはないが、潜在的な可能性という意味では、検討してもよい論点である。

《注》

- 1) 本稿では、「Beruf」を「プロフェッション (profession)」と見なして議論を展開している。ドイツ語の文脈では「Beruf der Wirtschaftsprüfer」, 「Wirtschaftsprüferberuf」という表現がなされるが、ここでは、それらをすべからく「経済監査士プロフェッション」として理解している。ただし、本質論として、ドイツ語の Beruf と英語の profession の間には語用論上の相違が存在すると指摘されることがある。この点については、すでに岡嶋 (2021) でも簡単に触れているが、本研究全体にわたって、プロフェッションの定義上の問題については差し当たり取り上げていない。また、「監査」プロフェッションとしていることについても一定の留意が必要であろう。本稿が対象とした帳簿監査人 (Bücherrevisoren) や経済監査士 (Wirtschaftsprüfer) は、まさしく「監査 (Revisions- und Treuhandwesen; Prüfung)」業務を提供するプロフェッションであった。しかしながら、イギリスの勅許会計士やアメリカの公認会計士等々のように、プロフェッションの管轄領域から見た場合、必ずしも、「監査」に特化したプロフェッションの形で形成されてきたわけではない会計プロフェッションも存在する。
- 2) プロフェッションと国家との関係性を主軸としたプロフェッション史の意義については岡嶋 (2022) において考察・検討しているので、そちらを参考にされたい。
- 3) 本稿のような問題設定は、むしろ古典的にすぎるかもしれない。近年の研究の傾向としては、Weyershaus (2007) は、1931年から1961年を扱っているが、経済監査会社における監査業務の発展に焦点を当てた研究であり、Pothmann (2013) は、優れた理論的基礎に基づくものの、一経済監査会社——Deutsche Revisions- und Treuhand AG——を対象とした1933年から1945年にわたってのナチス下での経済監査会社についての歴史的研究である。
- 4) たとえば、Koch (1957) や Harston (1993) あるいは塩原 (2001) も“1931年”の歴史的重要性を強調している。
- 5) 早島 (1999) によれば、「ディプローム・カフマン」の証書は商科大学の卒業証書であるが、学位として承認されたのは、プロイセンで1924年12月、ザクセンで1925年1月のことであった (早島, 1999: 104)。
- 6) 会計学者はドイツのイデオロギーを例証しているだけでなく、これを維持することとした。Abercrombie *et al.* (1986) は、教育は国民国家の支配的な哲学を導入し、維持する第一の手段として機能したと主張している。大学での官房主義的行政学から発した経営経済学は、産業における国民主義的保護主義に法的基礎を与えた。会計学の専門知識 (expertise) への強調は、人民主義的な知性を強調するドイツのロマン主義的個人主義を反映していた。とくにライプツィヒの特殊化された帳簿監査人プログラムのようなドイツ商科大学での経営経済学の存在とドイツのプロフェッションの専門知識に対する社会的な敬意、監査プロフェッションが産業において影響力を大きくすることができる第一のファクターであった (Harston, 1993: 154)。
- 7) 当初、信託会社と呼ばれていたが、その後、監査会社 (Prüfungsgesellschaften)、さらに第二次大戦後は経済監査会社 (Wirtschaftsprüfungsgesellschaften) と称されるようになる。
- 8) その後、参加団体が拡大され、ディプロマ保有帳簿監査人協会、学術的経済・租税専門家協会、農業経済会計士協会 (Reichsverband landwirtschaftlicher Privatbuchstellen)、ドイツ経済学者協会の経済信託業者グループ (Gruppe der Wirtschaftstreuhand im Reichsverband der deutschen Volkswirte)、帳簿専門家協会、そしてコンサルティング・エンジニア協会 (Verein beratender Ingenieure)、ドイツ弁護士協会 (Deutscher Anwaltverein) などが追加された (Koch, 1957: 71; Meisel, 1992: 164)。

- 9) 1920年代の自己規制の企てにもかかわらず、1929年にアムステルダムで開催された国際会計士会議において van Dien (1929) および Grossmann (1929) は、信託・監査会社と個人帳簿監査人の間に見られた内部的コンフリクトを意識して、ドイツの立法府が法案を採択することはないだろうと予測していた (Harston, 1993: 155)。確かに、起草者自身は、結果に完全には満足せず、多くのラントはいまだ統一化されたプロフェッションに反対していた。しかし、結果的に、新規に提案された法案に含められた許可とプロフェッションの規制のほとんどは、1931年大統領令に最終的に収容されたものと同一であった。したがって、当初起草された法案は、「内部的なコンフリクトにもかかわらず、ドイツ政府官僚ではなく、監査プロフェッションが、プロフェッション規制を主導した」(Harston, 1993: 156) ことを例証しているとされる。
- 10) ナチス政権下では、BNSDJ という法律上のナチスの前線 (legal front of the BNSDJ) に統一されたすべての法律関連の専門職は、1つのプロフェッション集団として、第三帝国における進化するコーポレート機構へと統合されるべきであるとされていた (Jarausch, 1990b: 115)。
- 11) 同時期に、また違った様相で、教育プロフェッションや技術者プロフェッションにおいても帝国会議所の創設が見られる (Jarausch, 1990b: 138-139)。
- 12) 「そもそも、国家は、プロフェSSIONナルの持つ専門性——その問題解決能力——を、異なった形で、取り込んできた。……こうした形式の知識ベースのプロフェSSION集団の国家による組織化は特別な意味を持っており、この組織を表すドイツ語である「会議所／官房 (Kammer)」から cameralism (官房学派) と呼ばれている」(Torstendahl, 1990: 6-7)。
- 13) 頑強なナチス党员として認められていたがゆえに Mönckmeier 博士が IDW 会長に任命された (注: 厳密には、暫定会長の状態であったが、最終的に 1945 年の IDW 解散まで (暫定) 会長職にあった) ということが結果的に良かったという見方にはそれなりの真理がある。そのため、政治的、ナチスのイデオロギーに関わる事柄は Mönckmeier によって扱われる一方で、経済監査士たちは、比較的少ない介入で、自らのプロフェSSIONの任務を遂行し続けられた (Markus, 1996: 73; Markus, 1997: 87)。
- 14) 一例を挙げると、IRT として DIHT と交渉する際に、VDK の専門グループは参入許可資格として学歴主義を強く主張した。当時の DIHT は実務で鍛えられた商人がほとんどを占めていたため、DIHT には受け入れがたく、この点で交渉が遅滞したという (Meisel, 1992: 166-167)。

参考文献

- Abercrombie, N., S. Hill and B. Turner (1986), *Sovereign Individuals of Capitalism*, London: Allen and Unwin.
- Burrage, M. (1988). Unternehmer, Beamte und freie Berufe: Schlüsselgruppen der Bürgerlichen Mittelschichten in England, Frankreich und der Vereinigten Staaten. in: H. Siegrist (Hrsg.) *Bürgerliche Berufe*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Frielinghaus, O. (1932). *Der Beruf des Wirtschaftsprüfers. Ausbildungs- und Organisationsgrundsätze*. Heidelberg: Springer-Verlag Berlin Heidelberg GmbH.
- Evans, L. (2018). Shifting strategies: the pursuit of closure and the 'Association of German Auditors'. *European Accounting Review* 27(4): 683-712.
- Gallhofer, S. and J. Haslam (1991). The aura of accounting in the context of a crisis: Germany and the First World War. *Accounting Organizations and Society* 16(5-6): 487-520.
- Grossmann, H. (1929). Legislation for the Accounting Profession in Germany, Especially Since the Congress in Amsterdam. in: *International Congress on Accounting*. (1929: New York City), New York: International Congress on Accounting (1930): 97-104.
- Harston, M. E. (1993). German accounting profession - 1931 and before: a reflection of national ideologies. *Accounting Historians Journal* 20(2): 139-162.
- Hayashima, A. (2001). *Das Leipziger Experiment. Die erste Generation der Diplom-Kaufleute, Diplom-Handelslehrer und Bücherrevisoren an der Handelshochschule Leipzig 1898-1921*, reprinted from the Kwansei Gakuin University social sciences review, Vol. 6.
- Institut der Wirtschaftsprüfer (Hrsg.) (2007). *75 Jahre Wirtschaftsprüfer im IDW. Gemeinsam denken, gemeinsam gestalten, gemeinsam verantworten. Band I: Rückblicke*. Düsseldorf: IDW-Verlag GmbH.
- Jarausch, K. (1990a). The German professions in history and theory. in: G. Cocks and K. H. Jarausch (eds.).

- German Professions, 1800-1950*. Oxford: Oxford University Press: 9-24.
- Jarausch, K. (1990b). *The Unfree Professions: German Lawyers, Teachers, and Engineers, 1900-1950*. Oxford: Oxford University Press.
- Karoli, R. (1934). *Bilanzprüfung und Prüfungsergebnis, ihr Wesen und ihre Bedeutung für Unternehmung, Öffentlichkeit und Prüferberuf*. Dissertation, Leipzig: Hugo Günther & Co.
- Koch, W. (1948). Das Ende der Reichskammer der Wirtschaftstreuhänder, *Der Wirtschaftsprüfer*, 1948: 153-156.
- Koch, W. (1957). *Der Beruf des Wirtschaftsprüfers*. Berlin: Dunker & Humblot.
- Lehmbruch, G. (1982). Introduction: neo-corporatism in comparative perspective. in P. C. Schmitter and G. Lehmbruch (eds.), *Patterns of Corporatist Policy-Making*. London: SAGE: 15-55. 「ネオ・コーポラティズムの比較考察」 山口定監訳『現代コーポラティズムⅡ——先進諸国の比較分析』木鐸社, 1986年。
- Locke, R. R. (1984). *The End of the Practical Man: Entrepreneurship and Higher Education in Germany, France and Great Britain, 1880-1940*. Greenwich: JAI Press.
- Malatesta, M. (2006). *Professionisti e gentiluomini. Storia delle professioni nell'Europa contemporanea*. Torino: Einaudi.
- Markus, H. B. (1996). *Der Wirtschaftsprüfer. Entstehung und Entwicklung des Berufes im nationalen und internationalen Bereich*. München: C. H. Beck.
- Markus, H. B. (1997). *The History of the German Public Accounting Profession*. New York: Routledge.
- McClelland, C. E. (1983). Professionalization and higher education in Germany. in: K. H. Jarausch (ed.), *The Transformation of Higher Learning 1860-1930*. Chicago: University of Chicago Press: 306-320. 望田幸男・安原義仁・橋本伸也(監訳)『高等教育の変貌 1860-1930——拡張, 多様化, 機会開放, 専門職化』昭和堂, 2000年。
- McClelland, C. E. (1991). *The German Experience of Professionalization: modern learned professions and their organizations from the early nineteenth century to the Hitler era*. Cambridge: Cambridge University Press. 望田幸男訳『近代ドイツの専門職——官吏・弁護士・医師・聖職者・教師・技術者——』晃洋書房, 1993年。
- Meisel, B. S. (1992). *Geschichte der deutschen Wirtschaftsprüfer*. Köln: Dr. Otto Schmidt.
- Neal, M. and J. Morgan (2000). The professionalization of everyone?: a comparative study of the development of the professions in the United Kingdom and Germany. *European Sociological Review* 16(1): 9-26.
- Penndorf, B. (1914). Zur Entwicklung der Bücherrevision in Deutschland, *Der Kaufmann und das Leben*, 3. Jg., 1913/14: 157-159.
- Pothmann, U. (2013). *Wirtschaftsprüfung im Nationalsozialismus: Die Deutsche Revisions- und Treuhand AG (Treuarbeit) 1933 bis 1945*. (Diss. Ruhr-Universität Bochum 2011), Essen: Klartex Verlag.
- Schourp, P. D. (1930). Education for Professional Accountants in Germany, in: *International Congress on Accounting* (1929: New York City), New York: International Congress on Accounting (1930): 105-131.
- Siegrist, H. (1986). Professionalization with the brakes on: the legal professions in Switzerland, France, Germany in the nineteenth and twenties centuries. (translated by Roth Stanley). *Comparative Social Research*. 9: 267-298.
- Siegrist, H. (1990). Public office or free profession? German attorneys in the nineteenth and early twentieth centuries (translated by James Polk). in: G. Cocks and K. H. Jarausch (eds.). *German Professions, 1800-1950*. Oxford: Oxford University Press: 46-65.
- Siegrist, H. (1994). The profession, state and government in theory and history. in: T. Becher (ed.). *Governments and Professional Education*. Buckingham: Open University Press: 3-20.
- Streeck, W. (2001). Introduction: exploration into the origins of nonliberal capitalism in Germany and Japan. in: K. Yamamura and W. Streeck (eds.), *The Origins of Nonliberal Capitalism: Germany and Japan in Comparison*, Ithaca: Cornell University press.
- Torstendahl, R. (1999). Introduction: promotion and strategies of knowledge-based groups. in: R. Torstendahl and M. Burrage (eds.). *The Formation of Professions: Knowledge, State and Strategy*.

- London: SAGE: 1-10.
- van Dien, E. (1929). The development of professional accounting in continental Europe – Germany. in: *International Congress on Accounting* (1929: New York City), New York: International Congress on Accounting (1930): 15-24.
- Verband Deutscher Bücherrevisoren (Hrsg.) (1956). *60 Jahre Berufsorganisation der vereidigten Buchprüfer (Bücherrevisoren). 1896-1956*. Stuttgart: Karl-Heinz Gerhard.
- Voss, W. (1930). *Handbuch für das Revisions- und Treuhandwesen*. Stuttgart: C. E. Poeschel.
- Voss, W. (1933). The auditor's responsibility in relation to balance sheets and profit and loss accounts: the continental point of view. in: *Fourth International Congress on Accounting 1933*. London: Gee & Co.: 520-542.
- Walker, S. P. (2000). Encounters with Nazism: British accountants and the Fifth International Congress on Accounting. *Critical Perspectives on Accounting*, 11 (2): 215-245.
- Weyershaus, H. A. (2007). *Wirtschaftsprüfung in Deutschland und erster europäischer Zusammenschluß (1931-1961)*. Stuttgart: Franz Steiner Verlag.
- Wirtschaftsprüferkammer (2021). *60 Jahre: Berufliche Selbstverwaltung im öffentlichen Interesse*. Berlin: Wirtschaftsprüferkammer.
- 秋月信二・岡嶋 慶・亀岡恵理子・小宮山賢・鳥羽至英・内藤文雄・永見 尊・福川裕徳 (2021).『監査の質に対する規制——監査プロフェッション vs 行政機関』国元書房。
- 荒木和夫 (2004).「ドイツにおける外部監査制度の発展」塩原一郎編著『現代監査への道——継承されたものと変革されたもの——』同文館出版, pp. 63-74.
- 大蔵省大臣官房文書課 (編) (1948).『公認会計士法逐條解説』大蔵財務協会。
- 岡嶋 慶 (2021).「プロフェッション化の比較史的研究とわが国 (会計) プロフェッション史研究への視座」『経営経理研究』第 120 号, pp. 1-27.
- 岡嶋 慶 (2022).「国家との関係性からみたプロフェッション史研究——わが国監査プロフェッション史研究へのインプリケーション——」『経営経理研究』第 121 号, pp. 53-81.
- 塩原一郎 (2001).「国際監査史論の構想」『早稲田商学』第 391 号, pp. 387-408.
- 鈴木義夫 (1986).「ドイツ監査制度研究序説」『商學論叢 (明治大学)』第 68 巻第 3-7 号, pp. 79-107.
- 内藤文雄 (2021).「ドイツにおける監査人の誕生と専門家監査の確立」『甲南経営研究』第 62 巻第 1・2 号, pp. 1-32.
- 内藤文雄 (2022).「ドイツ・フッガー社における内部監査の構図」『甲南経営研究』第 62 巻第 3・4 号, pp. 41-70.
- 日本公認会計士協会〔25 年史編さん委員会〕 (編) (1975).『公認会計士制度 25 年史』日本公認会計士協会。
- 早島 瑛 (1999).「商科大学ディプローム試験規定考」『商學論究 (関西学院大学)』第 46 巻第 4 号, pp. 97-110.
- 原 征士 (1989).『わが国職業的監査人制度発達史』白桃書房。
- 柳澤 治 (2007).「ナチス・ドイツにおける商工会議所の改造——地域経済のナチス的編成——」『政經論叢 (明治大学)』第 75 巻第 5・6 号, pp. 1-39.

(原稿受付 2022 年 6 月 22 日)

島内 高太 著

『企業内訓練校の教育システム』

—— 連携と共育による中核技能者育成 ——

(晃洋書房, 2022年, 185頁)

石 毛 昭 範

1. はじめに

本書は、日本の製造業企業に設置された企業内訓練校における技能者育成の教育訓練システムの現状や機能、企業内人材育成に及ぼす影響などを、豊富な事例分析と理論的な考察により明らかにしようとした書であり、筆者の10年以上にわたるインタビュー調査をベースとした力作である。以下、本書の構成と特徴、今後の課題と思しきことなどを述べていきたい。

2. 本書の概要

本稿の構成は以下のとおりである。

序 章 企業内訓練校へのアプローチ

—— 課題と方法 ——

第1章 企業内訓練校の存在意義と人材育成の構造

第2章 養成工制度の展開と役割

第3章 企業内訓練校の教育システムの運営

—— 連携と共育の論理と実態 ——

第4章 「現場活用型教育体制」の効果とマネジメント

第5章 心身教育の目的・方法と発達支援関係

第6章 企業内訓練校のグローバル化

終 章 企業内訓練校における教育システムの複眼的管理

全体として、企業内訓練校による教育システムの体系・意義・効果を、主にインタビュー調査による豊富な事例の分析と、多くの先行研究の検討を含む理論的な考察により明らかにしている。

第1章は企業内訓練校の持つ意義と役割について論じており、第2章では企業内訓練校に至る技



能者養成の展開を述べている。日本の製造業（主に大企業）における技能者（現場の基幹労働者）の養成については、明治期には徒弟制が広がり、その後大正期から昭和の初めごろには養成工制度が見られるようになった。養成工制度は新卒者に数年間、寄宿舎に住まわせて座学とOJT（職場実習）による系統的な職業訓練を行うもので、本書筆者は企業内訓練校はこの養成工制度が端緒であったと述べている。しかもこの制度では職業訓練のみならず「心身教育」（人間教育ないし一種の道德教育）も行っていたという。これが、単なる技能者養成のみならず、当該企業に対する帰属意識を高く持って長く勤続する工場の基幹従業員の養成につながっていたのである。これは、戦後日本の労働慣行の中でよく見られた「新卒定期一括採用」「長期安定雇用（いわゆる終身雇用）」「企業内組織としての労協協調的従業員組織（企業内労働組合）」につながるものであって、非常に重要な発見であるといえる。

第3章・第4章は企業内訓練校における教育訓練の取り組みについて論じている。第3章が理論的考察とケーススタディであり、これを踏まえた第4章が、より多くの企業へのインタビュー調査をもとにした分析である。技能者の育成の過程についてはもちろん、教育を担当する指導員（これも同一企業の従業員）の成長にまで論及している。また、この教育訓練システムを維持存続するためのメカニズムやマネジメントについても述べられている。

第5章は企業内訓練校における「心身教育」について述べている。心身教育とは、将来の基幹従業員にふさわしい思考・行動様式を身に付けさせる教育であるという。いわば、企業にとって望ましい組織文化の定着を目的としている。座学のほか、各種行事によるものもある。さらに、企業内訓練校は原則全寮制であることから、寮での生活指導も心身教育の一環になるという。

第6章は企業内訓練校の「グローバル化」と題し、海外進出した企業が訓練拠点としての企業内訓練校を設ける動きや外国人従業員（海外拠点勤務者）に対する企業内訓練校（日本あるいは海外設置）での受け入れについて論じている。これは、日本人従業員の海外拠点での基幹人材化とともに、海外現地従業員の基幹人材化も図っているものであるという。なお本章は、主に1社の事例を通しての分析である。

終章はこれまでの議論を整理し、結論と今後の課題を述べている。

3. 本書全体としての評価

日本の製造業では、現場の技能者・技術者の育成システムとして企業内訓練校を設置した企業が少なくなかった。このような方法は莫大なコストを要するのみならず、企業の生産体制の相当部分を割いていることもあって、全社的な理解が欠かせないシステムである。また、かかる制度に投下されたコストの回収には相当の長期間を要することから、長期の雇用とリテンションが前提となるシステムでもある。

本書は、このシステムを訓練校と現場の連携、および訓練校の訓練生と指導員双方の成長（これについて「共育」の語を用いている）という視点からとらえようとしている。たいへんユニークな視点であり、評価に値するものであって、本評者の見る限り、この試みはおおむね成功していると考ええる。

この領域は先行研究が決して多いものではない。しかし、日本の企業内人材育成においては非常

に重要なテーマである。しかも本書は、これまでほぼ見られなかったこのシステムの外国への拡大（外国人従業員の日本国内訓練校での受け入れ、および海外事業所での訓練校の設置）の分析・考察も行っている。この点は本書の価値を大いに高めている。全体として、非常に価値の高い研究であるといえる。

4. 本書の分析手法・個々のテーマに対する評価、および今後の課題

(1) インタビュー先はかなりの数にわたっており（自動車関係が主で17社に及ぶ）、その苦勞が察せられるとともに、インタビュー内容とそれに対する考察も適切であると思われる。

反面、多くの事例をもとにしているために、訓練校による違いが多少見えにくくなっている嫌いがある。特定の訓練校における状況が、他の訓練校でも当てはまるとは限らない。その意味では、1つの（企業の）訓練校を徹底的に分析し、他の（企業の）訓練校と比較するという手法もあり得たのではないかと考える。

(2) 企業内訓練校は、上述のとおり膨大なコストなどの問題もあり、大企業を中心とした一部の企業での導入にとどまる。ただ、コスト対応力があると思われる大企業でもこのような教育訓練システムを導入していない企業も少なからずある。これをどう考えるか、本教育訓練システムの適用可能性や限界についても今後明らかにしてはどうかと考える。

また、上記のとおり本書の分析対象は自動車関係企業が主であり、他の製造業や非製造業については対象になっていない。産業による相違はあるのかどうか、あるとすればそれはなぜかといった点は今後の課題といえよう。

(3) 訓練生選抜のプロセスや、訓練校修了者のキャリアについては、ある程度言及があるが、さらなる分析の価値があるのではないかとと思われる。前者の場合、募集のプロセスや訓練生を推薦した人へのインセンティブの有無などが、後者の場合修了者と非修了者とのキャリアの比較とりわけ昇進スピードの差などが考えられる。

また、訓練校に入校したが何らかの理由で修了できなかった訓練生の有無（あればその理由）の考察も今後期待される。教育効果の意義に関わる問題と思われるからである。

(4) 同一企業内の他の教育訓練システムとの関連もさらに考察を深めてもらいたいテーマである。企業内訓練校システムも企業の人材育成政策の一環であることから、こういった視点からの分析も今後期待される。また、企業内人材育成に関わるいろいろな理論によるさらなる分析もあってよいと思われる。この点では今後、他の研究者との共同研究が有益になる可能性があるだろう。

(5) 「心身教育」に1章（第5章）を割き考察を行っているが、たいへん興味深く評価できる。こういった内容の教育があるのは企業内訓練校システムの大きな特徴である。第5章でも示されているとおり、心身教育と（企業内訓練校での）他の教育があいまって教育訓練の効果をあげようとしているとみるべきであろう。

(6) 本システムの外国への展開への考察も興味深い。今後、海外企業（海外企業と日本企業の合併企業も含む）への本システムの移植についても考察を期待したい。外国において、企業内訓練校あるいはこれに類似した教育訓練システムはあるのか、あるとすれば日本のシステムとどんな類似点・相違点があるのか、またそれはなぜかといった点にも関心がわく。例えば、こういったシステムで教育訓練を受けた労働者は、相当に優秀であると思われる。従って、労働市場においてそれなりの評価を受けられることが考えられ、他の企業からより高い処遇での雇用のオファーもありえよう。それに対してリテンション（引き止め）が行われる。海外の労働市場ではそういったこともありうるのではないか、そのため、こういったシステムが成立しにくいことは考えられないか、といった視点も提起しておきたい（実際、中国における流通業で、レベルの高い教育訓練を受けた日系企業の従業員が、他国からの進出企業や現地企業に高処遇での引き抜きにあった、という事例を聞いたことがある。製造業でもこういったことはありうるのではなからうか。また、今後は日本でもそういったことが起こりうるのではなからうか）。

(7) これからの期待として、このシステムの将来ないし持続性についての考察を望みたい。改めていうまでもなく、日本の労働市場は少子高齢化の強い影響を受け、従来のような「新卒定期一括採用」「年功序列・年功賃金」「長期安定雇用（いわゆる終身雇用）」といった雇用慣行を維持できるかどうか非常に難しい状況にある。このシステムは新卒者の長期雇用を前提とした、ある意味では早期選抜のシステムでもある。また、濱口桂一郎がその著書『日本の雇用社会』（岩波書店、2009年）で指摘したいわゆる「メンバーシップ型雇用」がなければ成立・維持しにくいシステムであるようにも思われる。「メンバーシップ型雇用」は、近年その問題点が多く指摘され、いわゆる「ジョブ型雇用」への移行を主張する意見も多くなってきている。こういった点も踏まえての考察も期待しておきたい。

5. おわりに

本書は、日本の産業社会の中で長きにわたり存在し、相当の意義を持っている「企業内訓練校」という教育訓練システムについての緻密な研究書であり、筆者の真摯な研究姿勢が示されたすばらしい著作である。本書が問いかけた問題はきわめて重要なものであり、さらなる研究の進展が期待される。本書が多くの方の手に取られることを切に望むものである。

2019～21 年度（令和元～3 年度）経営経理研究所

月例研究会報告

2019～21 年度・経営経理研究所主催の月例研究会は以下のとおり開催された。

(1) 6 月例会（2019 年 6 月 14 日・金）

テーマ 「スタートアップの失敗要因に関する探索的研究：企業家の事業認識への着目」

報告者 足代 訓史（商学部准教授）

〈要 旨〉

本報告の目的は、企業家の自社事業への認識に着目して、ハイテクスタートアップの失敗要因に関する探索的な検討を行うことにある。具体的には、2015 年以降に海外でハイテクスタートアップの経営に失敗した複数の企業家の「事業の失敗の振り返り」に着目し、その語りをデータベース化することで、(1) 企業家が考える失敗の原因と学びを整理し、(2) それらに共通する因子を探索・発掘しながら、(3) ハイテクスタートアップの失敗要因の概念化と仮説構築を試みるものである。

スタートアップの失敗に関する研究に関しては、失敗事例の蓄積の不足もあり、発見事実の整理やメカニズムの解明が十分に行われているとは言い難い状況にある。その背景として、失敗事例に関わるデータ獲得・実証分析が困難であることや、企業家自身の視点に立った失敗のリアルな語りに関するデータ・分析が少ないといった問題がある。そこで本報告では、13 人の企業家による失敗要因の語りをデータベース化し、帰納的に失敗要因を導出・概念化し、今後の実証研究に向けた、失敗要因の仮説と分析枠組みを導出することを企図した。主要な結論は以下の二点である。

第一に、企業家自身が振り返る事業の失敗の要諦としては、事業計画・ロードマップの策定の不十分さや収益構造の検討不足が最も特徴的である。これは、近年着目される企業家のエフェクチュエーション思考とは逆の、目標主導のコーゼーション思考の欠如が失敗の要因であると示唆される。このことから、エフェクチュエーション思考からコーゼーション思考へのシフトの壁や両者のハイブリッドのマネジメントに関する論点が抽出される。

第二に、起業に際しての拙速なユーザー調査と市場の深耕・分析不足、製品設計の検討不足も事業の失敗の要諦として企業家に意味づけられる傾向にある。これは、リーン・スタートアップに基づき素早く仮説検証を繰り返す事業創造を意識するあまりに失敗するというパラドクスを示唆するものである。

(2) 7月例会 (2019年7月12日・金)

テーマ 「会計学における実証分析の進展と問題点、新規株式上場前の報告利益管理」

報告者 清松 敏雄 (商学部准教授)

〈要 旨〉

近年では、北米の会計学関連の主要ジャーナルに掲載されている論文のほとんどが実証的アプローチや分析的アプローチを採用していると言われている。規範的なアプローチの論文は、ずいぶん減少したようである。実証的アプローチを用いた研究にはいくつかの主要テーマがあるが、その一つとして、報告利益管理が挙げられる。今回は、新規株式公開（以下、IPO とする。）前の報告利益管理について報告した。

IPO によって、株主は市場で株式を容易に売却できるようになることから、利益増加型の報告利益管理によって株価を高めようとするインセンティブがある反面で、IPO 前に創業者等とは異なる株主が増加したり監査を受けたりするようになることは利益増加型の報告利益管理を抑制する要因にもなりうる。そこで、具体的には、(a)創業者等の株式保有は、IPO 前の利益増加型の報告利益管理の要因になっている、(b)ベンチャーキャピタル、金融機関及び証券会社の株式保有は、IPO の利益増加型の報告利益管理を抑制する要因になっている、(c)主幹事証券会社、監査法人が大手である場合、IPO 前の利益増加型の報告利益管理が抑制されている、(d) IPO 前に経常増益であるという黙示的な上場審査基準を報告利益管理前の利益では満たせていないことが、利益増加型の報告利益管理が行われる要因となっている、という仮説を検証した。

検証の結果、創業者の株式保有が利益増加型の報告利益管理に結びつく有意な結果は得られなかったが、ベンチャーキャピタルの存在が利益増加型の報告利益管理を抑止している点については、5%水準で有意な結果を得た。金融機関や証券会社については有意な結果は得られず、主幹事証券会社が大手である場合についても10%水準で有意なだけであり、強い証拠は得られなかった。これに対し、黙示的な上場審査基準については、1%水準で有意であり、このことは、IPO 前の経常増益となるように利益増加型の報告利益管理が行われることを示唆している。

(3) 10月例会 (2019年10月25日・金)

テーマ 「官民協働型スタジアムマネジメントによるプロスポーツの新展開」

報告者 松橋 崇史 (商学部准教授)

〈要 旨〉

プロスポーツクラブの経営において、本拠地をおく地方公共団体との連携が以前にもまして重要になってきている。本研究発表の目的は、株式会社広島東洋カープと広島市、株式会社楽天野球団と宮城県・仙台市の連携を対象に、各地方公共団体がどのような制度整備を行い、そのことが球団経営や地域経済に与えた影響について明らかにすることである。民間事業者が中心となって地域活性化等に波及効果を生み出す「地域イノベーション」と、民間事業者の新たな価値の創造実現を可能にする公的な条例や規則の制定や改正、その運用としての「政策イノベーション」の相互作用という分析枠組みを仮説的に設定し、両事例における球団と自治体の関係を分析することにした。両球団、および、宮城県、仙台市、広島市の関係者に対するヒアリング調査および文献調査から次のことが明らかになった。まず、両球団は自治体との間に連携協定を結び、自治体が有するスタジア

ムの管理者として、既存の制度的制約にとらわれない球場管理／経営を行っている。例えば、球団による球場の改修等が可能になり、飲食物販や球場内のスポンサーからの売り上げの多くを球団が得ることが可能になった。2010年代に入ってから両球団の経営的成功は自治体との間に結んだ連携協定に大きな影響を受けていることが明らかとなった。地元地域においても年間200万人前後の誘客力を持つ球団によって雇用効果、経済効果がもたらされ、球場周辺の都市開発が進む現状も生じた。本論で用いた分析枠組みは、他球団や他種目の事例に適応しながら分析を行っていくことで、より深めていくことが求められる。

(4) 11月例会（2019年11月8日・金）

テーマ 「消費者向けカット野菜の流通特性」

報告者 池田 真志（商学部准教授）

〈要 旨〉

近年の青果物流通において、消費者向けカット野菜の市場が拡大している。消費者向けカット野菜の需要拡大という川下側の変化は、川上側の企業や産地・生産者に影響を与えていると考えられる。そこで本発表では、消費者向けカット野菜の流通における川下側から川上側への影響のメカニズムを検討し、消費者向けカット野菜の流通特性を明らかにすることを目的とした。まず、カット野菜の流通形態は、仕入れ先集約型と仕入れ先分散型に大別された。次に、カット野菜の加工特性や商品特性から生じる川下側から川上側への影響を検討した。その結果、カット野菜の原料の規格の特徴や納品形態の特徴から、作業効率や歩留まりが重視される、品種指定がない、混み規格での出荷が可能となるなどの特徴が明らかとなった。さらに、カット野菜の商品特性として、①加工後の消費期限が短い、②商品の価値が生鮮野菜と異なる、③小売価格が一定である、④安定供給が求められる、を指摘した。その商品特性から、工場からの流通地域が限定されたり、カット野菜メーカーの契約産地となる条件にメーカー独自の栽培基準がないこと、原料の不足時に様々な産地（海外を含む）から原料の調達が可能なのが明らかとなった。さらに、産地側には、高付加価値商品よりも、形式的な条件が求められていること、栽培基準は特に設けられていないことが明らかとなった。他方、カット野菜メーカーは、安定供給が小売企業から強く求められているため、野菜の相場が高騰した際に赤字になるなどのリスクを抱えている。

これらのことから、カット野菜流通における川下側から川上側への影響は、川上側のリスクが大きくなる影響がある一方で、川上側の負担やコストを軽減する影響もあるという二面性を持つことが明らかとなった。カット野菜流通においては、川上側に対して厳しい条件のみを求めると、カット野菜メーカーは原料野菜の不足時にその調達が負担となり、大きなリスクを負うこととなるため、流通の成立が難しくなる。カット野菜の加工特性と商品特性から、カット野菜メーカーは、大きめの原料野菜を一定価格で安定的に調達することを優先することが可能となり、それ以外の要素の負担が軽減されることによって、カット野菜の流通は成立しており、これが消費者向けカット野菜の流通特性といえる。

(5) 12月例会 (2019年12月13日・金)

テーマ 「退職給付会計の分析視座」

報告者 宮川 昭義 (商学部教授)

〈要 旨〉

現在、会計学的分析視座は多岐にわたっている。そこには主に4つの要素が存在している。具体的には、理論分析、実証分析を縦軸、会計測定論、会計報告論を横軸としており、それぞれの会計研究者の関心により細分化される。近年の米国における会計学研究はもっぱら実証分析に軸足を移しており、また国際会計に関しては実証分析および会計報告論に力点が置かれている。これに対し、日本における会計学研究は、従来どおり理論分析および会計測定論に力点が置かれている傾向が見られる一方で、実証分析や会計報告論に関する研究成果も見られ、より多様な議論が展開されていると考えてよいだろう。

こうした傾向は、なにも会計学に限ったことではなく、現今の社会科学領域における研究活動全般に言えることであるが、本報告のテーマである退職給付会計についてはより複雑である。退職給付会計に関する分析視座として留意すべきは、それが企業活動に対する影響にとどまらず、それぞれの国や地域における金融政策や財政政策、加えて福祉政策や租税政策といった政治的判断が当該会計基準へ影響を与える点にある。

退職給付会計の外形において、米国基準と国際会計基準は近似しているように見えるし、日本基準もそれに追随しているかのようである。しかし、それぞれにはさらに価値合理的行為、目的合理的行為、伝統的行為、感情的行為が複層的に展開されており、単に退職給付会計の外形比較に見られる異同を指摘するのみでは、それぞれの有する会計世界観を理解するには不十分である。

このことは、精緻な会計理論の構築のみをもって、優れた会計制度を提供するとは限らず、またそれぞれの国や地域における利益に反する基準については、そこからの離脱もありうると思われるべきである。退職給付会計に必要な透明性と、それぞれの国や地域の実情に合わせた会計制度を模索するうえで、「あそび」のない会計基準による脆弱性を批判的に念頭に置きつつ、反脆弱的な会計思考をもって会計基準化していくことの必要性が示唆されるのである。

(6) 10月例会 (2021年10月1日・金)

テーマ 「オランダ・スマート農業金融の特徴」

報告者 山村 延郎 (商学部教授)

〈要 旨〉

オランダは、国土が狭いにもかかわらず農業生産力が抜群で、そのスマート農業に対しては、日本でも大きな関心が寄せられている。しかしオランダのスマート農業が大規模であるのは、金融機関から多額の融資を受けて発展した結果である。金融機関が、先進的な技術を用いた分野にでも大規模な融資をなしうという点に、日本と比較してみたオランダの独自性がある。

オランダのスマート農業金融の特徴を整理してみたところ、新規ビジネスのライフサイクルに沿って、三つの領域を包摂しているところが興味深い。すなわち、製品開発への投融資 (イノベーションの「創造」)、開発者・起業家をサプライチェーンや販路とつなげる (ソーシャル・ネットワーキング)、先進技術を利用する事業者への適切な融資 (イノベーションの「普及」) である。

起業家に対するコンサルティングやプラットフォームの形成に力を入れるという哲学は、新築された本店の建築様式にも表れており、そのロビーは、展示会場あるいは図書館のラーニング・コモンズ、あるいはカフェのようでもあり、来訪者が飲み物を片手に調べ物や談話をしていた。融資審査は、末端組織の裁量が大きくかつ先進技術の専門家とタイアップしているところが特徴で、そのため不動産担保や保証の有無に過度にこだわらない融資（「事業性融資」）が可能となっている。

日本の金融組織においては、中央集権的な組織づくりが勧められがちである。しかしイノベーションの促進のためには、オランダのように、地域組織の末端にまで適切な裁量を分与し、専門部署と協働して問題を解決させる、分権的・分業的あるいは分散型の組織構造の構築も重要である。

(7) 11月例会（2021年11月19日・金）

テーマ 「新製品開発プロセスへの消費者関与と製品需要に与える影響」

報告者 西 大輔（商学部助教）

〈要 旨〉

本報告の目的は、新製品開発プロセスに関する意思決定を消費者が行うことで観察消費者の製品需要に与える影響について議論することである。観察消費者とは、新製品開発プロセスの意思決定に直接関与してはいないが消費者参加型新製品開発という手法によって意思決定が消費者によって行われたという情報を企業から受け取った消費者を指す。本報告は、本研究が扱う対象の概要の説明、先行研究で明らかになったことの整理、今後の研究展望といったトピックによって構成される。

まず、消費者参加型新製品開発の概要についてである。この新製品開発手法の特徴として、これまで購買と消費のみを行ってきた消費者が新製品開発プロセスのあらゆる段階に関与しアイデア創造や意思決定などを行うことが挙げられる。具体例として、無印良品やスレッドレス、じゃがりこなどの事例を紹介した。

次に、先行研究によって明らかとなったことの整理についてである。先行研究から、次のことが明らかとなった。1つ目は、消費者はアイデア創造や商業化するプロトタイプの決定など、新製品開発プロセスのさまざまな段階に多様な関わり方を行っていることである。2つ目は、消費者参加型新製品開発によって開発された製品は、高い売上や市場での生存率が高い傾向にあることである。3つ目は、消費者が新製品開発プロセスへ関与したという情報をコミュニケーション戦略として活用することで、観察消費者の製品に対する知覚品質やそのような取り組みを行う企業への態度に影響を与えることである。

最後に、今後の研究展望についてである。先行研究では、主に新製品開発プロセスにおけるアイデア創造段階における消費者関与と観察消費者への影響に焦点が当てられ研究が蓄積されてきた。本報告では、消費者関与の方法として新製品開発プロセスへのさまざまな段階で行われる意思決定に焦点を当て、次の課題を提示した。1つ目は、消費者が意思決定に関与することで生じる観察消費者への影響を新製品開発プロセスの段階別に明らかにすることである。2つ目は、意思決定における消費者関与の程度の違いによって生じる観察消費者への影響を明らかにすることである。

(8) 12月例会 (2021年12月3日・金)

テーマ 「中国の環境規制強化が国際廃棄物貿易・物流に与えた影響」

報告者 松田 琢磨 (商学部教授)

〈要 旨〉

廃棄物やスクラップの国際取引は1990年代以降急速に増え、ほとんどが発展途上国へ輸出されてきた。輸入側から見れば、廃棄物は一次資源より相対的に安価であり、資源や技術力が限られるなか入手しやすい。輸出側も、環境規制が緩い国に廃棄物を輸出して処理に関する厳しい規制を回避できる。

上記を背景に、中国は世界最大の固形廃棄物輸入国としてもプレゼンスを強めてきた。2018年でも、世界のプラスチック廃棄物と古紙の約40%は同国向けであった。物流業界も欧米諸国へ工業製品の輸出に使用した空コンテナを使って廃プラスチック、古紙を運んでいる。

しかし、中国の経済発展と環境意識の高まりを受けて廃棄物貿易の風向きは変わった。中国政府は2013年の「緑籬行動 (Operation Green Fence)」や2017年の「国門利剣 (National Sword)」などの規制を通じて固形廃棄物の輸入制限を強めた。世界最大の輸入国による規制は、廃棄物の国際取引やグローバル物流に大きな影響を与えている。

2017年の国門利剣により、中国の廃プラスチック輸入量は92%、古紙輸入量は56%減少した。廃棄物の単価はそれぞれ27%、13%上昇し、中国に輸入される廃棄物の品質を高めた。輸入価格への影響は単価が上昇したことに起因している。

規制によって廃棄物の貿易フローが変わったのは、主に東アジア・太平洋地域とヨーロッパ・中央アジアの低・中所得国で輸入量が増えたためである。廃プラスチックはそれぞれ161%と266%、古紙で101%と77%輸入量が増加した。また、緑籬行動に比べて2017年の国門利剣の影響ははるかに大きく、海運会社は帰り荷での商品不足に直面している。

中国政府は2020年に固形廃棄物の輸入規制をさらに強化した。今後も多くの製品が禁止リストに追加され、国際的な廃棄物取引と海運業界により大きな影響を与えることが予想されており、我々の研究で示されたものと同じ種類の効果が今後も現れる可能性がある。

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の専任教員、兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師（非常勤）の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

(著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の

承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1)論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	本条第5項に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文、(2)研究速報、(3)展望・解説、(4)設計・製図、(5)抄録（発表作品の概要を含む）、(6)その他（公開講座記録等）

2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。

3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。

4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。

5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び

削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

拓殖大学経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

第1回	原稿は、6月末日締切－10月発行
第2回	原稿は、10月末日締切－3月発行

2. 執筆予定表の提出

本紀要に投稿を希望する者は、『拓殖大学経営経理研究』執筆予定表を当研究所に提出しなければならない。

3. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得るものとする。

4. 様式

(1) 投稿区分の指定

投稿規則に示された、「論文」、「研究ノート」、「抄録」以外の「その他」にあたる投稿原稿は、「資料」、「調査報告」、「判例研究」、「書評」、「公開講座」、「文献紹介」、「学会展望」、「その他」のいずれかに区分される。

(2) 字数の制限

投稿原稿は、A4縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。

図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本語以外の言語による原稿についてもこれに準ずる。

I	論文、研究ノート	24,000字
II	資料、調査報告	20,000字
III	I、II以外	6,000字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(3) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管する。

(4) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

(5) 原稿作成にあたっては、A4用紙を使用し、原則として、日本語原稿は横書きで1行33文字×27行、英文原稿はスペースを含め1行に半角66文字、ダブルスペースで作成すること。

(6) 数字はアラビア数字を用いること。

(7) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

5. 表 紙

投稿原稿の提出に際しては、『拓殖大学経営経理研究』投稿原稿表紙に必要事項を記入し「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印を行った上で提出すること。

6. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。
- (2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。
- (4) 図・表については、図・表の下に必ず、引用・参考文献及び編集等により作成した場合でも、出所や注記内容を明確に記載があること。

7. 注・引用・参考文献

- (1) 注は、必要箇所の右肩に半括弧付きアラビア数字で通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。

注記内容は本文末に一括して記載するものとする。また、参考文献の表記についても同様とする。

- (2) 英文の場合は、*The Chicago Manual of Style* を準用する。

8. 電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆などが済み次第、完成原稿のデジタルデータと、それをプリントした出力原稿1部を提出すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

9. 掲載の可否、区分の変更、再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。
- (2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正や部分的な書き直しを求めることができる。
- (4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学経営経理研究所長（以下「所長」という。）より、その旨を執筆者に通達する。

10. 校 正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校及び再校を行い、編集委員会もしくは所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。特に、初校もしくは再校時に加筆・訂正等で本文内容を変更した場合は、「再査読」もしくは「再々査読」を行い、発行に支障をきたすと予想される場合は、編集委員会もしくは所長が紀要掲載の許可を取り消すことがある。

※査読後、掲載可の場合は、完成原稿（最終）として提出すること。

11. 改 廃

この要領の改廃は、経営経理研究所会議の議を経て、経営経理研究所長が決定する。

附則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

以上

執筆者紹介（目次順）

石 毛 昭 範	商学部教授（人的資源管理論，経営組織論）
岡 嶋 慶	商学部教授（会計史，監査論）
佐 野 雅 隆	商学部准教授（生産管理，経営統計）
西 大 輔	商学部助教（マーケティング，イノベーション）
金 山 茂 雄	商学部教授（経営情報論，技術論）

拓殖大学 経営経理研究 第122号 ISSN 1349-0281

2022 年 10 月 25 日 印 刷

2022 年 10 月 31 日 発 行

編 集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会
編集委員 金山茂雄，池田真志，今井文俊，海老名一郎，角田光弘，島内高太，
田嶋規雄，稲葉知恵子，中嶋嘉孝
発 行 者 拓殖大学経営経理研究所長 金山茂雄
発 行 所 拓殖大学経営経理研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号
Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-7265（研究支援課）
印 刷 所 (株)外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY

RESEARCH IN

MANAGEMENT AND

ACCOUNTING

No. 122

October 2022

Articles

What Is the Impact of International Standards and Rules on
Compliance of Companies with Work Rules?
..... ISHIGE Akinori (1)

Professional Formation of a Japanese Auditing Profession and
the Corporatist Public Policy OKAJIMA Kei (11)

Systematization of Disastrous Rain Record for the Improvement
of Resilience in Hospital SANO Masataka (33)

New Product Development with Customer:
Awareness and Marketing Performance NISHI Daisuke (45)

The Changes and the Environment in Science and Technology
the Historical Development of Computerization of Corporate
Management..... KANAYAMA Shigeo (63)

Study Note

Comparative Studies on Professional Formation of the Auditing
Profession, Part I: The German Experience OKAJIMA Kei (83)

Book Review

Kota Shimauchi, *Human Resource Development in Corporate
Training Schools* ISHIGE Akinori (107)

Edited and Published by

THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan